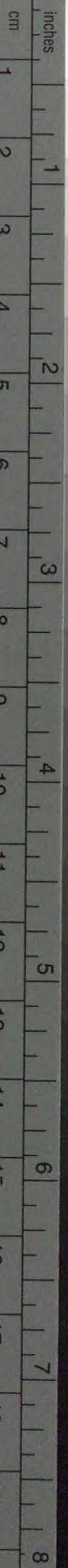


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

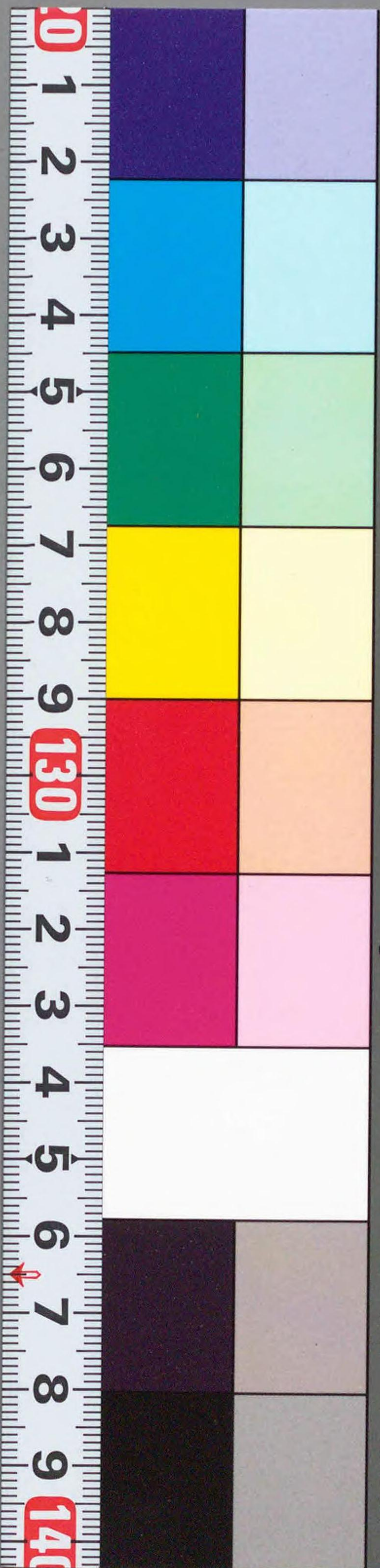
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



禁電子式複写

14  
7  
706

CZ-431-062



\*1200901599257\*



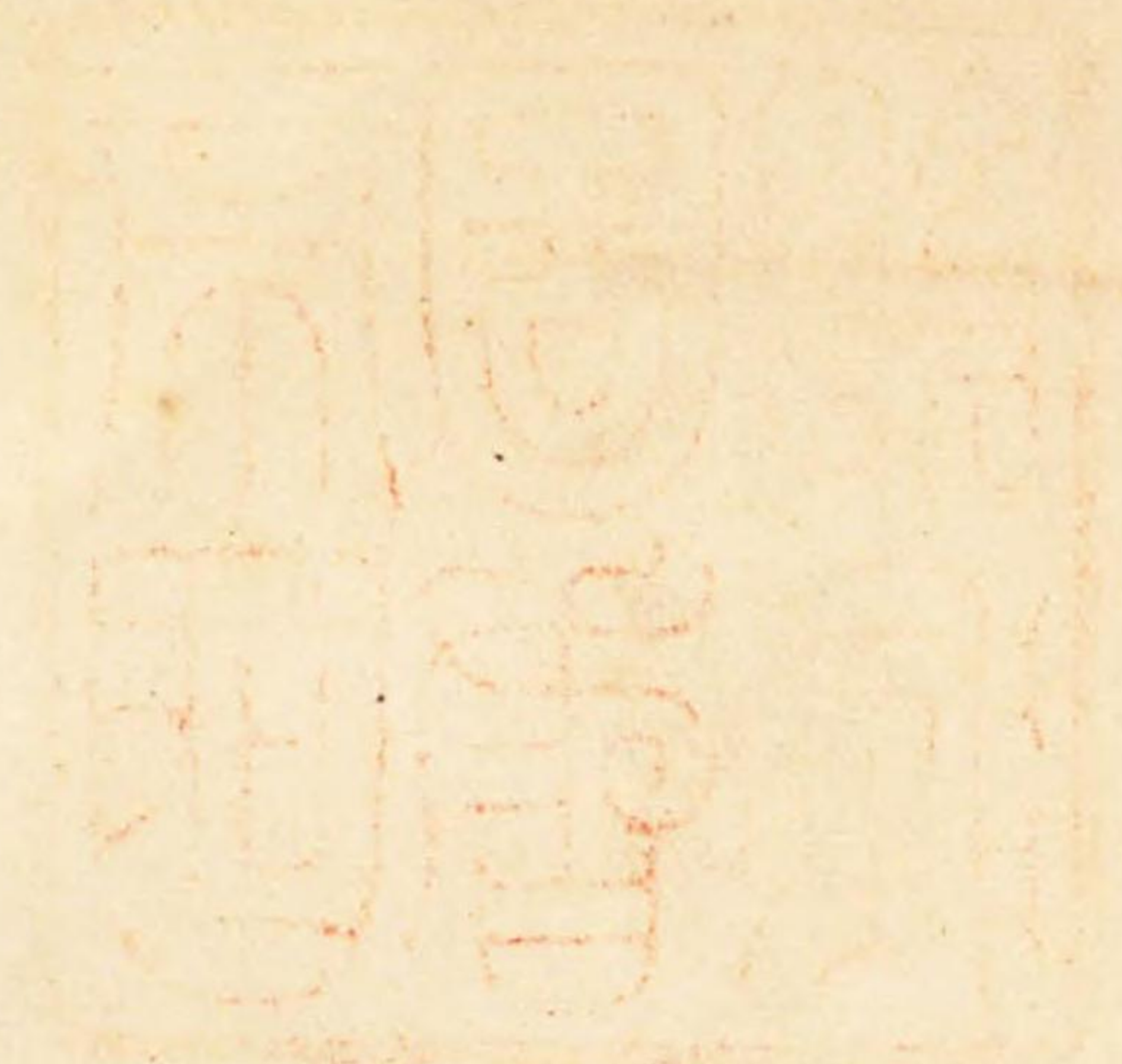






米穀會計例規

農林省米穀局





14.7-706

CZ  
431  
062

# 米穀會計例規

## 總目次

- 第一章 總則
- 第二章 豫算及決算
- 第三章 收入及支出
  - 第一節 總則
  - 第二節 收入
  - 第三節 支出
- 第四章 俸給及諸給
  - 第一節 俸給

總目次



總目次

- 第二節 旅費
- 第三節 諸給與
- 第五章 契約
- 第六章 國有財產
- 第七章 物品
- 第八章 證明
- 第九章 預金、保管、借入金及米穀證券
- 第十章 米穀
  - 第一節 賣買
  - 第二節 出納
  - 第三節 保管

- 第十一章 官規
- 第十二章 文書
- 第十三章 雜則
- 米穀會計例規年別索引

總目次



目次

第一章 總則

大日本帝國憲法	(明治三二年二月一日)	一
會計法	(大正一〇年四月八日 法律第四二號)	五
會計規則	(大正一一年一月九日 勅令第一號)	九
米穀需給調節特別會計法	(大正一〇年四月四日 法律第三七號)	二六
米穀需給調節特別會計規則	(大正一〇年五月二四日 勅令第二四號)	二七
會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依リ調製スルコトヲ要スル帳簿ノ様式及記入ノ方法並書類ノ様式	(大正一一年三月二九日 大藏省令第二〇號)	二八
會計事務規程準用ノ件	(大正一四年四月一七日 農第六三八二號)	六〇
會計事務規程	(大正一四年四月一日 農林省訓令第一號)	六〇
會計事務規程第四十條ニ依ル帳簿ノ種類帳簿其ノ他ノ様式	(大正一四年四月一日 農會乙第一五號)	六二
諸報告計算書類提出ノ件	(大正一一年四月二日 會第五三三號)	七五



目次 第二章 豫算及決算

諸報告書類ノ提出ニ關シ留意ノ件  
米穀事務所會計事務規程  
米穀事務所會計事務規程ニ依ル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式  
會計法規ニ基ク出納計算ノ數字及記載事項ノ訂正ニ關スル件  
證書面金員穀數等改作塗抹數字ノ書方帳簿ノ綴目綴目へ押印ノ件  
金錢利割稱呼方

第二章 豫算及決算

歳入歳出豫算概定順序  
米穀需給調節歳入歳出概計書様式  
歳入概算書及歳出概算書様式  
歳出概算書調製ノ件  
歳出概算書様式及提出ノ件  
歳出概算増減内譯様式  
歳出概算中外國貨幣換算ニ關スル件  
(抄録)

(大正一三年六月二六日) ..... 七五  
(會乙第一四七四號)  
(昭和三年六月七日) ..... 七五  
(農第七三五二號)  
(大正一四年一月二九日) ..... 八〇  
(農局第二〇〇號)  
(大正一一年五月三〇日) ..... 一一一  
(大藏省令第四三號)  
(明治八年五月一二日) ..... 一一一  
(太政官達第七七號)  
(明治一一年五月二日) ..... 一一一  
(大藏省達乙第二一號)

(明治二二年三月二七日) ..... 一一三  
(閣令第一二號)  
..... 一一三  
(明治二二年三月) ..... 一二九  
(乾第八二六號)  
(明治四四年九月) ..... 一三一  
(往第九八〇二號)  
(明治四五年三月) ..... 一三二  
(達會第一七三號)  
(大正一五年五月二六日) ..... 一三八  
(農務局長通牒)  
(昭和七年七月二〇日) ..... 一四二  
(藏計第六二九號)

歳入豫算算出規程

豫定經費算出概則

歳出概算金額積算基準ニ關スル件

米穀需給調節歳入歳出豫定計算書及同各目明細書様式

豫定經費要求書様式

歳入概算書ノ外歳入豫定計算書ヲ調製スルノ件

歳入豫定計算書及同各目明細書調製心得

官吏遺族扶助法納金ノ歳入豫定計算書調製ノ件

米穀需給調節特別會計規則第十條ノ貸借對照表様式

米穀需給調節特別會計規則第十條ノ損益計算表様式

米穀需給調節特別會計規則第十條ノ米在穀高明細表様式

豫算編成上金額ヲ圓位ニ止ムルノ件

豫算編成上目ニ掲上スル新營費及修繕費ノ件

工作物ノ新營修繕ニ關スル費途區分標準ノ件

目次 第二章 豫算及決算

(明治二四年三月) ..... 一四三  
(乾第一一六〇號)  
(明治二二年六月一〇日) ..... 一四三  
(閣令第一九號)  
(大正一三年七月一八日) ..... 一四四  
(會乙第一六三八號)  
..... 一四七  
(明治四四年一二月) ..... 一六九  
(往第一三四四八號)  
(明治二五年二月) ..... 一九〇  
(乾第六七五號)  
(明治三〇年三月) ..... 一九〇  
(乾第六二八號)  
(明治三二年五月) ..... 一九二  
(坤第四五七一號)  
..... 一九二  
..... 一九三  
..... 一九三  
..... 一九六  
(明治三七年一〇月) ..... 一九七  
(官房秘第一九四九號)  
(大正一一年五月三一日) ..... 一九七  
(會第七九六號)  
(明治三五年五月) ..... 一九八  
(原甲第二九號)



訴訟上ニ要スル費用ハ訴訟費ノ科目  
 以テ處理ノ件  
 特別會計ニ於ケル營繕費ニ關スル法律  
 營繕事業統一ノ趣旨ヲ徹底セシムル  
 爲メ營繕管財局司掌ノ範圍擴張ニ關  
 スル件  
 營繕事業統一ノ趣旨ヲ徹底セシムル  
 爲メ營繕管財局司掌ノ範圍擴張ニ關  
 外トシテ各省ニ保留スルモノノ範圍  
 ニ關スル件  
 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ  
 繰入ルルコトニ關スル法律  
 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ  
 繰入ルルコトニ關スル法律ノ施行ニ  
 關スル件  
 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ  
 繰入ルルコトニ關スル法律ノ施行ニ  
 關スル件  
 支拂豫算令達ニ關スル件  
 米穀事務所經費豫算配付ニ關スル件  
 (抄録)  
 米穀事務所經費豫算増減請求手續ニ  
 關スル件  
 昭和九年度歳出豫算中第一豫備金ヲ  
 以テ補充シ得ベキ費途ノ件(抄録)  
 特別會計ノ第一豫備金支出ニ關スル  
 件

(明治三四年八月) ..... 一九八  
 (乾第三八三三號) ..... 一九八  
 (昭和六年三月二八日) ..... 一九八  
 (法律第九號) ..... 一九八  
 (昭和五年七月八日) ..... 一九九  
 (閣議決定) ..... 一九九  
 (昭和五年一月二九日) ..... 一九九  
 (內閣々甲第六〇號) ..... 一九九  
 (昭和六年三月二八日) ..... 二〇〇  
 (法律第八號) ..... 二〇〇  
 (昭和六年七月二八日) ..... 二〇〇  
 (勅令第二〇三號) ..... 二〇〇  
 (昭和六年七月二八日) ..... 二〇二  
 (大藏省令第二七號) ..... 二〇二  
 (大正一一年四月二九日) ..... 二〇四  
 (發乙一第一〇一一號) ..... 二〇四  
 (昭和四年四月二日) ..... 二〇四  
 (農局第一〇三四號) ..... 二〇四  
 (昭和四年五月四日) ..... 二〇四  
 (農局第六一八號) ..... 二〇四  
 (昭和九年九月一五日) ..... 二〇四  
 (勅令第二六五號) ..... 二〇四  
 (明治三〇年四月二八日) ..... 二〇五  
 (勅令第一一八號) ..... 二〇五

第一、第二豫備金其ノ他ノ要求書書  
 式  
 第一豫備金ヨリ補充ヲ要スルモノノ  
 科目設置ニ關スル件  
 豫備金支出要求ニ關シ圓位未滿ノ端  
 數切上整理ノ件  
 豫備金支出計算書書式  
 第二豫備金支出調書及豫備金外ニ於  
 テ豫算超過並豫算外支出ヲ爲シタル  
 調書書式  
 特別會計第一豫備金支出ノ通知ニ關  
 スル件  
 支出未濟繰越計算書附屬明細書ニ關  
 スル件  
 經費決算報告書、特別會計決定計算  
 書樣式改正並特別會計計算書ニ關ス  
 ル件  
 各特別會計決定計算書樣式改正ニ關  
 スル件  
 歳入増減計算書樣式  
 經費決算報告書歳入増減計算書及特  
 別會計決定計算書等送付後科目等ノ  
 誤謬訂正書ノ件  
 經費決算報告書ノ計數ニ關スル件  
 決算報告書正副二通大藏省ヘ送付ノ  
 件

(大正一一年五月一三日) ..... 二〇五  
 (會第七一二號) ..... 二〇五  
 (明治三〇年八月) ..... 二〇七  
 (會發第二七七號) ..... 二〇七  
 (大正一三年四月一〇日) ..... 二〇七  
 (藏第四四八〇號) ..... 二〇七  
 (明治三三年三月) ..... 二〇七  
 (乾第五八二號ノ乙) ..... 二〇七  
 (大正一一年一月) ..... 二一〇  
 (藏第一二八三九號) ..... 二一〇  
 (大正一四年四月九日) ..... 二一一  
 (農會乙第四五號) ..... 二一一  
 (昭和二年八月九日) ..... 二一一  
 (會乙第一三二二號) ..... 二一一  
 (昭和八年七月一九日) ..... 二一三  
 (會乙第一七六九號) ..... 二一三  
 (昭和八年七月一九日) ..... 二一三  
 (會乙第一七六九號) ..... 二一三  
 (大正一二年七月五日) ..... 二四七  
 (藏第六四九〇號) ..... 二四七  
 (明治二六年六月) ..... 二五二  
 (乾第三三三二號) ..... 二五二  
 (大正一五年四月二二日) ..... 二五五  
 (會乙第六六六號) ..... 二五五  
 (明治二六年一月一八日) ..... 二五五  
 (乾第四四一七號) ..... 二五五



目次 第三章 收入及支出 第一節 總則

決算書類寫大藏省へ提出ト同時ニ會計検査院へ送付ノ件  
豫算ニ計上シタル定員ト官制改正ノ爲減少シタル定員トノ俸給差額ハ不用額ト爲スノ件

(大正一二年一月一八日) ..... 二五五  
(送第四〇號) ..... 二五五  
(明治四一年七月二二日) ..... 二五五  
(内閣達第六七號)

第三章 收入及支出

第一節 總則

國庫出納金端數計算法

國庫出納金端數計算法第五條第二項ニ依ル命令ノ件  
年俸支給、宿代取立ニ係ル國庫金端數計算ノ件  
政府ト私人トノ債務ノ相殺アリタル場合ニ於ケル歳入徴收官ノ事務取扱方

(大正五年一月二九日) ..... 二五七  
(法律第二號) ..... 二五七  
(大正五年三月三一日) ..... 二五七  
(勅令第五六號) ..... 二五七  
(大正五年四月) ..... 二五八  
(發乙一第五六四號) ..... 二五八  
(大正一一年四月一日) ..... 二五八  
(大藏省訓令第一五號)

出納官吏事務規程

收入官吏ト歳入歳出外現金出納官吏ト兼掌スヘキ件

(大正一一年一月一日) ..... 二五八  
(大藏省令第二號) ..... 二五八  
(明治三七年一月二三日) ..... 二七五  
(大藏省訓令第三號) ..... 二七五  
(明治三五年三月二四日) ..... 二七五  
(大藏省訓令第一〇號) ..... 二七五  
(明治二五年五月二七日) ..... 二七五  
(大藏省訓令第三〇號) ..... 二七五  
(明治二五年五月三一日) ..... 二七六  
(大藏省訓令第三五號)

出納官吏現金出納簿記帳方

出納官吏檢査規程

出納官吏受檢心得方

(明治二三年四月一日) ..... 二七六  
(大藏省訓令第五四號) ..... 二七六  
(會第一四一號) ..... 二七七  
(昭和九年二月一日) ..... 二七七  
(勅令第二五號) ..... 二七七  
(昭和九年三月二日) ..... 二七八  
(會乙第二五九號) ..... 二七八  
(大正四年一月二八日) ..... 二七九  
(勅令第六號) ..... 二七九  
(大藏省令第一號) ..... 二七九  
(大正四年一月二八日) ..... 二九七  
(遞信省令第八號) ..... 二九七  
(昭和六年一月二三日) ..... 二九九  
(大藏遞信省令) ..... 二九九  
(大正一五年四月一五日) ..... 三〇〇  
(大藏省告示第四九號) ..... 三〇〇  
(明治三三年六月) ..... 三〇〇  
(送第三七八號) ..... 三〇〇  
(大正一一年一月二八日) ..... 三〇〇  
(藏第一三二〇二號) ..... 三〇〇  
(昭和八年七月一八日) ..... 三〇〇  
(藏計第五五一號) ..... 三〇〇  
(昭和八年八月七日) ..... 三〇二  
(會第一一七〇號)

出納官吏交替ノトキ事務引継手續  
出納官吏小切手支拂未済金ヲ歳入ニ組入ルル場合ニ關スル件  
出納官吏等ノ辨償責任ノ免除ニ關スル件  
出納官吏等ノ辨償責任ニ基ク免除範圍並取扱ニ關スル件  
郵便官署ヲシテ歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂渡ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルノ件  
郵便官署ヲシテ歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂ヲ取扱ハシムル件ニ關スル規程  
郵便官署ニ於ケル各廳歳入金及歳出金取扱規則  
郵便官署ヲシテ歳入金ノ受入ヲ爲サシムルノ特例ニ關スル件  
各廳歳出金取纏郵便局及日本銀行ノ配置ノ件  
會計検査院事務章程第三十三條ニ依ル亡失、辨償、私訴ニ關シ報告ノ件  
出納官吏又ハ出納員ノ保管現金亡失又ハ費消等ノ事故發生ノ場合通知ノ件  
貨幣交換差増減整理手續ニ關スル件  
貨幣交換差増減整理手續ニ關シ日本銀行へ通知ノ件

(明治二三年四月一日) ..... 二七六  
(大藏省訓令第五四號) ..... 二七六  
(會第一四一號) ..... 二七七  
(昭和九年二月一日) ..... 二七七  
(勅令第二五號) ..... 二七七  
(昭和九年三月二日) ..... 二七八  
(會乙第二五九號) ..... 二七八  
(大正四年一月二八日) ..... 二七九  
(勅令第六號) ..... 二七九  
(大藏省令第一號) ..... 二七九  
(大正四年一月二八日) ..... 二九七  
(遞信省令第八號) ..... 二九七  
(昭和六年一月二三日) ..... 二九九  
(大藏遞信省令) ..... 二九九  
(大正一五年四月一五日) ..... 三〇〇  
(大藏省告示第四九號) ..... 三〇〇  
(明治三三年六月) ..... 三〇〇  
(送第三七八號) ..... 三〇〇  
(大正一一年一月二八日) ..... 三〇〇  
(藏第一三二〇二號) ..... 三〇〇  
(昭和八年七月一八日) ..... 三〇〇  
(藏計第五五一號) ..... 三〇〇  
(昭和八年八月七日) ..... 三〇二  
(會第一一七〇號)

目次 第三章 收入及支出 第一節 總則



主計簿締切後歳入歳出ノ異動訂正ニ  
關スル件  
收入仕拂又ハ物品役務賃料等請求書  
提出ノ際其ノ原議書類ニ寫添附回附  
ヲ要スル件

(大正一一年一月二二日) ..... 三〇二  
(藏第一四二一七號)

(明治四四年一月) ..... 三〇二  
(發乙二第七五二號)

第二節 收入

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法  
律

(大正五年三月七日) ..... 三〇三  
(法律第一〇號)

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法  
律施行細則

(大正五年一月二二日) ..... 三〇三  
(大藏省令第三二號)

歳入納付ニ使用スル證券ニ關スル件

(大正五年一月二二日) ..... 三〇六  
(勅令第二五六號)

歳入納付ニ使用スル證券ノ納付ニ關  
スル制限

(大正五年一月二二日) ..... 三〇八  
(大藏省令第三〇號)

證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法  
律實施ニ付取扱方

(大正五年一月二二日) ..... 三〇九  
(大藏省訓令第一三號)

農商務省主管ノ歳入ハ總テ證券ヲ以  
テ納付スルヲ得ルノ件

(大正五年一月二二日) ..... 三一〇  
(農商務省令第三〇號)

歳入納付ノ證券取扱ニ關スル件

(大正六年四月) ..... 三一〇  
(發乙一第六二八號)

印紙ヲ以テスル歳入金納付ニ關スル  
件

(大正九年六月二四日) ..... 三一〇  
(勅令第一九〇號)

收入印紙貼付方

(明治三八年一月一六日) ..... 三一〇  
(大藏省令第五一號)

准士官以下ノ受恩給者文官判任以上  
ニ任セラレタル場合ニ於ケル諸給與  
及納金計算方

(明治三三年六月二二日) ..... 三一〇  
(勅令第二七三號)

政府ヨリ賣拂フ代金ノ延納ニ關スル  
件

(大正一〇年八月八日) ..... 三一二  
(勅令第三七四號)

米穀賣却代金納入ニ關スル件

(昭和三年二月六日) ..... 三一二  
(農局第三一二號)

租税外諸收入金整理ニ關スル法律

(明治四四年四月一日) ..... 三一三  
(法律第五八號)

租税外諸收入金整理ニ關スル法律施  
行規則

(明治四四年四月二〇日) ..... 三一三  
(勅令第一二一號)

貸付金取扱規程

(明治四四年四月二一日) ..... 三一四  
(大藏省令第一七號)

歳入徴收官ノ歳入金月計突合表證明  
ニ關スル件

(大正一五年三月二九日) ..... 三一七  
(大藏省令第五號)

歳入金不突合ノ場合報告ノ件

(大正一一年七月一四日) ..... 三一七  
(發乙二第六一八號)

毎年度所屬歳入金翌年五月分日本銀  
行月計突合表送付ニ關スル件

(大正一五年六月二六日) ..... 三一八  
(會乙第一〇二五號)

歳入トシテ測定シタル科目ニ付翌月  
以降測定若ハ收入ナキモ徴收報告書  
ニ掲記スヘキ件

(明治四四年二月) ..... 三一八  
(發乙一第九二號)

歳入徴收額計算書及徴收報告書ニ添  
附ノ日本銀行月計突合表ニ關スル件

(大正一一年五月四日) ..... 三一八  
(發乙一第七二一號)

歳入徴收額計算書ノ「收入濟額」下日  
本銀行領收額トノ「對照」ノ部ノ證  
明ニ關スル件

(大正一三年九月九日) ..... 三一九  
(會乙第一九二七號)

歳入年度等誤謬ノ場合訂正手續

(大正一一年四月五日) ..... 三二〇  
(大藏省令第三八號)

歳入測定濟額收入未整理ノモノ取扱  
方

(明治二四年八月一七日) ..... 三二〇  
(大藏省訓令第六八號)



目次 第三章 收入及支出 第三節 支出

繰越ニ係ル歳入調定済額ノ收入整理  
未了ノモノ取扱方  
歳入繰越計算表様式  
作業益金及資金ノ過剰金國庫内移換  
手續  
書面ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲ス場合ノ  
様式  
納入告知書用紙其ノ他様式  
歳入金納入〔金庫〕指定ノ件  
代金納入方ニ關スル件  
歳入調定済報告書添附證書類ニ關  
スル件  
米穀賣却ノ收入調定済報告書ニ見本  
番號記入ノ件  
契約保證金ヲ賣却代金ニ充當シタル  
場合ニ關スル件

第三節 支出

大藏大臣ノ承認ヲ經ルニ非サレハ他  
ノ用途ノ金額ヲ流用スルコトヲ得サ  
ル用途ノ件  
年功加俸及特別俸加給ノ俸給豫算流  
用ノ件

(明治二五年四月二七日)	.....	三二三
(大藏省訓令第二五號)	.....	三二三
(明治三一年二月二六日)	.....	三二三
(大藏省訓令第一二號)	.....	三二五
(大正一一年四月一八日)	.....	三二五
(會第四七三號)	.....	三二五
(大正一一年五月二三日)	.....	三二五
(農商務省訓令第六號)	.....	三二五
(昭和九年一〇月一二日)	.....	三二八
(米穀局長通牒)	.....	三二八
(明治三四年三月)	.....	三四三
(達會第二六一號)	.....	三四三
(昭和三年一二月一八日)	.....	三四三
(農局第三六〇九號)	.....	三四三
(昭和四年七月一號)	.....	三四三
(農局第二二一號)	.....	三四三
(昭和五年八月二六日)	.....	三四四
(農局第二五五一號)	.....	三四四
(昭和五年六月一八日)	.....	三四四
(農局第一八二七號)	.....	三四四
(大正一二年六月一三日)	.....	三四五
(勅令第三〇五號)	.....	三四五
(大正一一年四月)	.....	三四五
(會第五三〇號)	.....	三四五

營繕費其他ニ於テ目ヲ新設シ多大ノ  
金額ノ流用ヲ爲ササルノ件  
補助費又ハ獎勵費ヨリ他ノ用途ニ對  
スル流用ニ關スル件  
支出官事務規程

國庫納金小切手振出ニ關スル件  
受取人ノ現金受領前亡シタル支拂  
通知書ニ關スル件  
小切手支拂未済金償還順序内規ニ關  
スル件  
小切手振出済額突合ノ件  
現金又ハ有價證券ノ拂渡ニ關スル不  
正事件處理要項ニ關スル件  
經費仕拂上被詐取ノ事實發見ノトキ  
報告ノ件  
政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受クル  
場合會計上ノ規程  
政府カ第三債務者トシテ差押ヘラレ  
タル債務額ノ仕拂停止仕拂執行及供  
託ニ關スル手續  
政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受クル  
場合會計上ノ規程ニ關スル件  
官廳ニ於テ印刷局製造ノ物件買入ニ  
關スル法律  
辯護士謝金前金拂ノ件

(明治三八年三月)	.....	三四五
(往第二三九六號)	.....	三四六
(大正一一年一月一一日)	.....	三四六
(大藏省令第一號)	.....	三四六
(大正一一年六月一七號)	.....	三五七
(發乙二第四一七號)	.....	三五七
(大正一三年四月一一日)	.....	三五七
(會第六〇九號)	.....	三五七
(大正一三年六月一八日)	.....	三五八
(會第九一五號)	.....	三五八
(大正一一年六月一三日)	.....	三五九
(發乙二第三一〇號)	.....	三五九
(昭和四年二月一四日)	.....	三六〇
(會第九七號)	.....	三六〇
(明治三五年二月二七日)	.....	三六一
(送第六二四號)	.....	三六一
(明治二六年一二月二七日)	.....	三六一
(勅令第二六一號)	.....	三六一
(明治二七年二月七日)	.....	三六二
(大藏省令第二號)	.....	三六二
(昭和二年九月九日)	.....	三六九
(會第一〇八六號)	.....	三六九
(明治四〇年三月一日)	.....	三七〇
(法律第五號)	.....	三七〇
(大正一一年四月八日)	.....	三七〇
(林第八九二號)	.....	三七〇

目次 第三章 收入及支出 第三節 支出







農林省所管經費取扱規程  
小切手法

(昭和五年五月二一日) 三九四  
(農林省訓令第四號)  
(昭和八年七月二九日) 四〇〇  
(法律第五七號)

第四章 俸給及諸給

第一節 俸給

高等官官等俸給令(抄録) (明治四三年三月二八日) 四一  
 判任官俸給令 (明治四三年三月二八日) 四一  
 文武判任官等級令 (明治四三年三月二八日) 四一  
 文官俸給支給細則 (明治四三年六月一八日) 四一  
 俸給支給上計算方 (明治四三年六月一八日) 四一  
 備員俸給及備員其他ニ給スル諸手當 (大藏省令第一一號) 四一  
 支給方 (藏會第六四號) 四一  
 農商務省所管備員俸給支給規程 (明治二六年二月二三日) 四一  
 二以上ノ俸給ヲ受ケル官吏及待遇官 (明治二六年六月二二日) 四一  
 吏ノ減俸ニ關スル件 (達會第六〇六號) 四一  
 初級官等ノ制限ヲ受ケサル高等文官 (昭和六年六月二二日) 四一  
 他ノ高等文官ト爲ル場合ノ官等ニ關スル件 (勅令第一四三號) 四一  
 (明治三六年一月二三日) 四二  
 (勅令第二八五號) 四二

宮内高等官ヨリ高等文官ニ任用セラ  
 ルル者ニ關スル件 (明治四一年七月二七日) 四二  
 文官試補及見習ニ關スル件 (勅令第一八二號) 四二  
 高等官タリシ者ヲ初メテ判任官ニ任  
 用ノトキ俸給支給ニ關スル件 (明治四三年六月二〇日) 四二  
 月俸七十五圓未滿ノ判任官待遇者ノ  
 俸給ニ關スル件 (閣議決定) 四二  
 判任文官俸給ノ初給並再任ノ場合ニ  
 於ケル俸給其ノ他ニ關スル件 (明治四〇年六月二五日) 四二  
 雇員ノ俸給制限ニ關スル件 (勅令第二四四號) 四二  
 官吏退官後地方待遇職員ニ任命セラ  
 レタル者ノ俸給支給方ニ關スル件 (大正九年八月一八日) 四二  
 各廳雇等日給ノ者休暇日ニモ給額支  
 給ノ件 (内閣書記官長通牒) 四二  
 教官及技術官ノ俸給ニ關スル件 (昭和九年三月二七日) 四二  
 文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル  
 者ノ俸給支給ニ關スル件 (會乙第七〇〇號) 四二  
 明治三十七年勅令第二百六號解釋方  
 ノ件 (明治八年六月三〇日) 四二  
 陸軍々籍ニ在ル文官召集ニ應シ文官  
 俸給ノ補給ヲ受ケル者ノ取扱方 (太政官達第一一四號) 四二  
 海軍々籍ニ在ル文官召集中文官俸給  
 ノ補給ヲ受ケル者ノ取扱方 (大正九年八月一八日) 四二  
 文官及雇備員ニシテ陸海軍ニ召集セ  
 ラレタル者ノ身分取扱方 (勅令第二六二號) 四二  
 (明治三七年一月一〇日) 四二  
 (官報) 四二  
 (明治三十七年四月三〇日) 四二  
 (陸軍省達第九三號) 四二  
 (明治三十七年四月二五日) 四二  
 (海軍省達第八四號) 四二  
 (昭和三年五月二二日) 四二  
 (農秘甲第三〇二號) 四二



休職ノ官吏ニシテ幹部候補生トシテ入營スル場合ニ於ケル取扱ニ關スル件  
 試補及判任官見習並非職ノ休職官吏ノ【二年志願兵】トナル者服役ノ件  
 官吏ニシテ現役兵トシテ入營シ幹部候補生志願者俸給支給方  
 陸海軍准士官以下ノ受恩給者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給支給方  
 陸海軍准士官以下ノ受恩給者文官判任以上ニ任用ノ俸給月日割支給方  
 准士官以下ノ受恩給者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル諸給與及納金計算方  
 政府ヨリ恩給ヲ受クル者ニ召集中手當ヲ支給スルノ件  
 歸郷療養手當ヲ受クル者俸給補給ニ關スル件  
 軍籍ニ在ル囑託員平時演習ニ召集セラレタル場合ニ於ケル月手當支給ニ關スル件  
 軍籍ニ在ル傭員ニシテ平時演習ノ場合ニ於ケル給料不足額補給ノ件  
 聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件  
 外國政府ニ聘用セラレタル者ノ俸給計算ニ關スル件

(昭和三年二月二十五日)	四二八
(會乙第九七號)	四二八
(明治二三年三月二十八日)	四二八
(勅令第六二號)	四二八
(昭和九年四月一三日)	四二九
(會乙第一〇七號)	四二九
(明治三三年三月三十一日)	四二九
(勅令第一三二號)	四二九
(明治三三年四月一八日)	四二九
(大藏省令第一九號)	四二九
(明治三三年六月二十二日)	四三〇
(勅令第二七三號)	四三〇
(明治三八年六月一四日)	四三〇
(勅令第一七九號)	四三〇
(明治三八年三月)	四三〇
(臨第八〇五號)	四三〇
(昭和六年九月二日)	四三〇
(會乙第一七五八號)	四三〇
(明治三六年八月)	四三一
(人雜第三三六號)	四三一
(大正九年九月八日)	四三一
(勅令第三六七號)	四三一
(明治四二年四月)	四三一
(往第四二七四號)	四三一

休職並減俸處分ニ關シ取扱方  
 依願免官ト爲リ翌日他省所管ニ於テ新任官シタル者ノ俸給支給ニ關スル件  
 官制改革ニ依リ廢官トナリタル者直ニ任官シタルトキ俸給支給ニ關スル件  
 朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令  
 朝鮮臺灣在勤米穀法施行職員加俸、加給手當及加給給料支給規則  
 朝鮮臺灣在勤米穀法施行職員加俸、加給手當及加給給料支給規則ニ關スル件  
 在外公館費用條例  
 外國在勤者等ニ支給スル給與ノ臨時増給ニ關スル件  
 爲替相場變動ニ依ル臨時増給ニ關スル準則

第二節 旅費

外國旅費規則  
 外國旅費規則施行細則

(大正一〇年九月一日)	四四三
(勅令第四〇一號)	四四三
(大正一〇年九月一日)	四四九
(大藏省令第三一號)	四四九



判任官以上ノ待遇ヲ受クル者囑託員 雇員及傭人ニ支給スル外國旅費規程 外國旅費規則其ノ他ニ定ムル旅費定 額減額支給ノ件	(大正一一年四月二七日) 會第五一號	四五〇
歐羅巴方面ヘ旅行ノ場合ニ於ケル順 路ニ關スル件	(昭和五年七月八日) 會第一〇〇二號	四五二
歐羅巴方面ヘ旅行ノ場合ニ於ケル順 路ニ關スル件	(昭和四年七月五日) 會第九六三號	四五三
外國旅費規則第二十二條ノ解釋ニ關 スル件	(昭和九年六月一三日) 會乙第一六四二號	四五三
南洋群島關東州南滿洲旅費規則 施行細則	(大正一三年八月二五日) 會乙第一七四六號	四五四
南洋群島關東州南滿洲旅費規則 施行細則	(大正一〇年九月一日) 勅令第四〇二號	四五五
南洋群島關東州南滿洲旅費規則施行 細則	(大正一〇年九月一日) 大藏省令第三二號	四六一
判任官以上ノ待遇ヲ受クル者囑託員 雇員及傭人ニ支給スル南洋群島關東 州南滿洲旅費規程	(大正一一年四月二七日) 會第五一一號	四六二
南洋群島關東州南滿洲旅費規則其ノ 他ニ定ムル旅費定額減額支給ノ件	(昭和五年七月八日) 會第一〇〇二號	四六四
內國旅費規則	(明治四三年六月一八日) 勅令第二七四號	四六五
待遇官吏並囑託員ニシテ判任官以上 ノ待遇ヲ受クル官職ニ在ル者ニ對ス ル內國旅費支給準則	(昭和八年三月二七日) 藏計第一七六號	四六九
內國旅費規則ニ依ル特定及協定旅費 規程	(大正一四年二月二六日) 會第三二號	四六九
內國旅費規則其ノ他ニ定ムル旅費定 額減額支給ノ件(抄録)	(昭和五年七月八日) 會第一〇〇二號	四七三

囑託員ニ支給スヘキ旅費額ニ關スル 件	(昭和六年七月一日) 會第八三九號	四七六
內國旅費規則別表ニ定ムル甲地方指 定	(大正一三年一月一六日) 大藏省令第二八號	四七六
米穀需給調節特別會計ニ屬スル旅費 減額ノ件(米穀賣買ノ爲ニ出張スル 場合)	(昭和五年七月一四日) 決議	四七七
特定旅費支給ニ關スル件	(昭和五年七月二一日) 農局第二二〇五號	四七七
米穀需給調節特別會計ニ屬スル營繕 工事監督員旅費特定ノ件	(昭和五年七月一四日) 農局第二一九八號	四七八
內國旅費規則第二條ニ依ル鐵道賃及 船賃	(大正九年五月三一日) 大藏省令第一六號	四七八
旅客及荷物運送規則(抄録)	(昭和七年六月六日) 鐵道省告示第一七九號	四七九
急行料金支給ニ關スル件	(大正九年七月) 會受乙二第一〇〇六號	四八八
急行料金支給ニ關スル件	(大正一一年一月) 發乙三第四二四號	四八八
急行料金支給ニ關スル件	(昭和二年五月三〇日) 會乙第九〇三號	四八九
水路里程表	(明治三二年五月) 達會發第一八六號	四九〇
內國旅費規則ニ依ル船賃支給方ニ關 スル件	(昭和八年一〇月一八日) 會乙第二三八九號	五〇六
飛行機ニ依リ旅行シタル者ニ對スル 旅費支給ニ關スル件	(昭和五年一月六日) 藏計第四號	五〇六
內國旅費規則第十七條ノ二ノ同一地 ノ意義ニ關スル件	(昭和二年七月二三日) 會乙第一二五二號	五〇七







目次 第四章 俸給及諸給 第三節 諸給與

旅行中歸廳ノ場合旅費打切計算ノ件  
 一旦棄權シタル旅費ハ再ヒ請求スル  
 モ支給セサル件 (明治三二年五月) ..... 五二〇  
 勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル官  
 吏ニ支給スル旅費ノ件 (明治三二年二月) ..... 五二〇  
 兼官者旅費支給ニ關スル件 (總第三〇七七號) ..... 五二〇  
 在職官吏タル囑託員ニ對シ其ノ本官  
 相當ノ旅費支給ニ關スル件 (大正一〇年八月) ..... 五二〇  
 旅行中昇任ノ者旅費支給ニ關スル件 (發乙二第八五五號) ..... 五二〇  
 農林部内職員受託出張規則 (明治四三年一月二日) ..... 五二一  
 旅費並資金前渡取扱手續 (官報) ..... 五二一  
 旅費精算書提出期限勵行ノ件 (昭和二年三月二五日) ..... 五二一  
 旅費精算書提出ニ關スル件 (藏計第一四〇號) ..... 五二一  
 旅費概算請求ニ關スル件 (明治一九年六月) ..... 五二二  
 旅費概算請求ニ關スル件 (坤第五七二一號) ..... 五二二  
 旅費概算請求ニ關スル件 (昭和三三年四月二八日) ..... 五二二  
 旅費概算請求ニ關スル件 (農林省令第二號) ..... 五二二  
 旅費概算請求ニ關スル件 (大正一一年八月一四日) ..... 五二二  
 旅費概算請求ニ關スル件 (會第一一三八號) ..... 五二二  
 旅費概算請求ニ關スル件 (昭和三三年四月四日) ..... 五二二  
 旅費概算請求ニ關スル件 (農局第九一七號) ..... 五二二  
 旅費概算請求ニ關スル件 (昭和四年五月四日) ..... 五二七  
 旅費概算請求ニ關スル件 (農局第六一八號) ..... 五二七  
 旅費概算請求ニ關スル件 (昭和四年五月四日) ..... 五二七  
 旅費概算請求ニ關スル件 (農局第六一八號) ..... 五二七  
 旅費概算請求ニ關スル件 (農局第一八二七號) ..... 五二七

第三節 諸給與

官吏療治料給與ノ件

(明治二五年九月二七日) ..... 五二九  
 (勅令第八〇號) ..... 五二九

試補及囑託員ニ療治料給與ノ件

(大正一三年六月二二日) ..... 五二九  
 (會乙第一三五六號) ..... 五二九

官吏療治料支給ニ關スル件

(大正一五年三月二六日) ..... 五二九  
 (會乙第四九〇號) ..... 五二九

官吏療治料支給ニ關スル件

(大正一五年七月二日) ..... 五三〇  
 (農會乙第一〇三五號) ..... 五三〇

雇員扶助令

(昭和三年六月九日) ..... 五三一  
 (勅令第一〇九號) ..... 五三一

雇員扶助令別表ニ規定スル扶助金額ノ範圍アルモノノ裁定ニ關スル件

(昭和三年八月三〇日) ..... 五三四  
 (會第一二〇二號) ..... 五三四

傭人扶助令

(大正七年一月二二日) ..... 五三六  
 (勅令第三八二號) ..... 五三六

供給勞働者扶助令

(昭和七年一月八日) ..... 五三八  
 (勅令第二號) ..... 五三八

勞働者災害扶助法

(昭和六年四月二日) ..... 五三八  
 (法律第五四號) ..... 五三八

勞働者災害扶助法施行令

(昭和六年一月二八日) ..... 五四〇  
 (勅令第二七六號) ..... 五四〇

死亡賜金給與遺族ニ關スル件

(昭和八年七月一九日) ..... 五四九  
 (會第一一一九號) ..... 五四九

死亡手當支給ニ關スル件

(昭和二年一月九日) ..... 五四九  
 (會乙第一八五八號) ..... 五四九

准士官以下ノ受恩給者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル諸給與及納金計算方

(明治三三年六月二二日) ..... 五五〇  
 (勅令第二七三號) ..... 五五〇

勤勉手當給與令

(大正九年一月二二日) ..... 五五〇  
 (勅令第五四五號) ..... 五五〇

宿直又ハ徹夜勤務者食料給與及特別用文具使用ノ件

(明治二四年三月三〇日) ..... 五五二  
 (勅令第二七號) ..... 五五二



判任以下宿直並徹夜勤務者ニ支給ス  
ヘキ食料ノ件  
恩給法  
恩給法施行令  
恩給受給權存否ノ調査ニ關スル件  
改正恩給法附則第九條ノ解釋ニ關ス  
ル件

第五章 契約

政府ニ於テ物品ノ販賣ヲ問屋業者ニ  
委託スルコトヲ得ル場合ニ關スル件  
會計法第三十一條第二項ノ適用ニ關  
シテ關議決定ノ件  
會計法第三十一條第二項ヲ適用シタ  
ル場合ニ於ケル通知事項ノ件  
會計規則第九十六條ノ規定ニ依リ一  
般ノ競争ニ加ラムトスル者ニ必要ナ  
ル資格ニ關スル件  
會計規則第九十六條ノ規定ニ依リ一  
般ノ競争ニ加ラムトスル者ニ必要ナ  
ル資格ニ關スル件  
入札者資格ニ關シテ公文ニ記入ノ件

大正七年八月  
達會第一〇五七號 ..... 五五二  
大正一二年四月一四日  
法律第四八號 ..... 五五二  
大正一二年八月一七日  
勅令第三六七號 ..... 五七七  
昭和九年一月二二日  
農秘甲第一七號 ..... 六〇一  
昭和九年一月三一日  
農秘甲第三三號 ..... 六〇一

大正一二年六月七日  
勅令第二九九號 ..... 六〇三  
大正一一年四月二一日  
會第五九七號 ..... 六〇三  
大正一一年五月一〇日  
會第六四七號 ..... 六〇四  
大正一一年四月一一日  
大藏省令第三三號 ..... 六〇五  
昭和三年一月一一日  
禮會乙第二二號 ..... 六〇六  
大正一一年四月二四日  
發乙一第九七五號 ..... 六〇六

他官衙トノ間ニ於ケル契約書省略ノ  
件  
國產獎勵ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關ス  
ル法律  
國產獎勵ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關ス  
ル法律施行ニ關スル件  
國產獎勵ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關ス  
ル法律ニ依リ隨意契約ヲ爲シ得ル國  
產品ノ種類ニ關スル件  
各省購入外國品中内國品ニ代フル  
ヲ可トスルモノト外國品ノ購入已ム  
ヲ得サルモノト區分ニ關スル件  
海外拂實績調提出ノ件  
支拂傳票ニ海外拂ノ旨朱記ノ件  
電力供給契約並電話名義ニ關スル件  
入札又ハ契約ノ保證金ニ關スル件  
鐵道株式會社ノ株券ヲ國債證券ニ代  
用スルノ件  
政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保  
ニ充用スル國債ノ價格ニ關スル件  
登錄國債ノ擔保充用ニ關スル法律  
記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定  
ニ關スル法律

大正一一年六月八日  
發乙二第九四號 ..... 六〇七  
昭和二年四月一一日  
法律第四一號 ..... 六〇七  
昭和二年二月二八日  
勅令第三七三號 ..... 六〇七  
昭和三年四月一〇日  
會第四三四號 ..... 六〇八  
昭和四年一〇月一四日  
藏理第八四〇號ノ二 ..... 六一一  
大正一五年一月二二日  
會第一三九三號 ..... 六二〇  
昭和五年九月二日  
農局第一七六二號 ..... 六二一  
昭和四年三月三〇日  
農務局長通牒 ..... 六二一  
明治四年九月七日  
勅令第三四〇號 ..... 六二二  
明治四〇年八月二四日  
勅令第二九一號 ..... 六二二  
明治四一年一月二八日  
勅令第二八七號 ..... 六二二  
明治四二年三月二二日  
法律第八號 ..... 六二二  
明治三七年四月一一日  
法律第一七號 ..... 六二三



米穀證券ヲ保證金ニ充用ノ件  
申込保證金トシテ受入レタル公債ニ  
關スル件

(昭和二年二月一七日)  
農務局長通牒 ..... 六二三  
(昭和五年六月一九日)  
農局第一八二七號 ..... 六二三

第六章 國有財産

國有財産法

國有財産法施行令

國有財産法施行規則

大藏省所管國有財産取扱規程

國有財産取扱上質疑ノ件

國有財産タル竹ノ數量ノ單位「束」ノ  
算出ニ關スル件

國有財産事務取扱方ニ關スル件

國有財産増減事由別調ニ關スル件

國有財産管理換事務取扱ニ關スル件

公用財産用途廢止事務取扱ニ關スル  
件

(大正一〇年四月八日)  
法律第四三號 ..... 六二五  
(大正一一年一月二八日)  
勅令第一五號 ..... 六二八  
(大正一一年二月八日)  
大藏省令第一四號 ..... 六三三  
(大正一一年四月一七日)  
大藏省訓令第一八號 ..... 六五六  
(大正一一年五月二五日)  
發乙第一〇二九號 ..... 六七四  
(昭和七年八月一日)  
會乙第一六〇八號 ..... 六七五  
(昭和八年五月一九日)  
會第八四六號 ..... 六七六  
(昭和七年六月一八日)  
會乙第一一三一號 ..... 七〇六  
(大正一三年四月二九日)  
會第七一八號 ..... 七〇六  
(大正一二年一月八日)  
發乙三第六七八號 ..... 七〇七

公用財産用途廢止事務取扱ニ關スル  
件  
國有財産引繼、引受及管理換ニ關ス  
ル件  
各省ノ所管ニ係ル不動産登記ノ囑託  
ニ關スル件  
農林省所管不動産登記囑託ニ關スル  
代理官指定ノ件  
雜種財産ノ管理ヲ爲スニ伴ヒ生スル  
收入金取扱ニ關スル件  
國有財産整理資金特別會計歳入徵收  
報告書ニ關スル件  
大藏省所管國有財産整理資金特別會  
計歳入徵收官指定ノ件(抄録)  
官舎貸渡規則  
官舎貸渡内規  
米穀事務所構内現居住者報告ニ關ス  
ル件  
官舎居住ニ關スル件  
國ノ事業ニ對スル寄附ノ件  
公有水面埋立法同施行令ニ關スル件  
建物其ノ他營造物ノ火災防備ニ關ス  
ル件

(昭和三年五月二五日)  
會第六二七號 ..... 七〇七  
(大正一三年八月一五日)  
會乙第一六六八號 ..... 七〇八  
(明治三五年一月一八日)  
勅令第五號 ..... 七〇九  
(大正一四年四月一日)  
農林省令第二號 ..... 七〇九  
(昭和三年三月一九日)  
會第三一八號 ..... 七〇九  
(昭和九年九月八日)  
營管國第一一九三號 ..... 七〇九  
(昭和九年九月四日)  
大藏省達第一號 ..... 七一〇  
(明治九年五月一五日)  
太政官達第五三號 ..... 七一一  
(明治二一年一二月)  
内閣總理大臣通牒 ..... 七一一  
(昭和七年一月二一日)  
米部第一九九八號 ..... 七一二  
(大正一五年七月二四日)  
經理課長通牒 ..... 七一三  
(昭和四年七月一五日)  
内務省發地第四八號 ..... 七一三  
(大正一一年四月二五日)  
文第一五二號 ..... 七一三  
(明治四年三月)  
內訓會第一六七號 ..... 七一四



目次 第七章 物品

倉庫名稱ニ關スル件  
倉庫名稱變更ノ件

(昭和四年一月二〇日) ..... 七一四  
(農局第三三九〇號)  
(昭和五年五月七日) ..... 七一四  
(農局第一三八一號)

第七章 物品

物品會計規則

(明治二二年六月一二日) ..... 七一五  
(勅令第八四號)

農商務省物品會計規程

(明治三四年七月) ..... 七一七  
(達會發第三八一號)

農商務省物品會計規程書式

(大正一年八月三日) ..... 七二〇  
(發乙二第五二〇號)

物品出納命令官卜物品會計官吏卜ノ兼掌ニ關スル件

(明治二四年八月) ..... 七三三  
(第九〇號)

物品出納報告ニ關スル件

(昭和三年一〇月一九日) ..... 七三三  
(農局第三〇七三號)

宿直等ノ食料給與並特別用文具備付ノ件

(明治二四年三月三〇日) ..... 七三四  
(勅令第二七號)

本省需用品其他價格標準及使用方

(明治二六年七月) ..... 七三四  
(達乙第一八八號)

一般用紙、器具、文具等ノ標準ニ關スル件

(昭和五年八月七日) ..... 七三四  
(會乙第一九二四號)

印刷用紙等ノ寸法ノ規格(政府ニ於テ製造若ハ購入シ又ハ使用スル印刷用紙、印刷物、證券、事務用紙、製圖用紙、便箋等ノ寸法)

(昭和六年二月一〇日) ..... 七五七  
(商工省告示第一一號)

メートル法實行ノ件

(昭和五年二月一三日) ..... 七六九  
(內閣外各省會議決議)

..... 七六九

物品ノ出納工事物件ノ設計、仕譯等メートル法ニ依ルノ件

(昭和五年三月一七日) ..... 七六九  
(會第三五〇號)

物品ノ購入受拂整理ニ關シメートル法適用ノ件

(昭和五年六月一九日) ..... 七七〇  
(農局第一八二七號)

度量衡法

(明治四二年三月八日) ..... 七七〇  
(法律第四號)

度量衡法施行令

(明治四二年六月二五日) ..... 七七三  
(勅令第一六九號)

購入直ニ消費トシテ物品出納簿ニ登記ヲ省略スル物品ノ範圍ノ件

(昭和四年五月四日) ..... 七九五  
(農局第六一八號)

物品ノ品名及單位稱呼ニ關スル件

(昭和五年六月一九日) ..... 七九六  
(農局第一八二七號)

第八章 證明

會計検査院法

(明治二二年五月一〇日) ..... 七九七  
(法律第一五號)

會計検査院事務章程

(明治三二年一月二五日) ..... 七九九  
(勅令第四五七號)

會計検査院各部課管理事務

(昭和三年三月一日) ..... 八〇二  
(官報)

計算證明規程

(大正一年三月一七日) ..... 八〇二  
(會計検査院達第一號)

計算證明規程ニ依ル計算書、證憑書省略ノ件

(大正一年五月一八日) ..... 八四〇  
(會第七三二號)

計算證明書規程ニ依ル明細書等指定ノ件

(大正一年五月二四日) ..... 八四一  
(會第七五八號)

目次 第八章 證明



出納計算ノ検査及責任解除委託ノ件 ..... 八五八  
 委託検査取扱順序 ..... 八五八  
 現金出納檢定書並出納計算書記載方  
 ノ件 ..... 八五八  
 收支ニ關スル規則設定又ハ改正ノ節  
 會計検査院ヘ通知ノ件 ..... 八六〇  
 旅費其他支給ニ關シ規則制定ノトキ  
 官報ニ掲クルモノハ會計検査院ヘ通  
 知省略ノ件 ..... 八六〇

第九章 預金、保管、借入金及米穀證券

預金部預金法 ..... 八六一  
 (大正一四年三月三〇日)  
 法律第二五號 ..... 八六一  
 預金部預金取扱規程 ..... 八六一  
 (大正一一年二月一日)  
 大藏省令第六號 ..... 八六一  
 米穀需給調節特別會計預金特別取扱  
 手續 ..... 八七六  
 (大正一五年三月三一日)  
 運第三七一號ノ三 ..... 八七六  
 (明治二三年一月七日)  
 法律第一號 ..... 八七八  
 保管金規則 ..... 八七八  
 (大正一一年二月一日)  
 大藏省令第五號 ..... 八七八  
 保管金取扱規程 ..... 八八五  
 (大正一三年八月一五日)  
 會乙第一六八〇號 ..... 八八五  
 保管金支拂ノ爲振出シタル小切手ヲ  
 受取人ニ於テ喪失セシ場合等ノ取扱  
 ニ關スル件 ..... 八八六  
 (大正一四年六月)  
 農會乙第六〇九號 ..... 八八六  
 保管金隔地者拂小切手振出日附ヨリ  
 一年經過ノ場合ノ處理ニ關スル件

日本銀行國庫金取扱規程 ..... 八八七  
 (大正一一年二月一日)  
 大藏省令第一〇號 ..... 八八七  
 國庫金並政府有價證券ヲ取扱フ日本  
 銀行代理店、統轄店及其ノ所屬店ノ  
 名稱並位置 ..... 九一二  
 (大正一一年三月一八日)  
 大藏省告示第三七號 ..... 九一二  
 日本銀行條例 ..... 九二五  
 (明治一五年六月二七日)  
 太政官布告第三二號 ..... 九二五  
 政府保管有價證券取扱規程 ..... 九二七  
 (大正一一年二月一日)  
 大藏省令第八號 ..... 九二七  
 日本銀行政府有價證券取扱規程 ..... 九三五  
 (大正一一年二月一日)  
 大藏省令第一一號 ..... 九三五  
 政府ニ擔保トシテ提供セル國債證券  
 ノ利札收取ニ關スル件 ..... 九四九  
 (昭和二年九月一六日)  
 會乙第一五五七號 ..... 九四九  
 政府所有有價證券取扱規程 ..... 九四九  
 (大正一一年二月一日)  
 大藏省令第七號 ..... 九四九  
 國債證券買入銷却法 ..... 九五〇  
 (明治二九年二月二一日)  
 法律第五號 ..... 九五〇  
 政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ  
 供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル法  
 律 ..... 九五一  
 (明治四二年三月二二日)  
 法律第九號 ..... 九五一  
 保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債  
 ノ買入銷却ニ關シ申ノ件 ..... 九五一  
 (明治四二年四月)  
 受丙第一一四號 ..... 九五一  
 國債買入銷却ノ場合ニ於ケル附屬利  
 札ニ關スル件 ..... 九五二  
 (大正八年二月)  
 會第二七七號 ..... 九五二  
 政府保管有價證券買入銷却ニ關スル  
 件 ..... 九五二  
 (昭和五年一二月二六日)  
 會乙第二九五七號 ..... 九五二  
 國債整理基金特別會計法 ..... 九五二  
 (明治三九年三月二日)  
 法律第六號 ..... 九五二  
 借入金利子計算方 ..... 九五三  
 (昭和六年五月二八日)  
 (藏理第六三八號) ..... 九五三



目次 第十章 米穀 第一節 賣買

米穀證券發行規程	(昭和六年四月一日)	九五三
大藏省證券入札發行規程	(昭和五年二月五日)	九五五
國債ニ關スル法律	(明治三十九年四月一日)	九五六
國債規則	(大正十一年四月一日)	九五七
日本銀行國債事務取扱規程	(大正十一年四月一日)	九六八
國債規則ニ於ケル國債ノ名稱	(大正十一年四月二七日)	九七五

第十章 米穀

第一節 賣買

第一項 總則

米穀統制法	(昭和八年三月二十九日)	九七七
米穀統制法施行令	(法律第二四號)	九七七
米穀統制法施行規則	(昭和八年一〇月二三日)	九七八
米穀統制法ノ公定價格ニ依ル賣渡及買入ノ心得書	(勅令第二八〇號)	九七八
米穀統制法第三條ノ賣買事務處理ニ關スル件	(昭和八年一〇月三十一日)	九九六
	(米第一二九八號)	九九八

米穀賣買ニ付契約書省略ノ件	(大正十一年八月二一日)	九九九
米穀受入及拂出日計箋様式	(藏第九三七四號)	九九九
米穀受拂報告ニ關スル件	(昭和五年一月二七日)	九九九
米穀賣買事務經過報告其ノ他提出ノ件	(昭和九年九月八日)	一〇〇〇
米價報告ニ關スル件	(米局第三一九九號)	一〇〇〇
米穀統制法ニ依ル買入米穀又ハ賣渡米穀ノ受渡倉庫ノ件	(昭和八年一月二五日)	一〇〇三
	(米部第三四三九號)	一〇〇三
	(昭和八年一月一日)	一〇〇三
	(農林省告示第四〇八號)	一〇〇三

第二項 買入

米穀買入事務章程	(昭和二年一月二一日)	一〇一七
買入米受渡期限延長ニ關スル件	(米穀第二二號)	一〇一七
買入米受渡遲延ニ因ル違約金免除ニ關スル件	(昭和八年四月二一日)	一〇三五
買入米受渡遲延ニ因ル違約金免除ニ關スル件	(昭和九年一月二二日)	一〇三五
買入米受渡遲延ニ因ル違約金免除ニ關スル件	(米部第一一四號)	一〇三五
入庫證書様式	(昭和九年二月二六日)	一〇三五
米穀受入功程報告ニ不合格事由記入ノ件	(昭和五年一月二一日)	一〇三六
買入成績報告様式	(昭和六年一月八日)	一〇三七
	(米穀課長通牒)	一〇三七
	(昭和八年二月一〇日)	一〇三八
	(米部第三一一號)	一〇三八

目次 第十章 米穀 第一節 賣買



目次 第十章 米穀 第一節 賣買

買入米ノ検査方針ニ關スル件  
公定價格ニ依ル買入米ノ受入検査ニ關スル件  
米穀ノ買入代價ニ對シ金利加算ニ關スル件  
最低價格ニ依ル買入事務取扱要項  
公定價格ニ依ル買入米ノ請書様式  
公定價格ニ依ル賣渡代理申込ニ關スル件  
年末年始休暇中ノ買入關係事務ニ關スル件  
米穀證券發行規程  
最低價格買入ノ米穀證券請求書様式  
米穀證券請求書記載方ニ關スル件  
米穀證券發行請求ノ場合厘位切捨ニ關スル件  
米穀證券ニ加算スベキ金利ニ關スル件  
米穀證券ニ加算スベキ金利ニ關スル件  
米穀證券ニ加算スベキ金利ニ關スル件  
米穀證券ニ加算スベキ金利計算ニ關スル件

(昭和二年九月一七日) 農局第二〇七六號 ..... 一〇四一  
(昭和九年一月一日) 米穀部長通牒 ..... 一〇四一  
(昭和八年二月二七日) 勅令第三二三號 ..... 一〇四一  
(昭和八年一月三〇日) 米部第三五二六號 ..... 一〇四一  
(昭和八年一月二八日) 米部第三四九七號 ..... 一〇四四  
(昭和八年二月九日) 米部第三六四八號 ..... 一〇四五  
(昭和八年二月二一日) 米部第三八二三號 ..... 一〇四六  
(昭和六年四月一日) 大藏省令第八號 ..... 一〇四六  
(昭和八年二月五日) 米部第三五八〇號 ..... 一〇四六  
(昭和九年四月一日) 米局第一六七號 ..... 一〇四八  
(昭和八年二月八日) 米部第三六三九號 ..... 一〇四八  
(昭和八年二月九日) 米部第三六四七號 ..... 一〇四八  
(昭和九年三月三〇日) 米部第一七三二號 ..... 一〇四八  
(昭和九年二月二〇日) 米部第一〇五九號 ..... 一〇四九

分割納入ヲ認メタル場合ノ米穀證券金利加算ニ關スル件  
償還期日ニ切迫シテ賣渡申込ノ場合米穀證券請求ニ關スル件  
買入米穀延納ノ場合ニ於ケル取扱ニ關スル件  
米穀證券請求書用紙(公定價格買入以外)様式  
米穀證券請求書記載ニ關スル件  
米穀證券交付通知書様式  
米穀證券見本送付ノ件  
米穀證券請求印鑑ニ關スル件  
米穀證券請求書審査ノ證印ニ關スル件  
米穀證券ノ過拂又ハ不足拂等ニ關スル件  
米穀買入手續

第三項 賣渡

米穀ノ賣却ニ付會計法第三十一條第二項ノ適用ニ關スル開議決定第三項ニ依リ隨意契約ニ依ルノ件

目次 第十章 米穀 第一節 賣買

(昭和九年二月八日) 米部第八一六號 ..... 一〇四九  
(昭和九年三月二日) 米部第一一五八號 ..... 一〇四九  
(昭和二年一月一四日) 農局第二六三五號 ..... 一〇五〇  
(昭和八年五月一九日) 米穀部長通牒 ..... 一〇五〇  
(昭和八年二月七日) 經理課長回答 ..... 一〇五二  
(昭和九年四月一六日) 經理課長通牒 ..... 一〇五二  
(昭和一〇年二月二〇日) 米局第二八八號 ..... 一〇五二  
(昭和九年四月二五日) 米局第四七三號 ..... 一〇五二  
(昭和四年五月四日) 農局第六一八號 ..... 一〇五三  
(昭和四年二月九日) 經理課通牒 ..... 一〇五三  
(大正一〇年五月三一日) 農商務省告示第一二三號 ..... 一〇五三  
(大正一三年五月二二日) 藏第六〇六二號 ..... 一〇五六



米穀ノ賣却ニ付會計規則第百十四條第一項第二十號ニ依リ隨意契約ニ依ルノ件 ..... 一〇五六

賣却事務取扱ニ關スル件 ..... 一〇五七

延滞違約金徴收起算日ニ關スル件 ..... 一〇五七

賣却成績報告様式 ..... 一〇五八

米穀賣却明細書ニ關スル件 ..... 一〇六〇

最高價格ニ依ル賣渡ノ決定通知書様式 ..... 一〇六〇

最高價格ニ依ル賣却米ノ請書様式 ..... 一〇六二

公定價格ニ依ル賣却米代金徴收ニ關スル件 ..... 一〇六二

米穀拂出票ニ決定番號記入ノ件 ..... 一〇六二

政府所有米穀特別處理法 ..... 一〇六三

政府所有米穀特別處理法施行令 ..... 一〇六三

第二節 出納

米穀出納簿様式

(大正一三年二月五日) ..... 一〇六五

(食第四一七號) .....

米穀出納簿記帳ニ關スル件 ..... 一〇六六

米穀出納簿ノ取扱方ニ關スル件 ..... 一〇六六

最低價格ニ依ル買入米ノ受入價額ニ關スル件 ..... 一〇六七

臺付米ノ取扱ニ關スル件 ..... 一〇六七

政府米輸送ノ際ニ於ケル移動報告ノ件 ..... 一〇六八

政府所有米評價ニ關スル件 ..... 一〇六八

古米格及品傷ニ依ル格下範圍ニ關スル件 ..... 一〇六七

米穀出納計算書記載個數ヲ石數ニ換算ノ件 ..... 一〇七七

第三節 保管

寄託契約ニ關スル件 ..... 一〇七九

勞力供給契約見積査定ニ關スル件 ..... 一〇八一

政府米ノ管理ニ關スル件 ..... 一〇八一

指定倉庫收容餘力ニ關スル件 ..... 一〇八二



目次 第一章 官規

政府米ノ倉替ノ意義ニ關スル件  
政府所有米月末現在高報告ノ件  
政府米ノ併別現在高ニ關スル件  
政府米保存狀態調査ニ關スル件  
政府米燻蒸計畫及同成績報告様式  
倉庫ニ寄託ノ政府米被害處置ニ關スル件  
現品検査及立會ニ關スル件

(昭和三年三月八日) ..... 一〇八三  
(農局第五二七號)  
(昭和五年四月二四日) ..... 一〇八三  
(農局第一二三〇號)  
(昭和六年七月二一日) ..... 一〇八四  
(農局第二五二八號)  
(昭和五年七月九日) ..... 一〇八四  
(農局第二〇五二號)  
(昭和九年五月九日) ..... 一〇八八  
(米局第五九〇號)  
(昭和五年九月二九日) ..... 一〇九六  
(農局秘第五二二號)  
(昭和五年三月二五日) ..... 一〇九六  
(農局第八六四號)

第十一章 官規

内閣官制  
各省官制通則  
農林省官制  
農林部内臨時職員設置制(抄録)  
農林省分課規程

(明治二二年一二月二四日) ..... 一〇九七  
(勅令第一三五號)  
(明治二六年一〇月三一日) ..... 一〇九七  
(勅令第一二二號)  
(大正一四年三月三一日) ..... 一一〇〇  
(勅令第三六號)  
(大正一四年三月三一日) ..... 一一〇一  
(勅令第三九號)  
(大正一四年四月一日) ..... 一一〇一  
(農文第五號)

大藏省官制

大藏省分課規程(抄録)  
米穀對策調査會官制  
米穀統制委員會官制  
米穀處理委員會官制  
米穀生產費調査會規程  
米穀格差委員會規程  
米穀事務所設置ノ件  
米穀事務所出張所ヲ置クノ件  
文官任用令  
任用文限又ハ官等ノ初級陞叙ノ規定  
ヲ適用セサル文官ニ關スル件  
奏任文官特別任用令(抄録)  
奏任文官及判任文官ノ優遇ニ關スル  
件  
陸軍准士官下士ヲ判任文官ニ任用ノ  
件

(明治三一年一〇月二二日) ..... 一一〇七  
(勅令第二六九號)  
(大正一三年二月二二日) ..... 一一〇九  
(官報)  
(昭和九年九月一日) ..... 一一一一  
(勅令第二五六號)  
(昭和八年一〇月二三日) ..... 一一一一  
(勅令第二八一號)  
(昭和九年五月一九日) ..... 一一一二  
(勅令第一三四號)  
(昭和九年四月二四日) ..... 一一一三  
(關議決定)  
(昭和八年一〇月二二日) ..... 一一一三  
(米第一一二四號)  
(大正一三年一二月二〇日) ..... 一一一四  
(農商務省告示第二八四號)  
(昭和七年四月一三日) ..... 一一一四  
(農林省告示第九九號)  
(大正二年八月一日) ..... 一一一四  
(勅令第二六一號)  
(大正二年八月一日) ..... 一一一六  
(勅令第二六二號)  
(大正九年五月一五日) ..... 一一一六  
(勅令第一六〇號)  
(大正一〇年五月二三日) ..... 一一一七  
(勅令第二二三號)  
(大正一一年一〇月二二日) ..... 一一一七  
(勅令第四三一號)

目次 第一章 官規



目次 第一章 官規

海軍准士官及下士官ヲ判任文官ニ任  
用ノ件  
官吏ノ勤績ニ關スル件  
文官分限令  
文官懲戒令  
文官分限令ニ依ル休職内申ノ場合ニ  
關スル件  
官吏待遇者ノ懲戒ニ關スル件  
官吏、官吏待遇者等ノ懲戒及懲罰ノ  
免除ニ關スル件  
官吏、官吏待遇者等ノ懲戒及懲罰ノ  
免除ニ關スル件中疑義ノ件  
退官退職又ハ休職ヲ命セラレタル文  
官又ハ官吏待遇者ノ再就職ノ場合ニ  
於ケル制限ニ關スル件  
官吏服務紀律  
事務處理ニ關スル件  
不用品拂下ノトキ其管廳所屬官吏ノ  
入札禁止ノ件  
官吏職務外ニ公衆ニ對シ演說又ハ敘  
述スルヲ得ルノ件  
官廳ノ執務時間

(大正一一年一〇月二二日) ..... 一一一七  
 (勅令第四三二號)  
 (明治二六年一〇月三十一日) ..... 一一一八  
 (勅令第一九八號)  
 (明治三二年三月二八日) ..... 一一一八  
 (勅令第六二號)  
 (明治三二年三月二八日) ..... 一一一九  
 (勅令第六三號)  
 (昭和七年一〇月二二日) ..... 一一二二  
 (農秘甲第五一二號)  
 (明治四〇年五月一日) ..... 一一二二  
 (勅令第一七七號)  
 (昭和九年二月一日) ..... 一一二三  
 (勅令第二一號)  
 (昭和九年二月二八日) ..... 一一二三  
 (會乙第四五八號)  
 (大正一二年一二月一六日) ..... 一一二四  
 (秘發第一七八號)  
 (明治二〇年七月三〇日) ..... 一一二四  
 (勅令第三九號)  
 (明治四一年七月) ..... 一一二五  
 (大臣訓示)  
 (明治八年八月二七日) ..... 一一二六  
 (太政官達第一五二號)  
 (明治二二年一月二四日) ..... 一一二六  
 (内閣訓令)  
 (大正一一年七月四日) ..... 一一二六  
 (關令第六號)

大正十三年閣令第四號第四項ニ依ル  
休暇ニ關スル件  
中途就任者賜暇日數取扱内則

(大正一三年七月四日) ..... 一一二七  
 (秘發第六三五號)

休暇日ノ制  
日曜休暇ノ件  
父母ノ祭日ニ休暇ヲ賜フノ件  
休日ニ關スル件  
徵兵検査其ノ他取扱ニ關スル件  
服忌令

(明治六年一月七日) ..... 一一二七  
 (太政官布告第二號)  
 (明治九年三月二日) ..... 一一二八  
 (太政官達第二七號)  
 (明治六年九月一四日) ..... 一一二八  
 (太政官達第三一八號)  
 (昭和二年三月四日) ..... 一一二八  
 (勅令第二五號)  
 (昭和六年九月五日) ..... 一一二八  
 (農務局長通牒)  
 (明治七年一〇月一七日) ..... 一一二九  
 (太政官布告第一〇八號)  
 (明治八年一月一八日) ..... 一一三〇  
 (太政官達第一〇號)  
 (明治六年一〇月一五日) ..... 一一三〇  
 (太政官布告第三四七號)  
 (明治三年正月二九日) ..... 一一三三  
 (太政官布告)  
 (明治六年二月一四日) ..... 一一三三  
 (太政官布告第五二號)  
 (明治三一年八月一二日) ..... 一一三三  
 (關令第四號)  
 (大正一四年四月一日) ..... 一一三四  
 (農文第六號)

次官專決事項及局長部長官房各課長  
委任事項(抄録)

(大正一四年四月一日) ..... 一一三四  
 (農文第六號)

目次 第一章 官規



部長又ハ課長不在中事務代決順序

米穀事務所處務細則

米穀事務所處務細則第二條中疑義解釋ノ件

事務打合ノ爲出張ヲ命スル場合取扱方ノ件

傭人出張ニ關スル件

出張報告ニ關スル件

囑託員勤務狀況報告ノ件

米穀事務所處務細則ニ關スル件

農林省傭人規程

米穀事務所傭人規程

傭人採用ニ付經伺ヲ要スル件

傭人採用ニ關スル件

傭人採用ニ關スル件

傭人採用ニ關スル件

(昭和七年七月八日)

一三九

(米穀部長達第二號)

一四〇

(大正一三年六月一七日)

一四一

(昭和六年一月二五日)

一四二

(農局第三六三三號)

一四三

(昭和七年二月一六日)

一四四

(農局第六〇二號)

一四三

(昭和三年五月三一日)

一四三

(農局第一六一五號)

一四三

(昭和三年八月一八日)

一四三

(農局第二三八六號)

一四三

(昭和五年一月一六日)

一四三

(農務局長通牒)

一四三

(昭和二年八月一日)

一四三

(農第一〇八三三號)

一四四

(大正一四年九月一八日)

一四四

(農會乙第一一八二號)

一四四

(大正一五年三月三一日)

一五〇

(農務局長通牒)

一四四

(昭和七年四月一三日)

一四四

(農局第一五八八號)

一四四

(昭和八年五月一九日)

一四四

(米部第一一七七號)

一四四

(昭和八年五月二六日)

一四四

(米部秘第一五二號)

一四四

(昭和八年一〇月二〇日)

一四四

(米部第二九〇五號)

一四四

米穀事務所傭人昇給ニ關スル件

工手ニ雨外套給與ノ件

身元保證ニ關スル法律

新採用者健康診斷ニ關スル件

入營者職業保障法

入營者職業保障法施行令

入營者職業保障法施行規則

第十二章 文書

法例(抄録)

公式令

法令形式ノ改善ニ關スル件

農林省處務規程

文書取扱細則

目次 第二章 文書

(大正一五年六月二四日)

一五五

(農局秘第五五七號)

一五五

(昭和五年六月二四日)

一五五

(農局第一八八七號)

一五五

(昭和八年四月一日)

一五五

(法律第四二號)

一五五

(昭和八年一月二七日)

一五六

(農秘甲第四八四號)

一五六

(昭和六年四月二日)

一五六

(法律第五七號)

一五六

(昭和六年一〇月三一日)

一五七

(勅令第二六一號)

一五七

(昭和六年一〇月三一日)

一五八

(內務陸軍海軍遞信省令)

一五八

(明治三一年六月二一日)

一六一

(法律第一〇號)

一六一

(明治四〇年二月一日)

一六一

(勅令第六號)

一六一

(大正一五年六月一日)

一六三

(內閣訓令號外)

一六三

(大正一四年四月一日)

一六四

(農文第三號)

一六四

(明治三七年一二月)

一六八

(決定)

一六八



目次 第二章 文書

文書取扱手續	(明治四二年六月 山發第五八八號局達)	一一六九
電報及陳情書等ノ處理方	(昭和二年六月六日 文第三二九號)	一一七一
處分廳ヲ經由セサル訴願書處理方	(大正五年三月一七日 文第三五八號)	一一七一
發送文書物件ヲ文書課ニ送付ニ關スル規定	(明治四二年八月 文第一四三號)	一一七一
發送文書ノ取扱方ニ關スル件	(昭和六年九月二一日 文第二四五號)	一一七二
局受電報取扱方	(明治四三年七月 文第三五〇號)	一一七三
部受文書處分濟否報告方	(昭和七年六月二九日 文第八〇三號)	一一七三
完結文書處理方	(明治三七年一月二日 文發第一一四號)	一一七三
府縣警視廳北海道廳ニ併セ適用スヘキ法令又ハ公文書ヲ發スル場合宛名記載方	(大正五年二月二日 文第一四一號)	一一七四
米穀事務所文書保存規程	(昭和三年一月一九日 農第一五三五五號)	一一七四
文書保存ニ關スル件	(昭和三年一月一九日 農第一五三五五號)	一一七七
文書起案様式	(昭和七年七月二一日 文第八八四號)	一一七七
文例及用字例(法制局)	(昭和九年八月一〇日 舊稿複寫)	一一七八
文書ノ整理上照會文書ニ件名揭示ニ關スル件	(大正一四年二月二五日 文第九六號)	一一八五

照會文書件名揭示ノ件	(大正一四年三月二日 農政課長通牒)	一一八六
文書番號ニ關スル件	(昭和七年一月二二日 文第一六八五號)	一一八六
文書番號ニ關スル件	(昭和八年一〇月三日 文第一一〇三號)	一一八六
米穀事務所著信略號	.....	一一八六
農林省電報發信符號表(抄録)	.....	一一八七
地方長官及地方廳ヨリ當省及當省所管各官廳ニ對スル電信符號表	.....	一一八七
郵便葉書ノ取扱手續ニ關スル件	(大正一五年四月三〇日 文第二六三號)	一一八八
統計上調査ノ照會ニ付統計課長ニ合議ノ件	(大正九年一月二日 統第二六七一號)	一一八八
統計上調査ノ照會ニ關スル訓令勵行ニ關スル件	(大正一三年五月三〇日 統第二六三三號)	一一八九
法律案取扱要綱ニ關スル件	(大正一五年七月二日 文第四一一號)	一一八九
法律案勅令案等閣議稟請方ニ關スル件	(昭和二年四月二三日 農局第九一四號)	一一九〇
内閣宛公文書ノ取扱ニ關スル件	(昭和四年七月二一日 農秘甲第三一六號)	一一九〇
大臣ノ訓示、告辭、挨拶等ノ草案ニ關スル件	(昭和九年九月二八日 農秘甲第四四七號)	一一九一
農商務省圖書閱覽室規程	(大正一三年九月一六日 文第四二五號)	一一九一

目次 第二章 文書



官廳公務上在外公使領事へ交渉手續  
内地諸官廳ヨリ外國官廳ニ對スル直  
接通信ニ關スル件  
各種委員會調査會等ノ委員幹事等ノ  
命免ノ官報掲載方  
官報、法令全書、職員錄、官廳刊行  
圖書目錄等ノ發行ニ關スル件  
刊行物ニ關シ印刷局官報部ヨリ依頼  
ノ件  
印刷物文書課へ提出ニ關スル件  
本省ニ於テ開催セラルル會議ニ關ス  
ル件  
新聞發表ニ關スル件  
官印寸法  
辭令書ニ省印ヲ押捺セサルノ件  
民事訴訟法ニ依リ國ヲ代表スルニ付  
テノ規定  
外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關  
スル法律

第十三章 雜則

(明治二五年五月二六日) ..... 一九一  
(閣令第四號)  
(昭和二年一月一二日) ..... 一九二  
(通一普通合第六八號)  
(昭和二年六月七日) ..... 一九二  
(閣甲第一七〇號)  
(大正一一年一月二六日) ..... 一九二  
(閣令第一號)  
(大正一四年八月一〇日) ..... 一九四  
(農文第三三九號)  
(大正一三年一月一八日) ..... 一九四  
(文第四七〇號)  
(昭和九年一〇月八日) ..... 一九四  
(文第七七〇號)  
(昭和一〇年一月二八日) ..... 一九四  
(文第五五號)  
(明治三一年八月一二日) ..... 一九五  
(閣令第五號)  
(大正一四年三月二八日) ..... 一九五  
(秘發第三六九號)

公共團體又ハ民間ニ於テ博覽會共進  
會展覽會等ニ農林省後援又ハ農  
林省贊助ナル文字ヲ使用スルコト  
ヲ許可スル場合ニ關スル件  
戶籍ノ抄本ヲ以テ戶籍ノ謄本ニ代用  
ノ件  
公用旅券請求ニ關スル件  
國旗掲揚ニ關スル件  
國旗制式及掲揚方法ニ關スル件  
新年紀元節天長節明治節賀表及言上  
書様式及奉呈方ノ件  
判任官賀表差出ニ關スル件  
皇室諸令其ノ他ニ於テ指示セラレタ  
ル通常服ニ關スル件  
印紙税法  
印紙稅ニ關スル件(抄錄)  
郵便法  
郵便規則  
郵便物包裝規則

公共團體又ハ民間ニ於テ博覽會共進  
會展覽會等ニ農林省後援又ハ農  
林省贊助ナル文字ヲ使用スルコト  
ヲ許可スル場合ニ關スル件  
戶籍ノ抄本ヲ以テ戶籍ノ謄本ニ代用  
ノ件  
公用旅券請求ニ關スル件  
國旗掲揚ニ關スル件  
國旗制式及掲揚方法ニ關スル件  
新年紀元節天長節明治節賀表及言上  
書様式及奉呈方ノ件  
判任官賀表差出ニ關スル件  
皇室諸令其ノ他ニ於テ指示セラレタ  
ル通常服ニ關スル件  
印紙税法  
印紙稅ニ關スル件(抄錄)  
郵便法  
郵便規則  
郵便物包裝規則

(昭和六年九月一六日) ..... 一九七  
(文第八七二號)  
(大正一四年三月一七日) ..... 一九八  
(文第一二〇號)  
(大正一五年七月九日) ..... 一九八  
(通三普通合第二〇七五號)  
(大正一三年九月六日) ..... 一九九  
(內閣閣乙第一〇號)  
(昭和六年一月八日) ..... 一九九  
(會第一八六二號)  
(昭和二年一月二〇日) ..... 二〇一  
(宮內省告示第三一號)  
(昭和二年一月二二日) ..... 二〇二  
(秘發第七二〇號)  
(昭和六年六月五日) ..... 二〇三  
(農秘甲第一九一號)  
(明治三二年三月一〇日) ..... 二〇三  
(法律第五四號)  
(大正一四年一月二九日) ..... 二〇六  
(往第九二六〇號)  
(明治三三年三月一三日) ..... 二〇七  
(法律第五四號)  
(明治三三年九月一日) ..... 二一二  
(遞信省令第四二號)  
(明治四二年一〇月二七日) ..... 二二九  
(遞信省令第五〇號)



目次 第三章 雜則

電信法

(明治三十三年三月一四日  
法律第五九號)

四八

一二三一

電報規則

(大正一四年八月二二日  
遞信省令第四七號)

一二三五

電話規則

(大正八年四月一日  
遞信省令第九號)

一二五八

電話通話規則

(大正三年一〇月一五日  
遞信省令第三八號)

一二七七

郵便電信發受ニ關シ注意要項

(明治四一年五月三〇日  
遞信省告示第五八二號)

一二八三

第一章 總則



# 米穀會計例規

## 第一章 總則



明治二十二年二月十一日

- 第一章 天皇
  - 第一條 大日本帝國ハ萬世ノ系ハ天皇之ヲ統治ス
  - 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
  - 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘラス
  - 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
  - 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
  - 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
  - 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
  - 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
- 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承

第一章 總則

諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
  - 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
  - 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
  - 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
  - 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
  - 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
  - 第十五條 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
  - 第十六條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
  - 第十七條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
  - 第十八條 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ
- 第二章 臣民權利義務
- 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル



第一章 總則

- 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
- 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
- 第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
- 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
- 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
- 第二十四條 日本臣民ハ法律ノ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ
- 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ
- 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ
- 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
- 第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得
- 第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ

天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

- 第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
- 第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
- 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス
- 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得
- 第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス
- 第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
- 第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
- 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可ク同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セララルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及

第一章 總則

發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

- 第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス
- 凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
- 第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

- 第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
- 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
- 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ
- 懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得
- 第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計



第一章 總則

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ  
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外

會計法

大正十年四月八日  
法律第四十二號

目次

第一章 總則	五
第二章 豫算	五
第三章 收入	六
第四章 支出	六
第五章 決算	七
第六章 歲計剩餘定額繰越過年度支出豫算外收入及定額戻入	七
第七章 契約	七
第八章 時效	八
第九章 出納官吏	八
第十章 雜則	八
附則	八

第一章 總則

第一條 政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二條 一會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度七月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ

第三條 租稅其ノ他一切ノ收納ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歲出ハ之ヲ總豫算ニ編入スヘシ

第一章 總則

ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ  
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ  
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス  
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

第三條 每會計年度ニ於ケル經費ノ定額ハ其ノ年度ノ歲入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第四條 各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノヲ除クノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

第五條 政府ハ日本銀行ヲシテ國庫金出納ノ事務ヲ取扱ハシム  
前項ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ預金トス

第六條 政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大藏省證券ヲ發行シ又ハ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得

第七條 大藏省證券及借入金ハ當該年度ノ歲入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ  
大藏省證券及借入金ノ最高額ハ毎年度帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第二章 豫算

第七條 歲入歲出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

第八條 必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費ニ不足ヲ生シタル場合ヲ除クノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス

第九條 歲入歲出ノ總豫算ハ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ  
總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

一 歲入豫算明細書  
二 各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ明細ヲ記入スヘシ

第九條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ



第一章 總則

第一豫備金

第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第十條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ其ノ第一豫備金支出ニ係ルモノハ年度經過後其ノ第二豫備金支出ニ係ルモノハ次ノ常會ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス

第十一條 政府ハ豫算ニ定ムルモノ及特ニ帝國議會ノ協贊ヲ經タルモノヲ除クノ外災害事變其ノ他避クヘカラサル事由アル場合ニ於テハ翌年度ニ亙ル契約ヲ締結スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ翌年度ニ亙ル契約ヲ爲スコトヲ得ヘキ金額ハ毎年度帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第三章 收入

第十二條 租稅其ノ他ノ歳入ハ法令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收又ハ收納スヘシ

法令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租稅其ノ他ノ歳入ヲ徵收又ハ收納スルコトヲ得ス但シ各廳事務員ヲシテ收納ヲ分掌セシムル場合又ハ日本銀行ヲシテ收納ヲ取扱ハシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四章 支出

第十三條 各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス

第十四條 國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ

之ヲ使用スルコトヲ得ス

國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス

第十五條 國務大臣其ノ所管定額ヲ支出セムトスルトキハ現金ノ交付ニ代ヘ日本銀行ヲ支拂人トスル小切手ヲ振出スヘシ但シ他ノ官吏ニ委任シテ小切手ヲ振出サシムルコトヲ得

第十六條 國務大臣ハ債主ノ爲ニスルニ非サレハ小切手ヲ振出スコトヲ得ス但シ以下四條ノ規定ニ依リ主任ノ官吏又ハ日本銀行ニ對シ資金ヲ交付スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 國務大臣ハ勅令ヲ以テ定ムル經費ニ限リ主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

第十八條 國務大臣ハ日本銀行ニ命シ國債ノ元利拂ヲ爲サシムル爲之カ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコトヲ得

第十九條 國務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金支拂ヲ爲サシムル爲當該官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル歳入金、歳出金又ハ歳入歳出外現金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金ヲ補填スル爲國務大臣ハ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

第二十條 國務大臣隔地者ニ支拂ヲ爲サムトスルトキハ必要ナル資金ヲ日本銀行ニ交付シ之カ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得  
前項ノ規定ハ隔地ノ出納官吏ニ資金ヲ交付セムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條

國務大臣ハ勅令ヲ以テ定メタル場合ニ限り前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得但シ軍艦、兵器、彈藥若ハ外國ヨリ直接購入スル機械圖書ノ代價及官公署ニ對シ支拂フヘキ經費ヲ除クノ外物件ノ製造若ハ買入又ハ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 國務大臣ハ特殊ノ經理ヲ必要トスル場合ニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給スルコトヲ得

第五章 決算

第二十三條 會計検査院ノ検査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル歳入歳出ノ總決算ハ翌年開會ノ常會ニ於テ帝國議會ニ之ヲ提出スヘシ

第二十四條 總決算ハ總豫算ト同一ノ様式ヲ用キ左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ  
歳入ノ部  
歳入豫算額  
調定済歳入額  
收入済歳入額  
不納缺損額  
收入未済歳入額  
歳出ノ部  
歳出豫算額  
豫算決定後増加歳出額  
支出済歳出額

第一章 總則

翌年度繰越額

不用額

第二十五條 總決算ニハ會計検査院ノ検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

- 一 歳入決算明細書
- 二 各省決算報告書
- 三 國債計算書

第六章 歲計剩餘定額繰越過年度支出豫算外收入及

定額戻入

第二十六條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第二十七條 豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ニシテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ竣功又ハ納入若ハ運搬ヲ遅延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十八條 數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ支出殘額ヲ竣功年度迄遞次繰越シ使用スルコトヲ得

第二十九條 過年度ニ屬スル經費ハ現年度定額ヨリ支出スヘシ但シ豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキモノヲ除クノ外其ノ經費所屬年度ノ毎項定額中不用ト爲リタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十條 出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入其ノ他豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ルヘシ但シ支出済歳出ノ返納金ハ勅令



第一章 總則

ノ定ムル所ニ依リ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ルルコトヲ得

第七章 契約

第三十一條 政府ニ於テ賣買貸借請負其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ勅令ヲ以テ定メタル場合ヲ除クノ外總テ公告シテ競争ニ付スヘシ

國務大臣前項ノ方法ニ依リ契約ヲ爲スヲ不利ト認ムル場合ニ於テハ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ不動産賣拂ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八章 時効

第三十二條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時効ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十三條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニ付消滅時効ノ中斷停止其ノ他ノ事項ニ關シ適用スヘキ他ノ法律ノ規定ナキトキハ民法ノ規定ヲ準用ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十四條 法令ノ規定ニ依リ政府ノ爲ス納入ノ告知ハ民法第五百十三條ノ規定ニ拘ラス時効中斷ノ效力ヲ有ス

第九章 出納官吏

第三十五條 出納官吏ハ法令ノ定ムル所ニ依リ現金又ハ物品ヲ出納保管スヘシ

出納官吏ハ其ノ出納保管ニ係ル現金又ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負

ヒ會計検査院ノ検査判決ヲ受クヘシ

第三十六條 出納官吏其ノ保管ニ係ル現金又ハ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラサリシコトヲ會計検査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ亡失毀損ニ付辨償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十七條 國務大臣ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳ノ事務員ヲシテ現金又ハ物品ノ出納保管ヲ分掌セシムルコトヲ得

出納官吏ニ關スル規定ハ前項ノ事務員ニ付之ヲ準用ス

第十章 雜則

第三十九條 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得

第四十條 政府ハ其ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得

第四十一條 日本銀行ハ其ノ取扱ヒタル國庫金ノ出納、國債ノ發行ニ依ル收入金ノ收支、第十八條又ハ第二十条ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル資金ノ收支及前條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル有價證券ノ受拂ニ關シ會計検査院ノ検査ヲ受クヘシ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十年勅令第四百八十六

號ヲ以テ大正十一年四月一日ヨリ施行)

明治二十七年法律第十六號、明治三十三年法律第五十號及明治四十四年法律第二十四號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ニ爲シタル第二豫備金ノ支出並本法施行ノ日ノ屬スル年度ノ前年度及前々年度ノ決算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行前ニ期滿免除ト爲ラサル權利ニ付テハ本法其ノ他ノ法律中時効ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ期間ノ起算點ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

本法施行前ニ進行ヲ始メタル期滿免除ノ期間カ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ從前ノ規定ニ依ル但シ其ノ殘期カ本法施行ノ日ヨリ起算シ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ本法其ノ他ノ法律ヲ適用ス

前三項ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

會計規則

大正十一年一月九日 勅令第一號

改正 昭和七年第一〇〇號、八年第三三〇號

目次

第一章 總則.....10
第一節 會計年度所屬區分.....10
第二節 國庫金ノ出納.....10
第一章 總則.....10

第二章 豫算

第一節 總豫算.....11
第二節 歳入豫算明細書.....11
第三節 豫定經費要求書.....11
第四節 支拂豫算.....11
第五節 豫備金支出.....11
第六節 翌年度ニ亙ル契約.....11

第三章 收入

第一節 徵收.....12
第二節 收納.....12
第三節 報告.....12
第四章 支出.....12

第四章 支拂

第一節 總則.....13
第二節 小切手ノ振出.....13
第三節 支拂.....13
第四節 資金前渡、前金拂、概算拂及渡切經費.....14
第五節 繰替拂.....14
第六節 年度開始前支出.....14
第七節 報告.....14

第五章 決算

第一節 總決算.....15
第二節 歳入決算明細書、各省決算報告書及收入支出計算書.....15



第一章 總則

第三節 國債計算書.....七七

第六章 定額繰越及定額戻入.....七七

第一節 定額繰越.....七七

第二節 定額戻入.....七七

第七章 契約.....七八

第一節 總則.....七八

第二節 一般競争契約.....八六

第三節 指名競争契約.....九〇

第四節 隨意契約.....九〇

第八章 保管金及有價證券.....九〇

第九章 出納官吏.....九三

第一節 總則.....九三

第二節 責任.....九三

第三節 検査及證明.....九三

第十章 日本銀行ノ計算報告及出納證明.....九四

第十一章 帳簿.....九四

第十二章 雜則.....九五

附則.....九五

第一章 總則

第一節 會計年度所屬區分

- 第一條 歳入ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル
- 一 納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度
- 二 隨時ノ收入ニシテ納入ノ告知書ヲ發スルモノハ納入ノ告知書

ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三 隨時ノ收入ニシテ納入ノ告知書ヲ發セサルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第二條 歳出ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 國債ノ元利、年金、恩給ノ類ハ支拂期日ノ屬スル年度
- 二 諸拂戻金、缺損補填金、償還金ノ類ハ其ノ決定ヲ爲シタル日ノ屬スル年度
- 三 俸給、給料、手當、旅費、手數料ノ類ハ其ノ支給スヘキ事實ノ生シタル時ノ屬スル年度
- 四 使用料、保管料、電燈電力料ノ類ハ其ノ支拂ノ原因タル事實ノ存シタル期間ノ屬スル年度
- 五 工事製造費、物件ノ購入代價、運賃ノ類ハ其ノ支拂ヲ爲スヘキ日ノ屬スル年度
- 六 前各號ニ該當セサル費用ニシテ繰替拂ヲ爲シタルモノハ其ノ繰替拂ヲ爲シタル日ノ屬スル年度、其ノ他ノモノハ小切手ヲ振出シタル日ノ屬スル年度

第二節 國庫金ノ出納

- 第三條 日本銀行ハ本令ニ依ルノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國庫金出納ノ事務ヲ取扱フヘシ
- 日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ政府預金トシ其ノ種別及受拂ニ關スル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム
- 第四條 政府預金ニハ大藏大臣ノ特ニ定ムルモノニ限り相當ノ利子ヲ附セシム

第五條 毎年度所屬歳入金ヲ日本銀行ニ於テ受入ルルハ翌年度四月

- 三十日限トス但シ左ニ掲クルノ場合ニ於テハ翌年度五月三十一日迄之カ受入ヲ爲スコトヲ得
- 一 出納官吏ヨリ其ノ領收シタル歳入金ノ拂込アリタルトキ
- 二 市町村又ハ之ニ準スヘキモノヨリ其ノ收納シタル歳入金ノ送付アリタルトキ
- 三 國庫内ニ於テ移換ニ依ル歳入金ノ受入ヲ爲ストキ
- 毎年度所屬歳出金ヲ日本銀行ニ於テ支拂フハ翌年度五月三十一日限トス

第二章 豫算

第一節 總豫算

- 第六條 大藏大臣ハ歳入ノ景況ヲ調査シ各省ノ豫定經費要求書ニ基キ歳入歳出總豫算ヲ調製スヘシ
- 總豫算ニハ歳計全體ニ關スル説明ヲ附スヘシ
- 第七條 歳入豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シテ調製シ成ルヘク歳入ノ性質ヲ明ニスヘシ
- 第八條 歳出豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シテ調製シ成ルヘク經費ノ目的ヲ明ニスヘシ
- 第九條 歳入歳出總豫算款項ノ區分ハ大藏大臣之ヲ定ム
- 第二節 歳入豫算明細書
- 第十條 大藏大臣ハ毎年度歳入豫定高ヲ算定シ前年度ノ豫算額ト比較ヲ爲シ歳入豫算明細書ヲ調製スヘシ
- 歳入豫算明細書ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シ更ニ各項ノ金額ヲ各

第一章 總則

目ニ區分シ各項毎ニ増減ノ事由及計算ノ基ク所ヲ示スヘシ

第三節 豫定經費要求書

- 第十一條 各省大臣ハ毎年度其ノ所管經費ノ豫定高ヲ算定シ前年度ノ豫算額ト比較ヲ爲シ豫定經費要求書ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ
- 第十二條 各省ノ豫定經費要求書ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シ各項中所要ノ金額ヲ各目ニ區分シ必要ノ場合ニ於テハ更ニ之ヲ細分シ經費所要ノ理由及計算ノ基ク所ヲ示スヘシ
- 第十三條 各省ノ豫定經費要求書ニハ各省所管經費全體ニ關スル説明及各款各項ノ説明ヲ附スヘシ
- 第四節 支拂豫算
- 第十四條 各省大臣ハ毎年度決定ノ豫算定額ニ基キ支出官毎ニ所要ノ費額ヲ定メ支拂豫算ヲ調製シ之ヲ大藏大臣及會計検査院ニ送付スヘシ
- 第十五條 支拂豫算ハ各款各項ノ金額ヲ示スヘシ
- 第十六條 支拂豫算ヲ更定シタルトキハ其ノ計算書ヲ大藏大臣及會計検査院ニ送付スヘシ
- 第十七條 大藏大臣支拂豫算又ハ其ノ更定計算書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ日本銀行ニ通知スヘシ
- 第五節 豫備金支出
- 第十七條 豫備金ハ大藏大臣之ヲ管理ス
- 第十八條 第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ハ毎年度豫メ勅令ヲ



第一章 總則

以テ之ヲ定ム

第十九條 各省大臣第一豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ

第二十條 大藏大臣第一豫備金ノ支出ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第二十一條 各省大臣第二豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十二條 大藏大臣ハ前條ノ要求書ヲ調査シ意見ヲ附シテ勅裁ヲ請フヘシ

第二十三條 第二豫備金支出ノ勅裁アリタルトキハ大藏大臣ハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル書類ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ通知シ且其ノ事項及金額ヲ官報ニ掲載スヘシ

第二十四條 第一豫備金ヲ以テ補充シタル金額ハ各省大臣其ノ計算書ヲ調製シ各費途毎ニ説明ヲ附シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ第一豫備金支出ノ總計算書ヲ調製シ之ニ説明ヲ附シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ計算書ト共ニ帝國議會ニ提出スルノ手續ヲ爲スヘシ

第二十五條 第二豫備金ヲ以テ支辨シタル金額ハ各省大臣其ノ調書ヲ調製シ各費途毎ニ説明ヲ附シ毎年度帝國議會常會ノ開會後直ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ第二豫備金支出ノ總調書ヲ調製シ之ニ説明ヲ附シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ調書ト共ニ帝國議會ニ提出スルノ手續ヲ爲スヘシ

第六節 翌年度ニ亙ル契約

第二十六條 各省大臣災害事變其ノ他避クヘカラサル事由ノ爲會計法第十一條第一項ノ規定ニ依リ翌年度ニ亙ル契約ヲ結フノ必要アリト認ムルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ

第二十七條 大藏大臣前條ノ承認ヲ爲シタルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル書類ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第三章 收入

第一節 徵收

第二十八條 歳入徵收官ハ法律又ハ勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外各省大臣ノ定ムル各廳ノ長ヲ以テ之ニ充ツ但シ各省大臣必要アリト認ムルトキハ大藏大臣ト協議シテ特例ヲ設クルコトヲ得歳入徵收官必要アリト認ムルトキハ他ノ官吏ヲシテ其ノ徵收事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第二十九條 支出濟ト爲リタル歳出ノ返納金ヲ歳入ニ組入レムトスル場合ニ於テハ該經費ヲ支出シタル支出官之カ歳入徵收官トシテ徵收ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十條 歳入徵收官租稅其ノ他ノ歳入ヲ徵收セムトスルトキハ法令ニ違フコトナキカ、所屬年度及歳入科目ヲ誤ルコトナキカヲ調査シ之ヲ決定スヘシ

第四章 支出

第一節 總則

第三十九條 勅令ヲ以テ指定シタル費途ニ對シテハ大藏大臣ノ承認ヲ經ルニ非サレハ之ニ他ノ費途ノ金額ヲ流用スルコトヲ得ス

大藏大臣前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第四十條 豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途及豫備金ヲ以テ支辨スル費途ノ金額ハ他ノ費途ニ流用スルコトヲ得ス

第四十一條 各省大臣他ノ官吏ヲシテ其ノ所管定額ノ支出ヲ爲サシムトスルトキハ支拂豫算ヲ定メテ之ヲ委任スヘシ

第四十二條 支出官ニ事故アルトキハ各省大臣ハ臨時他ノ官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第四十三條 本章ノ規定ハ小切手法ノ適用ヲ妨ケス

第二節 小切手ノ振出

第四十四條 支出官ハ小切手振出前其ノ經費ハ豫算ノ目的ニ違フコトナキカヲ調査シ該經費ノ金額ヲ算定シ且該經費ハ支拂豫算額ニ超過スルコトナキカ、所屬年度及支出科目ヲ誤ルコトナキカヲ調査スヘシ

第四十五條 支出官ハ其ノ振出ス小切手ニ受取人ノ氏名、金額、年度、支出科目、番號其ノ他必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第四十六條 小切手ハ一項毎ニ之ヲ振出スヘシ

第四十七條 支出官ノ振出ス小切手ハ大藏大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ記名式持參人拂ト爲スヘシ

第一章 總則

第三十七條 歳入徵收官ハ毎月徵收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ之ヲ歳入事務管理廳ニ送付スヘシ

第三十八條 歳入事務管理廳ハ徵收報告書ニ依リ毎月徵收總報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三十六條 毎年度所屬歳入金ヲ出納官吏又ハ出納員ニ於テ收納スルハ翌年度四月三十日限トス

第三節 報告

第三十五條 日本銀行ニ於テ歳入金ヲ收納シ又ハ歳入金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ納人又ハ拂込人ニ交付シ領收濟ノ旨ヲ歳入徵收官ニ報告スヘシ

第三十四條 出納官吏又ハ出納員ノ收納シタル現金ハ出納官吏之ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ

第三十三條 出納官吏又ハ出納員租稅其ノ他ノ歳入金ヲ收納シタルトキハ領收證書ヲ納人ニ交付スヘシ此ノ場合ニ於テハ出納官吏收納濟ノ旨ヲ歳入徵收官ニ報告スヘシ

第三十二條 納期ノ一定シタル收入ニシテ納期所屬ノ年度ニ於テ納入告知書ヲ發セサルモノハ總テ納入ノ告知書ヲ發シタル年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

第三十一條 歳入徵收官前條ノ決定ヲ爲シタルトキハ納人ニ對シ其ノ納付スヘキ金額、期日及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スヘシ但シ出納官吏又ハ出納員ニ即納セシムル場合ハ口頭ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スコトヲ得

第三十條 納期ノ一定シタル收入ニシテ納期所屬ノ年度ニ於テ納入告知書ヲ發セサルモノハ總テ納入ノ告知書ヲ發シタル年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

第二十九條 勅令ヲ以テ指定シタル費途ニ對シテハ大藏大臣ノ承認ヲ經ルニ非サレハ之ニ他ノ費途ノ金額ヲ流用スルコトヲ得ス

大藏大臣前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ



第一章 總則

第四十八條 支出官隔地ノ債主ニ支拂ヲ要スルトキハ支拂場所ヲ指定シ日本銀行ニ之カ資金ヲ交付シ其ノ旨ヲ債主ニ通知スヘシ

第四十九條 支出官小切手ヲ振出シタルトキハ其ノ都度之ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第五十條 毎年度ニ屬スル經費ヲ精算シテ小切手ヲ振出スハ翌年度四月三十日限トス但シ國庫内ニ於ケル移換ノ爲ニスル支出又ハ會計法第十九條ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金補填ノ爲ニスル支出ニ付テハ翌年度五月三十一日迄小切手ヲ振出スコトヲ得

第三節 支拂

第五十一條 小切手ノ呈示アリタルトキハ日本銀行ハ其ノ小切手カ法令ニ違フコトナキカ、券面金額カ支拂豫算各項定額ノ殘高ニ超過スルコトナキカヲ調査シ之カ支拂ヲ爲スヘシ

第五十二條 日本銀行第四十八條ノ規定ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ小切手ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ債主又ハ出納官吏ニ對シ之カ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

第五十三條 毎年度小切手振出濟金額中翌年度五月三十一日迄ニ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スル資金ハ會計法第二十六條ノ歳計剩餘ニ組入レス之ヲ繰越整理スヘシ

第五十四條 前條ノ規定ニ依リ繰越シタル資金中小切手振出日附ヨリ一年ヲ經過シ未タ其ノ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スルモノハ之ヲ其ノ期間満了ノ日ノ屬スル年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

前項ノ規定ハ日本銀行第五十二條ノ場合ニ於テ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スル資金ノ返納ニ付之ヲ準用ス

第五十五條 支出官小切手ノ所持人ヨリ償還ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ調査シ償還スヘキモノト認ムルトキハ事由ヲ具シ證據書類ヲ添ヘ之ヲ所管大臣ニ提出シ所管大臣ハ審査ノ上之カ支拂ヲ大藏大臣ニ請求スヘシ

第五十六條 前條ノ規定ハ支出官第五十二條ノ場合ニ於テ其ノ支拂ヲ受ケサル債主又ハ出納官吏ヨリ更ニ支拂ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四節 資金前渡、前金拂、概算拂及渡切經費

第五十七條 會計法第十七條ノ規定ニ依リ主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲其ノ資金ヲ當該官吏ニ前渡スルハ左ニ掲クル經費ニ限ル

- 一 陸軍ノ軍隊、學校及病院並海軍ノ部隊、學校、病院及艦船ニ屬スル經費
- 二 陸海軍ノ行軍又ハ演習ニ要スル經費
- 三 陸軍ニ於テ馬匹又ハ糧秣ヲ生産者ヨリ直接購入スル場合ニ要スル經費
- 四 官船ニ屬スル經費
- 五 外國ニ於テ支拂ヲ爲ス經費
- 六 運輸通信ノ不便ナル地方ニ於テ支拂ヲ爲ス經費

七 廳中常用ノ雜費及旅費但シ一年ノ總額五千圓ヲ超ユルコトヲ得ス

八 場所ノ一定セサル事務所ノ經費

九 各廳直營ノ工事、製造又ハ造林ニ要スル經費但シ一主任官ニ付常時五萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

十 監獄作業賞與金

十一 囚人及刑事被告人押送費

十二 證人、鑑定人、通事又ハ參考人ニ支給スル旅費其ノ他ノ給與

第五十八條 前條ノ規定ニ依リ資金ヲ前渡スルハ左ノ區分ニ依ル

一 常時ノ費用ニ係ルモノハ每一月分以内ノ費額ヲ豫定シテ交付スヘシ但シ外國ニ於テ支拂ヲ爲ス經費、運輸通信ノ不便ナル地方ニ於テ支拂ヲ爲ス經費又ハ支拂場所ノ一定セサル經費ハ事務ノ必要ニ依リ六月分以内ヲ交付スルコトヲ得

二 隨時ノ費用ニ係ルモノハ所要ノ費額ヲ豫定シ事務上差支ナキ限り成ルヘク分割シテ交付スヘシ

第五十九條 會計法第二十一條ノ規定ニ依リ前金拂ヲ爲シ得ルハ左ニ掲クル經費ニ限ル但シ第九號乃至第十三號ニ掲クル經費ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

- 一 軍艦、兵器又ハ彈藥ノ代價
- 二 外國ヨリ直接購入スル機械又ハ圖書ノ代價
- 三 朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島内ニ居住スル者ニ支給スル徵兵旅費

第一章 總則

四 運賃

外國ニ於テ支拂ヲ要スル土地又ハ家屋ノ借料及公課

政府ノ買収又ハ收用ニ係ル土地ノ上ニ存スル物件ノ移轉料

七 官公署ニ對シ支拂フヘキ經費

八 外國ニ於テ研究又ハ調査ニ從事スル者ニ支給スル學資金其ノ他ノ給與

九 交通至難ノ場所ニ勤務スル者又ハ艦船乗組ノ者ニ支給スル俸給其ノ他ノ給與

十 軍人、軍屬及陸海軍ノ職工ニ支給スル旅費

十一 外國ニ在勤陸海軍武官ニ支給スル俸給其ノ他ノ給與

十二 補助金

十三 諸謝金

第六十條 會計法第二十一條ノ規定ニ依リ概算拂ヲ爲シ得ルハ左ニ掲クル經費ニ限ル但シ第三號ニ掲クル經費ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

第六十一條 會計法第二十二條ノ規定ニ依リ事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給シ得ルハ左ニ掲クル官署ノ經費ニ限ル

- 一 在外各廳
- 二 遞信官署



第一章 總則

三 區裁判所出張所  
四 朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島ニ於ケル官署  
前項ノ官署ノ種類、渡切ト爲スヘキ歳出科目及支給方法ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第五節 繰替拂

第六十二條 各省大臣ハ左ニ掲ケル經費ノ支拂ヲ爲サシムル爲出納官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル前渡ノ資金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得但シ第四號ニ掲ケル經費ニ繰替使用スヘキ資金ハ艦船經費繰替金ニ限ル  
一 旅費  
二 埋葬費  
三 在外公館ニ於ケル難民貸與金  
四 海軍省所管艦船經費

第六十三條

所管大臣ハ左ニ掲ケル官署ノ出納官吏又ハ出納員ヲシテ其ノ取扱ニ係ル歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ヲ交互ニ繰替使用セシムルコトヲ得  
一 鐵道官署  
二 遞信官署

前項ノ規定ニ依ル現金ノ繰替使用ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第六節 年度開始前支出

第六十四條 各省大臣ハ資金前渡ヲ爲シ得ル經費ニ限り必要已ムヲ得サル場合ニ於テハ當該年度開始前之カ資金ヲ交付スルコトヲ得

第六十五條 前條ノ場合ニ於テハ各省大臣其ノ前渡ヲ要スル經費ヲ算定シ計算書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣及會計検査院ニ送付スヘシ  
大藏大臣前項ノ計算書ノ送付ヲ受ケタルトキハ審査ノ上之ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第七節 報告

第六十六條 支出官ハ毎月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ所管大臣ニ送付スヘシ  
第六十七條 所管大臣ハ支出濟額報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第五章 決算

第一節 總決算

第六十八條 歳入歳出總決算ハ總豫算ト同一ノ區分ニ依リ大藏大臣之ヲ調製スヘシ  
第六十九條 大藏大臣ハ總決算ニ歳入決算明細書、各省決算報告書及國債計算書ヲ添ヘ會計検査院ニ送付ノ手續ヲ爲スヘシ

第二節 歳入決算明細書、各省決算報告書及收入支出計算書

第七十條 大藏大臣ハ歳入豫算明細書ト同一ノ區分ニ依リ歳入決算明細書ヲ調製シ各項毎ニ豫算ニ對スル増減ノ事由ヲ説明スヘシ  
第七十一條 歳入事務管理廳ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ毎年度收入濟歳入額ニ付豫算ニ對スル増減計算書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七十二條 各省大臣ハ各省豫定經費要求書ト同一ノ區分ニ依リ其ノ省所管ニ屬スル經費ノ決算報告書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七十三條 歳入徴收官ハ會計検査院ニ證明ノ爲歳入徴收額計算書ヲ調製シ證據書類ヲ添ヘ其ノ歳入事務管理廳ニ送付シ歳入事務管理廳ハ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第七十四條 支出官ハ會計検査院ノ證明ノ爲支出計算書ヲ調製シ證據書類ヲ添ヘ其ノ所管大臣ニ送付シ所管大臣ハ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第七十五條 前二條ノ計算書ハ歳入事務管理廳又ハ所管大臣ヨリ特ニ委任ヲ受ケタル官吏ヲシテ直ニ之ヲ會計検査院ニ送付セシムルコトヲ得

第三節 國債計算書

第七十六條 國債計算書ハ大藏大臣之ヲ調製スヘシ  
第七十七條 國債計算書ニハ左ニ掲ケル事項ヲ示スヘシ  
一 當該年度末日ニ於ケル國債ノ種類及現在高ヲ示ス計算  
二 當該年度ニ於テ償還シ及支拂ヒタル各種國債ノ元高及利子ノ計算  
三 最近五年度間ニ於ケル各種國債増減ノ情況ヲ示ス計算

第六章 定額繰越及定額戻入

第一節 定額繰越

第七十八條 各省大臣會計法第二十七條及第二十八條ノ規定ニ依リ定額ノ繰越ヲ要スルトキハ翌年度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ調

第一章 總則

製シ各事件毎ニ其ノ事由ヲ示シ大藏大臣ノ承認ヲ求ムヘシ  
繰越計算書ハ歳出豫算ト同一ノ區分ニ依リ調製シ左ニ掲ケル事項ヲ示スヘシ  
一 繰越ヲ要スル項ノ定額  
二 定額中支出濟ト爲リタル額及當該年度所屬トシテ支出スヘキ額  
三 定額中翌年度ニ繰越ヲ要スル額  
四 定額中不用ト爲ルヘキ額

第七十九條 會計法第二十七條ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲サムトスルトキハ豫算ニ於テ明許シタル場合ヲ除クノ外前條ノ繰越計算書ニ契約書ノ寫其ノ他ノ參照書類ヲ添附スヘシ  
第八十條 大藏大臣各省定額ノ繰越ヲ承認シタルトキハ繰越計算書ノ寫ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第二節 定額戻入

第八十一條 支出濟ト爲リタル歳出ノ返納金ハ其ノ支拂ヒタル經費ノ定額ニ之ヲ戻入ルルコトヲ得但シ重大ナル過失ニ因リ誤拂過渡ト爲リタル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
第八十二條 支出官前條ノ規定ニ依リ定額ニ戻入レムトスルトキハ返納人ヲシテ其ノ金額ヲ返納セシムヘシ

第八十三條 日本銀行ニ於テ前條ノ返納金ヲ領收シタルトキハ之ニ相當スル金額ヲ支拂豫算定額ニ戻入ノ記帳ヲ爲シ其ノ旨ヲ支出官ニ通知スヘシ  
第八十四條 毎年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ翌年度四月三十日限



第一章 總則

第七章 契約

第一節 總則

第八十五條 各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏契約ヲ爲サムトスルトキハ契約ノ目的、履行期限、保證金額、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シタル契約書ヲ作成スヘシ

第八十六條 契約書ニハ當該官吏記名捺印スルコトヲ要ス

第八十七條 各省大臣ハ左ニ掲ケル場合ニ於テハ第八十五條ニ規定スル契約書ノ作成ヲ省略スルコトヲ得但シ第五號ノ場合ニ於テハ大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

一 三千圓ヲ超エサル指名競争契約又ハ隨意契約ヲ爲ストキ  
二 外國ニ於テ五千圓ヲ超エサル指名競争契約又ハ隨意契約ヲ爲ストキ  
三 雜賣ニ付スルトキ  
四 物品賣拂ノ場合ニ於テ買受人直ニ代金ヲ納付シ其ノ物品ヲ引取ルトキ

五 第一號及第二號以外ノ隨意契約ニ付各省大臣契約書ヲ作成スルノ必要ナシト認ムルトキ  
第八十八條 政府ト契約ヲ結ハムトスル者ハ現金又ハ國債ヲ以テ契約金額百分ノ十以上ノ保證金ヲ納ムヘシ

指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ル場合ニ於テハ各省大臣ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得前條第三號及第四號ノ場合亦同シ

第八十九條 契約者其ノ義務ヲ履行セサルトキハ契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外保證金ハ政府ノ所得トス

第九十條 政府ニ屬スル財産ノ賣拂ヲ爲ストキハ法律勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ引渡前又ハ移轉ノ登記若ハ登錄前其ノ代金ヲ完納セシムヘシ

第九十一條 財産ノ貸付料ハ法律勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ前納セシムヘシ但シ貸付期間ノ長期ニ涉ルモノニ付テハ毎年定期ニ之ヲ納付セシムルコトヲ得

第九十二條 各省大臣三千圓ヲ超ユル工事、製造又ハ物件ノ買入ニ付テハ竣功又ハ完納ノ後之ヲ監督又ハ検査シタル官吏又ハ技術者ヲシテ其ノ調書ヲ作成セシムヘシ

契約ニ依リ工事若ハ製造ノ既済部分又ハ物件ノ既済部分ニ對シ完済前又ハ完納前ニ代價ノ一部分ヲ支拂ハムトスルトキハ各省大臣ハ特ニ検査ノ官吏又ハ技術者ヲ命シ事實ヲ測定シテ其ノ調書ヲ作成セシムヘシ

第九十三條 前條第二項ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ工事又ハ製造ニ付テハ其ノ既済部分ニ對スル代價ノ十分ノ九、物件ノ買入ニ付テハ其ノ既済部分ニ對スル代價ヲ超ユルコトヲ得但シ箇々ニ分立シ得ヘキ性質ノ工事又ハ製造ニ於ケル各箇ノ完済部分ニ對シテハ其ノ代價ノ全額迄ヲ支拂フコトヲ得

第九十四條 前二條ノ規定ハ工事又ハ製造以外ノ請負契約ノ全部又ハ一部ノ履行ニ對シ支拂ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第九十五條 本章ニ定ムルモノノ外契約ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二節 一般競争契約

第九十六條 一般ノ競争ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ル

第九十七條 各省大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタル者ヲ爾後二年間競争ニ加ラシメサルコトヲ得之ヲ代理人、支配人、番頭、手代又ハ技術者トシテ使用シタル者亦同シ

一 契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ工事、製造又ハ物件ヲ粗雑ニシ又ハ其ノ品質數量ニ關シ欺罔ノ行爲アリタル者  
二 競争ニ際シ不當ニ價格ヲ競上ケ又ハ競下クル目的ヲ以テ連合ヲ爲シタル者  
三 競争ノ加入ヲ妨害シ又ハ競落者ノ契約締結若ハ契約ノ履行ヲ妨害シタル者

四 検査監督ニ際シ掛員ノ職務執行ヲ妨ケタル者  
五 正當ノ理由ナクシテ契約ヲ履行セザリシ者  
六 前各號ノ一ニ該當スト認メラレタル後二年ヲ經過セサル者ヲ

契約ニ際シ代理人、支配人、番頭、手代又ハ技術者トシテ使用スル者  
第九十八條 各省大臣ハ前條ノ規定ニ該當スル者ヲ入札代理人トシテ使用スル者ヲ競争ニ加ラシメサルコトヲ得

第九十九條 競争ニ加ラムトスル者ハ現金又ハ國債ヲ以テ見積金額百分ノ五以上ノ保證金ヲ納ムヘシ

第一章 總則

第一百條 競落者契約ヲ結ハサルトキハ保證金ハ政府ノ所得トス

第一百一條 競争ハ第九十九條ニ規定スル場合ヲ除クノ外總テ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フヘシ

第一百二條 入札ノ方法ニ依リ競争ニ付セムトスルトキハ其ノ入札期日ノ前日ヨリ起算シ少クトモ十日前ニ官報、新聞紙、揭示其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ但シ急ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ期間ヲ五日迄ニ短縮スルコトヲ得

第一百三條 前條ノ公告ニハ左ニ掲ケル事項ヲ示スヘシ

- 一 競争入札ニ付スル事項  
二 契約條項ヲ示ス場所  
三 競争執行ノ場所及日時  
四 入札ノ保證金額

第一百四條 各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其ノ競争入札ニ付スル事項ノ價格ヲ豫定シ其ノ豫定價格ヲ封書トシ開札ノトキニ之ヲ開札場所ニ置クヘシ

第一百五條 開札ハ公告ニ示シタル場所、日時ニ入札者ノ面前ニ於テ之ヲ行フヘシ但シ入札者ニシテ出席セサル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官吏ヲシテ開札ニ立會ハシムヘシ

入札者ハ一旦提出シタル入札書ノ引換、變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得ス  
競争加入ノ資格ナキ者ノ爲シタル入札又ハ入札ニ關スル條件ニ違反シタル入札ハ無効トス

第一百六條 開札ノ場合ニ於テ各人ノ入札中第一百四條ノ規定ニ依リ豫



第一章 總則

定シタル價格ノ制限ニ達シタルモノナキトキハ直ニ再度ノ入札ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 落札ト爲ルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二人以上アルトキハ直ニ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ當該入札者中出席セサル者又ハ抽籤ヲ爲ササル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官更ヲシテ之ニ代リ抽籤ヲ爲サシムヘシ

第八條 入札者若ハ落札者ナキ場合又ハ落札者契約ヲ結ハサル場合ニ於テ更ニ入札ニ付セムトスルトキハ第二百二條ノ期間ハ五日迄ニ之ヲ短縮スルコトヲ得

第九條 各省大臣動産ノ賣拂ニ付特別ノ事由ニ因リ必要アリト認ムル場合ニ於テハ大藏大臣ト協議シ本節ノ規定ニ準シ糶賣ニ付スルコトヲ得

第三節 指名競争契約

第十條 會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ニ掲クル場合ニ於テハ指名競争ニ付スルコトヲ得

- 一 契約ノ性質又ハ目的ニ依リ競争ニ加ルヘキ者少數ニシテ一般ノ競争ニ付スルノ必要ナキトキ
- 二 一萬圓ヲ超エサル工事若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ五千圓ヲ超エサル財産ノ買入ヲ爲ストキ
- 三 賃借料年額又ハ總額三千圓ヲ超エサル物件ノ借入ヲ爲ストキ
- 四 豫定賃借料年額又ハ總額千圓ヲ超エサル物件ノ貸付ヲ爲ストキ

五 豫定代價二千圓ヲ超エサル財産ノ賣拂ヲ爲ストキ

六 前四號以外ノ契約ニシテ其ノ金額四千圓ヲ超エサルトキ  
隨意契約ニ依ルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ指名競争ニ付スルコトヲ妨ケス

第十一條 指名競争ニ付セムトスルトキハ成ルヘク五人以上ノ入札者ヲ指定スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第二百三條ニ規定シタル事項ヲ各入札者ニ通知スヘシ

第十二條 各省大臣會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ指名競争ニ付シテ契約ヲ結ヒタルトキハ事由ヲ詳具シ直ニ之ヲ會計検査院ニ通知スヘシ

第十三條 第九十七條乃至第一百一條、第一百四條乃至第一百七條ノ規定ハ指名競争契約ノ場合ニ之ヲ準用ス

各省大臣必要ナシト認ムル場合ニ於テハ第九十九條ノ保證金ハ之ヲ免除スルコトヲ得

第四節 隨意契約

第十四條 會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ニ掲クル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

- 一 契約ノ性質又ハ目的カ競争ヲ許ササルトキ
- 二 急迫ノ際競争ニ付スルノ暇ナキトキ
- 三 政府ノ行爲ヲ秘密ニスルノ必要アルトキ
- 四 五千圓ヲ超エサル工事若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ三千圓ヲ超エサル財産ノ買入ヲ爲ストキ

五 賃借料年額又ハ總額千五百圓ヲ超エサル物件ノ借入ヲ爲ストキ

六 豫定賃借料年額又ハ總額五百圓ヲ超エサル物件ノ貸付ヲ爲ストキ

七 豫定代價千圓ヲ超エサル財産ノ賣拂ヲ爲ストキ

八 前四號以外ノ契約ニシテ其ノ金額二千圓ヲ超エサルトキ

九 勞力ノ供給ヲ請負ハシムルトキ

十 運送又ハ保管ヲ爲サシムルトキ

十一 官廳相互間ニ於テ契約ヲ爲ストキ

十二 農工場、學校、試験所、監獄其ノ他之ニ準スヘキモノノ生産又ハ製造ニ係ル物品ノ賣拂ヲ爲ストキ

十三 法律勅令ノ規定ニ依リ財産ノ讓與又ハ無償貸付ヲ爲シ得ル者ニ其ノ財産ノ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

十四 非常災害アリタル場合ニ於テ罹災者ニ政府ノ生産ニ係ル建築材料ノ賣拂ヲ爲ストキ

十五 外國ニ於テ契約ヲ爲ストキ

十六 道府縣市町村其ノ他ノ公法人、公益法人、産業組合又ハ慈善ノ爲ニ設立シタル救育所ヨリ直接ニ物件ノ買入又ハ借入ヲ爲ストキ

十七 移住地域内ニ於ケル土木工事ヲ其ノ移住民ノ共同請負ニ付スルトキ

十八 學術又ハ技藝ノ保護獎勵ノ爲之ニ必要ナル物件ノ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

第一章 總則

十九 産業又ハ拓殖事業ノ保護獎勵ノ爲之ニ必要ナル物件ノ賣拂若ハ貸付ヲ爲ストキ又ハ生産者ヨリ直接ニ其ノ生産若ハ製造ニ係ル物品ノ買入ヲ爲ストキ

二十 公共用、公用又ハ公益事業ニ供スル爲必要ナル物件ヲ直接ニ公共團體又ハ起業者ニ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

二十一 土地、建物、林野又ハ其ノ産物ヲ之ニ特別ノ緣故アル者ニ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ

二十二 事業經營上特ニ必要ナル物品ノ買入ヲ爲シ若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ土地建物ノ借入ヲ爲ストキ

二十三 法律勅令ノ規定ニ依リ問屋業者ニ販賣ヲ委託スルトキ又ハ之ヲシテ販賣ヲ爲サシムルトキ

前項第十九號乃至第二十三號ノ場合ニ於テハ所管大臣豫メ大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

第十五條 競争ニ付スルモノ入札者ナキトキ又ハ再度ノ入札ニ付スルモ落札者ナキトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ保證金及期限ヲ除クノ外最初競争ニ付スルトキ定メタル價格其ノ他ノ條件ヲ變更スルコトヲ得ス

第十六條 落札者契約ヲ結ハサルトキハ其ノ落札金額ノ制限内ニ於テ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ期限ヲ除クノ外最初競争ニ付スルトキ定メタル條件ヲ變更スルコトヲ得ス

第十七條 前二條ノ場合ニ於テ豫定價格又ハ落札金額ヲ分割計算



第一章 總則

シ得ル場合ニ限リ該價格又ハ金額ノ制限内ニ於テ各目的ニ付之ヲ  
數人ニ分割シテ契約ヲ爲スコトヲ妨ケス

**第一百八條** 隨意契約ニ依ラムトスルトキハ成ルヘク二人以上ヨリ  
見積書ヲ徴スヘシ

**第一百九條** 各省大臣會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ隨意契  
約ニ依リタル場合ニ於テハ事由ヲ詳具シ直ニ之ヲ會計検査院ニ通  
知スヘシ

第八章 保管金及有價證券

**第二十條** 政府ハ法律勅令ノ規定ニ依ルニ非サレハ公有又ハ私有  
ノ現金又ハ有價證券ヲ保管セス

**第二十一條** 政府ノ保管ニ係ル現金ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ  
之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

**第二十二條** 政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ハ大藏大臣ノ定  
ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之カ取扱ヲ爲サシム

**第二十三條** 政府ノ保管ニ係ル現金又ハ政府ノ所有若ハ保管ニ係  
ル有價證券ノ取扱手續ニ關シテハ法律勅令ニ特別ノ規定アル場合  
ヲ除クノ外大藏大臣之ヲ定ム

第九章 出納官吏

第一節 總則

**第二十四條** 本令ニ於テ出納官吏ト稱スルハ現金ノ出納保管ヲ掌  
ル官吏ヲ謂フ

**第二十五條** 出納官吏ハ各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏之  
ヲ命ス

**第二十六條** 各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏必要アリト認  
ムルトキハ出納官吏ノ代理官又ハ分任官ヲ置クコトヲ得

前項ノ代理官ハ出納官吏ノ事務ノ全部ヲ代理シ分任官ハ其ノ一部  
ヲ分掌スルモノトス

**第二十七條** 所管大臣ハ會計法第三十七條ノ規定ニ依リ左ニ掲ク  
ル官署ノ事務員ヲシテ現金ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分掌セシム  
ルコトヲ得

- 一 鐵道官署
- 二 遞信官署

前項ノ外特別ノ必要アル場合ニ於テハ各省大臣大藏大臣ト協議シ  
其ノ廳ノ事務員ヲシテ現金ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分掌セシム  
ルコトヲ得

**第二十八條** 前條ノ規定ニ依リ現金ノ出納保管ニ關スル事務ノ分  
掌ヲ命セラレタル事務員ハ主任出納官吏又ハ分任出納官吏所屬ノ  
出納員トシテ其ノ事務ヲ取扱フヘシ

**第二十九條** 出納員ノ領收シタル現金ハ之ヲ所屬出納官吏ニ拂込  
ムヘシ但シ所管大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ出納官吏  
又ハ出納員ニ交付セシムルコトヲ得

**第三十條** 出納官吏又ハ出納員其ノ保管ニ屬スル現金ヲ亡失シ又  
ハ其ノ行爲ニ因リ政府ニ損失ヲ生セシメタル場合ニ於テハ所管大  
臣ハ遲滞ナク之ヲ大藏大臣及會計検査院ニ通知スヘシ

**第三十一條** 出納官吏及出納員ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外大  
藏大臣ノ定ムル所ニ依リ現金ノ出納保管ヲ爲スヘシ

第二節 責任

**第三十二條** 出納官吏ハ其ノ責任ニ屬スル現金ノ出納保管ニ付單  
ニ自ラ事務ヲ執ラサルコトヲ理由トシテ其ノ責任ヲ免ルルコトヲ  
得ス但シ其ノ代理官、分任官又ハ所屬出納員ノ行爲ニ付テハ此ノ  
限ニ在ラス

前項ノ規定ハ出納員ノ責任ニ付之ヲ準用ス  
**第三十三條** 代理出納官吏、分任出納官吏又ハ出納員ハ其ノ行爲  
ニ付會計法第三十五條ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

**第三十四條** 各省大臣ハ出納官吏又ハ出納員ノ行爲ニ因リ政府ニ  
損失ヲ生セシメタリト認ムル場合ニ於テハ會計検査院ノ判決前ト  
雖其ノ出納官吏又ハ出納員ニ對シ辨償ヲ命スルコトヲ得

**第三十五條** 前條ノ場合ニ於テ其ノ辨償ヲ命セラレタル出納官吏  
又ハ出納員其ノ責ヲ免ルヘキ理由アリト信スルトキハ計算書ヲ調  
製シ證據書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ送付シ  
其ノ判決ヲ求ムルコトヲ得

第三節 検査及證明

**第三十六條** 出納官吏ノ帳簿金櫃ハ毎年三月三十一日又ハ轉免、  
死亡、退職其ノ他異動アリタルトキ所管大臣検査員ヲ命シテ之ヲ  
検査セシムヘシ但シ臨時ニ資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃  
ハ定時ノ検査ヲ要セス

第一章 總則

大藏大臣又ハ各省大臣必要アリト認ムルトキハ臨時ニ検査員ヲ命  
シテ出納官吏又ハ出納員ノ帳簿金櫃ヲ検査セシムヘシ

**第三十七條** 前條ノ検査ヲ執行スルニ當リ當該出納官吏又ハ出納  
員事故ニ因リ自ラ検査ヲ受クルコト能ハサルトキハ其ノ代理者又  
ハ特ニ所管大臣ノ命シタル官吏ニ於テ立會ヲ爲スヘシ

**第三十八條** 出納官吏又ハ出納員ノ帳簿金櫃ヲ検査シタルトキハ  
檢定書ニ通テ作成シ検査員及當該出納官吏、出納員又ハ立會人之  
ニ記名捺印シ一通ハ當該出納官吏、出納員又ハ立會人ニ交付シ一  
通ハ所管大臣ニ提出スヘシ

**第三十九條** 出納官吏又ハ出納員他ノ公金ノ出納ヲ兼掌スルトキ  
ハ金櫃ノ検査ヲ執行スル者ハ併セテ他ノ公金ノ検査ヲ行フヘシ

**第四十條** 租稅其ノ他ノ歳入金ノ收納ヲ掌ル官吏ハ會計検査院ノ  
検査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證據書類ヲ添ヘ歳入徵收  
官ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ提出スヘシ

**第四十一條** 資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ハ會計検査院ノ検査判決  
ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證據書類ヲ添ヘ支出官ヲ經由シテ  
之ヲ會計検査院ニ提出スヘシ

**第四十二條** 歳入歳出外現金ノ出納ヲ掌ル官吏ハ會計検査院ノ檢  
査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證據書類ヲ添ヘ所管大臣又  
ハ其ノ指定シタル官吏ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ提出スヘシ

**第四十三條** 第六十三條ノ規定ニ依リ現金ノ繰替使用ヲ爲ス官吏  
ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證據書類  
ヲ添ヘ所管大臣又ハ其ノ指定シタル官吏ヲ經由シテ之ヲ會計検査



院ニ提出スヘシ

第四百四十四條 分任出納官吏ノ出納ハ總テ主任出納官吏ノ計算トシ  
出納員ノ出納ハ總テ所屬出納官吏ノ計算トシテ取扱ヒ其ノ報告書  
及計算書ハ各別ニ提出スルコトヲ要セス但シ所管大臣又ハ會計檢  
査院ニ於テ必要アリト認ムルトキハ特ニ分任出納官吏又ハ出納員  
ヲシテ報告書又ハ計算書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第四百四十五條 出納官吏交替シタルトキハ其ノ在職期間ニ執行シタ  
ル出納ノ計算書ヲ調製シ第四百四十四條乃至第四百四十三條ノ手續ヲ爲  
スヘシ

第四百四十六條 出納官吏又ハ出納員死亡其ノ他ノ事故ニ因リ自ラ計  
算書ヲ調製スルコト能ハサルトキハ所管大臣ノ命シタル官吏ヲシ  
テ之ヲ調製セシムヘシ

出納官吏又ハ出納員定期内ニ計算書ヲ送付セサルトキハ所管大臣  
ハ他ノ官吏ニ命シテ之ヲ調製セシムヘシ

前二項ノ規定ニ依リ調製シタル計算書ハ出納官吏又ハ出納員ノ自  
ラ調製シタルモノト看做シ會計檢査院ニ於テ檢査判決ヲ爲スヘシ  
第四百四十七條 出納官吏又ハ出納員ノ計算書ハ提出ノ後修正變更ス  
ルコトヲ得ス

第十章 日本銀行ノ計算報告及出納證明

第四百四十八條 日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ出納  
報告書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

第四百四十九條 日本銀行ハ會計檢査院ノ檢査ヲ受クル爲メ國庫金ノ出  
納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國債ノ發行ニ依ル收入金、  
國債元利拂資金及隔地者拂資金ノ收支ヲ整理シ之ヲ前項ノ計算書  
ニ掲記スヘシ

大藏大臣ハ第一項ノ計算書ヲ調査シ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ  
第五百十條 日本銀行ハ會計檢査院ノ檢査ヲ受クル爲メ政府ノ所有又  
ハ保管ニ係ル有價證券受拂計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ大  
藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ計算書ヲ調査シ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ  
第五百十一條 政府ノ爲メ取扱フ現金又ハ有價證券ノ出納保管ニ關  
シ政府ニ損害ヲ與ヘタル場合ニ於ケル日本銀行ノ賠償責任ニ付テ  
ハ民法及商法ニ依ル

第十一章 帳簿

第五百十二條 大藏省ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ國庫金ノ出納  
ヲ登記スヘシ

第五百十三條 大藏省ハ歳入歳出ノ主計簿ヲ備ヘ歳入主計簿ニハ歳  
入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登  
記シ歳出主計簿ニハ歳出ノ豫算額、豫算決定後增加額、支出濟額、  
翌年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

第五百十四條 歳入徵收官ハ徵收簿ヲ備ヘ歳入ノ調定濟額、收入濟  
額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第五百十五條 歳入事務管理廳ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、調定  
濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第五百十六條 支出官ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ支拂豫算額、支出濟額

及支拂豫算殘額ヲ登記スヘシ

第五百十七條 各省ハ歳出簿ヲ備ヘ歳出ノ豫算額、豫算決定後增加  
額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

第五百十八條 出納官吏及出納員ハ現金出納簿ヲ備ヘ現金ノ出納ヲ  
登記スヘシ

第五百十九條 前七條ニ規定スル帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ大藏大  
臣之ヲ定ム

第六十條 日本銀行ハ左ニ掲クル帳簿ヲ備ヘ政府ノ爲メ取扱フ現  
金ノ出納又ハ有價證券ノ受拂ヲ登記スヘシ

- 一 國庫金ノ出納ヲ登記スヘキ帳簿
  - 二 支拂豫算額及支拂濟額ヲ登記スヘキ帳簿
  - 三 國債ノ發行ニ依ル收入金ニ關スル出納ヲ登記スヘキ帳簿
  - 四 國債元利拂資金ノ出納ヲ登記スヘキ帳簿
  - 五 隔地者拂資金ノ收支ヲ登記スヘキ帳簿
  - 六 有價證券ノ受拂ヲ登記スヘキ帳簿
- 前項ノ帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ日本銀行  
之ヲ定ム

第六十一條 大藏大臣ハ會計檢査官立會ノ上毎年七月三十一日前  
年度ノ主計簿ヲ締切ルヘシ

第十二章 雜則

第六十二條 本令ニ依リ會計檢査院ニ提出スル計算證明書類ノ様  
式及提出期限ニ付テハ會計檢査院ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第六十三條 前條ノ計算證明書類ヲ除クノ外本令ニ規定スル書類

第一章 總則

ノ様式ハ大藏大臣之ヲ定ム

第六十四條 本令ニ依リ記名捺印ヲ要スル場合ニ於テハ外國ニ在  
リテハ署名ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第六十五條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外收入及支出ニ關シ必要  
ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

附則

第六十六條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六十七條 左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

(左記略ス)

第六十八條 金庫ニ納付セシムル爲メ納入ノ告知アリタル歳入金ニ  
シテ本令施行前收納ヲ了セサルモノハ該納入ノ告知ニ依リ日本銀  
行ニ於テ之カ收納ヲ取扱ハシム

前項ノ規定ハ定額戻入ノ爲メ納入ノ告知アリタル返納金ニシテ本令  
施行前領收ヲ了セサル場合ニ之ヲ準用ス

第六十九條 仕拂命令ニシテ本令施行前其ノ支拂ヲ了セサルモノ  
ハ仕拂命令ニ關スル從前ノ手續ニ依リ日本銀行ニ於テ本令施行後  
一年間之カ支拂ヲ取扱ハシム

第五十五條ノ規定ハ前項ノ支拂期間經過後仍會計法附則第五項ノ  
規定ニ依リ期間ノ滿了セサル債務ノ支拂ニ付テ之ヲ準用ス

第七十條 大正十一年五月三十一日迄ニ支拂ノ請求ナキ大正十年  
度仕拂命令濟金額ニ相當スル資金ハ從前ノ例ニ依リ當該年度ノ歳  
出支拂未濟金トシテ之ヲ繰越整理スヘシ

第七十一條 本令施行前繰越整理ニ係ル資金及前條ノ繰越整理ニ



係ル資金ニシテ大正十二年三月三十一日迄ニ支拂ヲ了セサルモノハ之ヲ大正十一年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

**第七十二條** 大正十年度支出濟歲出額ハ同年度歳入歳出ノ總決算及主計簿ニ於テハ仕拂命令濟歲出額ニ併算スヘシ

大正十一年度仕拂命令濟歲出額ハ同年度歳入歳出ノ總決算及主計簿ニ於テハ支出濟歲出額ニ併算スヘシ

**第七十三條** 大正十年度分ニ限リ金庫ニ備ヘタル支出簿ハ第六百七十條第二號ノ帳簿ニ代用セシムルコトヲ得

**第七十四條** 第六條ニ規定スルモノヲ除クノ外本令施行ニ關シ必要ナル規定ハ大藏大臣之ヲ定ム

**米穀需給調節特別會計法**

大正十年四月四日  
法律第三十七號

改正 大正十四年第三三號

昭和四年第三〇號、六年第三二號、七年第二七號、八年第二五號、九年第二九號

**第一條** 米穀ノ數量又ハ市價ノ調節ノ爲ニスル米穀ノ買入、賣渡、交換、加工、貯藏又ハ貸付ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ之ヲ一般會計ト區分シ特別ノ會計ヲ立テシム

**第二條** 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲ニ必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

**第三條** 米穀ノ買入代價ハ外國ヨリ直接ニ買入ルル場合ヲ除クノ外一年內ニ償還スヘキ證券ヲ以テ其ノ額面金額ニ依リ之ヲ交付ス

前項ノ證券ハ無記名證券トス

第一項ノ規定ニ依リ交付スル爲政府ハ證券ヲ發行スルコトヲ得

**第四條** 日本銀行ハ前條ノ證券ノ所持人ノ請求ニ依リ政府ノ定ムル歩合ヲ以テ其ノ證券ノ割引ヲ爲スヘシ

**第四條ノ二** 第三條ノ規定ニ依リ發行スル證券ノ借換ノ爲政府ハ借入ヲ爲シ又ハ一年內ニ償還スヘキ證券ヲ發行スルコトヲ得其ノ借換ニ付亦同シ

**第四條ノ三** 本會計ノ負擔ニ屬スル證券及借入金ノ額ハ通シテ最高八億五千萬圓トス

**第五條** 本會計ノ負擔ニ屬スル證券及借入金ノ償還金及利子並證券ノ發行及償還ニ關スル諸費ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年度國債整理基金特別會計ニ之ヲ繰入ルヘシ

**第六條** 本會計ハ借入金、米穀賣渡代金及附屬雜收入ヲ以テ歳入トシ米穀ノ買入代金、米穀ノ買入賣渡交換加工貯藏貸付及運搬ニ關スル諸費、證券及借入金ノ償還金及利子其ノ他諸費ヲ以テ歳出トス

**第六條ノ二** 米穀ノ數量又ハ市價ノ變動ニ基ク買入數量ノ增加其ノ他避クベカラザル事由ニ因リ生ジタル豫算ノ不足ヲ補フ爲歳出豫算ニ豫備費ヲ設クルコトヲ得

**第七條** 本會計ニ於テ支拂上餘裕アルトキハ大藏省預金部ニ之ヲ預入ルヘシ

**第八條** 本會計ノ決算上剩餘アルトキハ翌年度ノ歳入ニ之ヲ繰入ルヘシ

本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

**第九條** 政府ハ毎年度本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ之ヲ提出スヘシ

**第十條** 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和九法律第二十九號)

本法ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス

政府ハ當分ノ内必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ第四條ノ三ニ定ムル證券及借入金ノ額ヲ通ズル最高金額ヲ三億圓ノ範圍內ニ於テ増額スルコトヲ得

**米穀需給調節特別會計規則**

大正十年五月二十四日  
勅令第二百二十四號

改正 大正十一年第四〇號

昭和九年第七六號

**第一條** 歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ貸借對照表及損益計表並其ノ年三月三十一日ニ於ケル米穀在高明細表ヲ添附スヘシ

**第一條ノ二** 會計規則第十九條、第二十條及第二十四條ノ規定ハ米

穀需給調節特別會計法第六條ノ二ノ豫備費ノ支出ニ付之ヲ準用ス

**第二條** 本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歲入額ヲ以テ支拂元受高トシ歳出ヲ支出スルハ此ノ支拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

**第三條** 毎年度ニ屬スル歳出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出スハ當該年度三月三十一日限トス但シ國庫內ニ於ケル移換ノ爲ニスル支出又ハ會計法第十九條ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金補填ノ爲ニスル支出ニ付テハ翌年度四月三十日迄小切手ヲ振出スコトヲ得

**第四條** 毎年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ當該年度三月三十一日限トス

**第五條** 毎年度內ニ收入ヲ爲スヘキ權利ヲ得テ當該年度內ニ收入濟ト爲ラサルモノハ收入未済トシテ遞次翌年度ニ繰越シ現ニ收入ヲ爲シタル年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

**第六條** 毎年度內ニ支拂ヲ爲スヘキ義務ヲ生シ當該年度內ニ小切手ヲ振出ササルモノハ支出未済トシテ遞次翌年度ニ繰越シ時効完成ニ至ル迄ハ支拂ノ請求アル毎ニ小切手ヲ振出スヘシ但シ支出未済ノ繰越額ハ支出濟額ト合シテ豫算定額ヲ超過スルコトヲ得ス

第七條 削除

**第八條** 歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

**第九條** 本會計ノ保有スル米穀ノ價格ハ毎年度三月三十一日ニ於テ市價ニ準據シ之ヲ改定スヘシ

**第十條** 貸借對照表、損益計算表及米穀在高明細表ノ様式ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ



第一章 總則

- 第十一條 削除
- 第十二條 所管大臣ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ本會計ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スヘシ
- 第十三條 支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ
- 第十三條ノ二 農林省ハ歲出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ但シ支出官一人ナル場合ニ於テハ支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得
- 第十四條 本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十年度ヨリ之ヲ適用ス  
大正七年勅令第九十二號ハ大正十年五月三十一日限之ヲ廢止ス

●會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依リ調製スルコトヲ要スル帳簿ノ様式及記入ノ方法並書類ノ様式

大正十一年三月二十九日  
大藏省令第二十號

改正 大正一三年第九號、一四年第一〇號、一五年第三八號、  
昭和元年第六號、二年第四號、第三〇號、四年第三號、第五號、第一三號、  
第一八號、五年第一五號、六年第三四號、七年第七號、八年第二號、九年第一〇號、  
第三號

會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依リ調製スルコトヲ要スル帳簿

- 一 帝國鐵道會計日記簿 別表第二十一號書式ニ依ル(別表省略)
- 一 健康保險會計日記簿 別表第二十一號ノ二書式ニ依ル(同上)
- 一 簡易生命保險會計日記簿 別表第二十二號書式ニ依ル(同上)
- 一 郵便年金會計日記簿 別表第二十二號ノ二書式ニ依ル(同上)
- 一 大藏省預金部會計日記簿 別表第二十二號ノ三書式ニ依ル(同上)
- 一 朝鮮簡易生命保險會計日記簿 別表第二十二號ノ四書式ニ依ル(同上)
- 一 家畜再保險會計日記簿 別表第二十二號ノ五書式ニ依ル(同上)
- 一 勞働者災害扶助責任保險會計日記簿 別表第二十二號ノ六書式ニ依ル(同上)
- 一 通信事業會計日記簿 別表第二十二號ノ七書式ニ依ル(同上)
- 一 米穀需給調節會計日記簿 別表第二十三號書式ニ依ル
- 一 製鐵所會計日記簿 別表第二十三號ノ二書式ニ依ル(別表省略)
- 一 特別會計原簿 別表第二十四號書式ニ依ル
- 一 特別會計補助簿 別表第二十五號書式ニ依ル
- 一 特別會計支拂元受高差引簿 別表第二十六號書式ニ依ル
- 一 受拂勘定表 別表第二十七號書式ニ依ル(別表省略)
- 一 帝國鐵道會計貸借對照表 別表第二十八號書式ニ依ル(同上)
- 一 帝國鐵道會計損益計算表 別表第二十九號書式ニ依ル(同上)
- 一 帝國鐵道會計資本增減表 別表第三十號書式ニ依ル(同上)
- 一 帝國鐵道會計固定財產價格增減表

第一章 總則

- ノ様式及記入ノ方法並書類ノ様式左ノ通之ヲ定ム
- 一 支拂豫算書 別表第一號書式ニ依ル
  - 一 支拂豫算更定計算書 別表第二號書式ニ依ル
  - 一 年度開始前支出計算書 別表第三號書式ニ依ル
  - 一 徵收報告書 別表第四號書式ニ依ル
  - 一 徵收總報告書 別表第五號書式ニ依ル
  - 一 徵收簿 別表第六號書式ニ依ル
  - 一 入簿 別表第七號書式ニ依ル
  - 一 支出濟額報告書 別表第八號書式ニ依ル
  - 一 支出總報告書 別表第九號書式ニ依ル
  - 一 繰越計算書 別表第十號書式ニ依ル
  - 一 支 出 簿 別表第十一號書式ニ依ル
  - 一 一 歲 出 簿 別表第十二號書式ニ依ル
  - 一 現金領收證書 別表第十三號書式ニ依ル
  - 一 現金出納簿 別表第十四號書式ニ依ル
  - 一 國庫日記簿 別表第十五號書式ニ依ル
  - 一 國庫原簿 別表第十六號書式ニ依ル
  - 一 歲入主計簿 別表第十七號書式ニ依ル
  - 一 歲出主計簿 別表第十八號書式ニ依ル
  - 一 作業會計、海軍工廠資金會計、朝鮮鐵道用品資金會計及臺灣官設鐵道用品資金會計日記簿 別表第十九號書式ニ依ル(別表省略)
  - 一 造幣局會計日記簿 別表第二十號書式ニ依ル(同上)

- 一 固定資本價格增減表 別表第三十一號書式ニ依ル(同上)
- 一 健康保險、簡易生命保險、郵便年金、朝鮮簡易生命保險、家畜再保險又ハ勞働者災害扶助責任保險會計積立金明細目錄 別表第三十二號書式ニ依ル(同上)
- 一 附則 別表第三十三號書式ニ依ル(同上)

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
左ノ大藏省令ハ之ヲ廢止ス

- 明治二十三年大藏省令第九號
- 明治二十六年大藏省令第三十二號
- 明治三十年大藏省令第五號
- 明治四十年大藏省令第十七號
- 明治四十二年大藏省令第十六號
- 明治四十三年大藏省令第四十五號
- 明治四十五年大藏省令第九號
- 大正五年大藏省令第三號
- 大正五年大藏省令第二十一號
- 大正十年大藏省令第十一號
- 大正十年大藏省令第十六號

本令施行ノ際現存スル帳簿及用紙ハ當分ノ内之ヲ取繕ヒ使用スルコトヲ得



第二號書式

支拂豫算更定計算書

何省所管 某年度歳出(何々會計歳出) 經常部(臨時部)

支出官官氏名 日本銀行何店

款	項	増	減
何	何	円 0	円 0
	何		0
		0	0

年 月 日

支拂豫算書ヲ調製スル官吏官氏名 印

大藏大臣(會計検査院長) 宛

第一章  
總則

(別表) 第一號書式

何省所管 支拂豫算書

某年度歳出(何々會計歳出) 經常部(臨時部)

支出官官氏名 日本銀行何店

款	項	金額
何	何	円 0
	何	0
	何	0
		0

年 月 日

支拂豫算書ヲ調製スル官吏官氏名 印

大藏大臣(會計検査院長) 宛

第一章  
總則

備考

- 一用紙ハ厚質縹砂引美濃紙トシ左方ニ約一寸ノ綫代ヲ設クヘシ第二號乃至第五號、第八號乃至第十號書式亦同シ
- 二本書式中日本銀行何店トアルハ支出官ノ振出ス小切手ノ支拂店名ヲ謂フ第二號、第三號及第十四號書式亦同シ
- 三本書式ハ罫線其ノ他凡テ墨書スルモノトス第二號乃至第五號、第八號乃至第十號、第十三號、第二十七號乃至第三十三號書式亦同シ



第三號書式

年度開始前支出計算書

何省所管 某年度歳出(何々會計歳出)經常部(臨時部)  
支出官官氏名

日本銀行何店

款	項	金額
何	何何	円 〇 〇 〇

年 月 日

年度開始前支出計算書ヲ調製スル官吏官氏名 印

大藏大臣(會計検査院長)宛

第四號書式甲

何省所管 何廳

某年度歳入(何々會計歳入)徴收報告書

何年何月分

款	項	日	事由	調定済額		収入済額		不納缺損額		収入未済額	現金拂込済任譯
				本月分	本月迄計	本月分	本月迄計	本月分	本月迄計		
經何	常何	部何	調定外課納額	円	円	円	円	円	円	円	前月迄拂込未済 0
臨何	時何	部何		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	本月・中 現金預收額 0
				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	本月・中 現金拂込高 0
				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	翌月へ越高 0

備考

一 本書ニハ日本銀行ノ月計突合表ヲ添付スルモノトス  
 二 特別會計ニ於テ徴收報告書ヲ以テ徴收總報告書ニ充ツル場合ニ於テハ徴收總報告書ヲ調製スヘキ官吏第五號甲書式ノ例ニ依リ本書ニ年月日及官氏名ヲ奥書シ徴收總報告書送付ノ順序ニ依リ送付スルモノトス



第四號書式乙

現金拂込済仕譯書

某年度歳入(何々會計歳入) 經常部(臨時部)

何省所管 何廳 何年何月分

摘 要	金 額	備 考
前月迄拂込未済	円 〇	
本月中現金拂込高	〇	
翌月へ越高	〇	
年 月 日		
歳入徴收官官氏名 團		
備 考		

歳入測定済額、收入済額及不納缺損額=異動ナク現金拂込高ノ  
 ミ=異動アル月ニ於テハ徴收報告書ヲ要セス單ニ本書式ニ依リ  
 現金拂込済仕譯書ヲ調製シ之ニ日本銀行ノ月計突合表ヲ添へ徴  
 收報告書送付ノ順序ニ依リ送付スルモノトス



第五號書式甲

某年度歳入(何々會計歳入) 徴收總報告書

何 省 所 管 何 年 何 月 分

款 項	目	事 由	調 定 済 額		收 入 済 額		不 納 缺 損 額		收 入 未 済 額	
			本月分	本月迄計	本月分	本月迄計	本月分	本月迄計		
經 常	何 何	部 何 何	円	〇	円	〇	円	〇	円	〇
			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
臨 時	何 何	部 何 何	円	〇	円	〇	円	〇	円	〇
			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
調定外課納額			円	〇	円	〇	円	〇	円	〇
			円	〇	円	〇	円	〇	円	〇
			円	〇	円	〇	円	〇	円	〇
			円	〇	円	〇	円	〇	円	〇
			円	〇	円	〇	円	〇	円	〇

前月迄拂込未済 〇  
 本月中現金徴收額 〇  
 本月中現金拂込高 〇  
 翌月へ越高 〇

徴收總報告書ヲ調製スル官吏官氏名 團

一本書ニハ歳入徴收官ヨリ提出スル日本銀行ノ月計突合表ヲ添附スルモノトス  
 二大學特別會計規則第二十條ノ二ノ徴收集計報告書ハ此ノ書式ヲ準用ス



第五號書式丙

第一章  
總則

現金拂込済總仕譯書

某年度歳入(何々會計歳入)經常部(臨時部)

何省所管 何年何月分

摘要	金額	備考
前月迄拂込未済	円 0	
本月中現金拂込高	0	
翌月へ越高	0	
年 月 日		

徴收總報告書ヲ調製スル官吏官氏名 印

備考

各歳入徴收官トモ單ニ現金拂込済仕譯書ノミヲ送付セシ月ニ於テハ徴收總報告書ヲ要セス本書式ニ依リ現金拂込済總仕譯書ヲ調製シ之ニ收入金拂込未済内譯報告書及月計突合表ヲ添ヘ徴收總報告書送付ノ順序ニ依リ送付スルモノトス

第五號書式乙

收入金拂込未済内譯報告書

某年度歳入(何々會計歳入)經常部(臨時部)

何省所管 何年何月分

第一章  
總則

廳名	徴收報告書 年 月	拂込未済額	事由
何 廳	何 何	円 0	
何 廳	〃 〃	0	
年 月 日			
官 廳 名 印			

備考

一本書ハ徴收總報告書現金拂込済仕譯ノ欄内ニアル翌月へ越高ノ内譯トシテ徴收總報告書ニ添附スルモノトス  
二拂込遲滞セルモノハ其ノ事由ヲ記載スヘシ



第六號書式

「某年度歳入(何々會計歳入)經常部(臨時部)徴收簿」  
何々(款) 何々(項) 何々(目)

年 月 日	摘 要	調定済額	収入済額	不 納 缺 損 額	収入未済額
何 年		円	円	円	
何 月		0	0	0	
何 日	調定外誤納額	0			0

備 考

- 一歳入徴收官ノ備フヘキ徴收簿ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外此ノ書式ニ依ル
- 二調定済額ノ欄内ニハ収入スヘキ額ノ確定シタルモノ、収入済額ノ欄内ニハ出納官吏又ハ日本銀行ヨリ收納済ノ報告ヲ受ケタル額、不納缺損額ノ欄内ニハ其ノ缺損ナルコトノ確定シタル額ヲ記入スルモノトス
- 三調定済額ニ超過シタル誤納アリタルトキハ摘要欄内ニ調定外誤納額ト記載シ誤納額ニ相當スル額ヲ調定済額ノ欄内ニ記入スルモノトス
- 四徴收簿ノ詳細ヲ明ニスル爲要スル補助簿ハ適宜各廳ニ於テ設クルモノトス  
但シ便宜本簿中ニ統括又ハ款、項、目、節別ノ口座ヲ設クルコトヲ得第七號書式亦同シ
- 五本書式中「 」内ハ朱書トシ欄格ヲ示ス罫線ハ之ヲ朱線トス第七號、第十一號、第十二號及第十四號乃至第二十六號書式亦同シ

第五號書式丁

徴收總報告書ト日本銀行月計突合表トノ差額仕譯書

某年度歳入(何々會計歳入)

何 省 所 管 何 年 何 月 分

廳 名	徴收報告書		差 額		事 由
	年	月	突合表ノ方超過	突合表ノ方不足	
何 廳	何	何	円 0	円	何 々
何 廳		〃		0	何 々
			0	0	

年 月 日  
官 廳 名 印

備 考

本書ハ徴收總報告書ト日本銀行月計突合表トノ差額ノ内譯トシテ  
徴收總報告書ニ添附スルモノトス

--	--	--	--	--	--



第八號書式

支出濟額報告書

某年度歳出(何々會計歳出)經常部(臨時部)

何省所管		何年何月分			備考
款	項	支出濟額			
		本月分	前月迄累計	合計	
何	何	円 0	円 0	円 0	定額戻入 0 更正減額何々 0
	何	0	0	0	
		0	0	0	

年 月 日  
支出官官氏名 印

備考

- 一定額戻入及更正減額ハ金額事由トモ朱書スルモノトス
- 第九號、第十一號、第十二號及第二十六號書式同シ
- 二特別會計ニ於テ支出濟額報告書ヲ以テ支出總報告書ニ充ツル場合ニ於テハ支出總報告書ヲ調製スヘキ官吏第九號書式ノ例ニ依リ本書ニ年月日及官氏名ヲ奥書シ支出總報告書送付ノ順序ニ依リ送付スルモノトス
- 三本報告書ハ所管大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ目迄ヲ記載セシムルコトヲ得

第一章  
總則

第七號書式

〔某年度歳入(何々會計歳入)經常部(臨時部)歳入簿〕

何々(款) 何々(項) 何々(目)

年月日	摘要	徴收報 告年月	廳 名	豫算 額	調定 濟額	收入 濟額	不納 欠損 額	收入 未濟 額	豫算額 ト調定 額ト ノ差
何年 何月 何日				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
〃	調定外誤納額		何 何 何廳		0	0	0	0	0

備考  
一歳入簿ノ詳細ヲ明ニスル爲要スル補助簿ハ適宜各廳ニ於テ設クルモノトス  
二大學特別會計規則第二十九條ノ歳入支簿ハ此ノ書式ヲ準用ス

第一章  
總則



第十號書式

繰越計算書

某年度歳出（何々會計歳出）經常部（臨時部）

第一章 總則

款	項	豫算 定額	小切手振出 濟額及小切 手ヲ振出ス ヘキ額	豫算定額 不要額	翌年度へ繰越額		事由
					繰越承認 濟額	要繰越額	
何	何	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	何々 <small>何々ノ事由ニ依リ會計 法第何條（何々會計規 則第何條）ニ依リ繰越 ヲ要ス</small>
何	何	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
		年 月 日		所管大臣氏名 印			

備考

- 一 小切手振出濟額及小切手ヲ振出スヘキ額ノ欄内ニハ既ニ支出済ト爲リタル金額及當該會計ノ整理期限迄ニ支出スヘキ額ヲ掲クルモノトス
- 二 特別會計ニ於テ支出未済トシテ繰越スヘキ金額ハ本書小切手振出濟額及小切手ヲ振出スヘキ額欄ノ次ニ支出未済トシテ翌年度へ繰越スヘキ額ノ欄ヲ設ケ之ヲ記入スルモノトス

第九號書式

支出總報告書

某年度歳出（何々會計歳出）經常部（臨時部）

何省所管 何年何月分

第一章 總則

款	項	支出濟額			備考
		本月分	前月迄累計	合計	
何	何	円 0	円 0	円 0	定額戻入 0 更正減額何々 0
		円 0	円 0	円 0	
		円 0	円 0	円 0	
		年 月 日			

支出總報告書ヲ調製スル官吏官氏名 印

備考

大學特別會計規則第二十條ノ四ノ支出濟額集計報告書ハ此ノ書式ヲ準用ス



第十二號書式

「某年度歳出（何々會計歳出）經常部（臨時部）歳出簿」

何々（款） 何々（項）

第一章  
總則

年月日	摘要	豫算額	豫算決定 後増加額	支出済額	翌年度へ 繰越額	豫算残額
		円	円	円	円	円
何年		0				0
何月				0		0
何日	前年度ヨリ越		0			
	定額戻入			0		
	更正減額何々			0		0
何	豫備費ヨリ補充		0			0
何	翌年度へ越				0	0
備考						
一歳出簿ノ詳細ヲ明ニスル爲要スル補助簿ハ適宜各廳ニ於テ設クルモノトス						
二大學特別會計規則第三十二條ノ歳出支簿ハ此ノ書式ヲ準用ス						

第十一號書式

「某年度歳出（何々會計歳出）經常部（臨時部）支出簿」

何々（款） 何々（項）

第一章  
總則

年月日	摘要	支拂豫算額	支出済額	支拂豫算残額
		円	円	円
何年		0		0
何月			0	
何日	定額戻入		0	
	更正減額何々		0	0
備考				
支出簿ノ詳細ヲ明ニスル爲要スル補助簿ハ適宜各廳ニ於テ設クルモノトス				
但シ便宜本簿中ニ統括又ハ款、項、目、節別ノ口座ヲ設クルコトヲ得第十二號書式亦同シ				







第十六號書式

「某年度國庫原簿」

某年度一般會計

第一章  
總則

年月日	摘要	借		貸		借或貸	殘
		歲出	歲出外	歲入	歲入外		
何年	何何	円	円	円	円		円
		0	0	0	0	貸	0
備考							
會計規則第五十二條ノ原簿ハ此ノ書式ニ依ル							

第十五號書式

「某年度國庫日記簿」

何年何月何日

第一章  
總則

借		科目	貸	
歲出	歲出外		歲入	歲入外
円	円		円	円
		某年度各會計勘定		
0	0	一般會計	0	0
0	0	何々(特別會計名稱)	0	0
0	0	何々( " )	0	0
		特別勘定		
	0	小額紙幣發行高		0
	0	何々		0
	0	現在高勘定		
		何々預金		0
0	0		0	0
	0			0
	0			0
				0
備考				
會計規則第五十二條ノ日記簿ハ此ノ書式ニ依ル				



第十八號書式

「某年度何省所管歳出（何々會計歳出）經常部（臨時部）主計簿」

何々（款） 何々（項）

第一章  
總則

年月日	摘要	豫算額	豫算決定後增加額	支出済額	翌年度へ繰越額	豫算残額
		円	円	円	円	円
何年						
何何		0				0
何何				0		0
何	前年度ヨリ越		0			0
何	豫備費ヨリ補充		0			0
何	翌年度へ越				0	0

第十七號書式

「某年度歳入（何々會計歳入）經常部（臨時部）主計簿」

何々（款） 何々（項）

第一章  
總則

年月日	摘要	省別	豫算額	調定額	収入済額	不納損額	収入未済額	豫算額と調定額との差
			円	円	円	円	円	円
何年								
何何			0					0
何何		何省		0	0	0		
〃	調定外誤納額	〃		0			0	0



2

何年何月何日

原簿 丁數	原簿 科目	借	貸
	米穀需給調節費	円 0	円 0
	證券發行高	0	0
	借入金	0	0
	損益	0	0
	何年何月何日		
	出納官吏	0	0
	損益	0	0
	國庫	0	0
	前金受	0	0
	出納官吏	0	0
	米穀	0	0
	米穀需給調節收入	0	0
	前金受	0	0

「某年度米穀需給調節會計日記簿」

何年何月何日

1

原簿 丁數	原簿 科目	借	貸
	國庫	円 0	円 0
	損益	0	0
	米穀需給調節收入	0	0
	借入金	0	0
	何年何月何日		
	米穀	0	0
	證券發行未濟	0	0
	證券發行高	0	0
	何年何月何日		
	米穀	0	0
	土地	0	0
	建物	0	0
	機械及器具	0	0
	工作物	0	0
	備品	0	0
	支出未濟	0	0
	米穀需給調節費	0	0
	支出未濟	0	0
	國庫	0	0
	損益	0	0



何年何月何日

原簿 丁數	原簿科目	借	貸
	預金	円 0	円
	國庫		0
		0	0
	何年何月何日		
	米穀	0	
	損益		0
		0	0
	何年何月何日		
	米穀需給調節收入	0	
	損益	0	0
	米穀需給調節費		0
		0	0

何年何月何日

原簿 丁數	原簿科目	借	貸
	出納官吏	円 0	円
	國庫(歲入歲出外)	0	0
	歲入歲出外勘定	0	0
	國庫(歲入歲出外)	0	0
	米穀需給調節收入	0	0
	米穀	0	0
		0	0
	何年何月何日		
	收入未濟	0	
	國庫	0	0
	米穀需給調節收入	0	0
	損益	0	0
	收入未濟	0	0
	物品未渡	0	0
	物品未渡	0	0
	前金受		0
		0	0
	何年何月何日		
	貸付米穀	0	
	米穀	0	0
	損益	0	0
	貸付米穀		0
		0	0



第二十四號書式

「某年度何々會計原簿」

何々

第一章  
總則

年月日	摘要	日記 丁數	借 円	貸 円	借或貸	殘 円
何年						
何何	何々		0			
〃	何々			0	借	0
備考 特別會計規則ニ依リ要スル原簿ハ此ノ書式ニ依ル						

五七

何年何月何日

5

第一章  
總則

原簿 丁數	原簿科目	借	貸
	證券發行未済	円	円
	證券發行高	0	
	借入金	0	
	物品未渡	0	
	前金受	0	
	支出未済	0	
	歳入歳出外勘定	0	
	損益	0	
	米穀		0
	貸付米穀		0
	土地		0
	建物		0
	未成工事		0
	機械及器具		0
	収入未済		0
	國庫		0
	出納官吏		0
	國庫(歳入歳出外)		0
	損益		0
		0	0

五六

備考

原簿ニ於ケル科目ノ配置ハ下記ニ依ル  
損益、米穀需給調節收入、借入金、米穀需給調節費、證券發行未済、證券發行高、収入未済、支出未済、物品未渡、前金受、歳入歳出外勘定、國庫、國庫(歳入歳出外)、現金、出納官吏、米穀、貸付米穀、土地、建物、未成工事、機械及器具



第二十六號書式

「某年度何々會計支拂元受高差引簿」

第一章  
總則

年月日	摘要	支拂元受高	支出濟額	殘額
		円	円	円
何年	前年度ヨリ越	0		0
何何	歳入	0		
〃	定額戻入		0	
〃	更正減額何々	0		0
何	翌年度へ越		0	
〃	何々		0	0

第二十五號書式

「某年度何々會計補助簿」

何々 (原簿科目) 何々 (細科目)

第一章  
總則

年月日	摘要	證憑 番號	借	貸	借或貸	殘
			円	円		円
何年						
何何	何々		0			
〃	何々			0	借	0

備考  
 一特別會計規則ニ依リ要スル原簿ノ補助簿ハ此ノ書式ニ依ル  
 二本簿ハ所管大臣ノ定ムル細科目毎ニ口座ヲ設クルモノトス  
 三本簿ノ外原簿ノ詳細ヲ明ニスル爲要スル所ノ補助簿ハ適宜  
 各廳ニ於テ設クルモノトス



第一章 總則

會計事務規程準用ノ件

大正十四年四月十七日  
農第六三八二號決議

米穀需給調節特別會計ニ關シテハ農務局ニ付キ本年四月一日農林省  
訓令第一號會計事務規程ヲ準用相成可然哉  
仰高裁

會計事務規程

大正十四年四月一日  
農林省訓令第一號

改正 昭和二年一月第三號、四年四月第一號

農事試驗場	蠶業試驗場	生絲検査所	茶業試驗場
園藝試驗場	林業試驗場	水産講習所	水産試驗場
畜産試驗場	獸疫調査所	種羊場	種馬牧場
種馬育成所	種馬所	種鶏場	
目次			
第一章 總則	.....	六〇	
第二章 收入	.....	六〇	
第三章 支出	.....	六〇	
第四章 國有財産	.....	六二	
第五章 物品	.....	六二	
第六章 出納官吏	.....	六三	
第七章 帳簿様式	.....	六三	

第一章 總則

六〇

- 第一條 歳入豫算額及支拂豫算額ハ毎年度農林大臣之ヲ令達ス
- 第二條 本規程ニ於テ場所長ト稱スルハ農事試驗場長、蠶業試驗場長、生絲検査所長、茶業試驗場長、園藝試驗場長、林業試驗場長、水産講習所長、水産試驗場長、畜産試驗場長、獸疫調査所長、種羊場長、種馬牧場長、種馬育成所長、種馬所長及種鶏場長トス
- 第三條 場所長ハ其ノ廳ノ歳入徴收官、支出官、國有財産管理分掌官、出納命令官及政府保管有價證券取扱主任官トス
- 第四條 會計規則第九十二條、第九十四條及第三百三十六條ノ検査員、第三百三十七條ノ立會員、第四百六十六條ノ代務員、物品會計規則第十條ノ二、第十一條及第十二條ノ検査官吏並第十五條ノ代務員ハ場所長之ヲ命スヘシ
- 第五條 契約ハ場所長之ヲ擔任スヘシ
- 第六條 場所長ハ會計規則第九十七條ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ事由ヲ詳記シ直ニ之ヲ農林大臣ニ報告スヘシ
- 第七條 場所長ハ會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ指名競争ニ付シテ契約ヲ結ヒ又ハ隨意契約ヲ結ヒタルトキハ事由ヲ詳記シ直ニ之ヲ農林大臣ニ報告スヘシ
- 第八條 會計検査院ヨリ發シタル審理書ノ答辯ハ總テ農林大臣ヲ經由スヘシ
- 第二章 收入
- 第九條 會計規則第三十七條ノ規定ニ依ル徴收報告書類ハ翌月十日迄ニ之ヲ送付スヘシ

第十條 歳入徴收官ハ歳入金ノ下戻ヲ要スルモノアルトキハ諸拂戻

金支拂要求書ヲ調製シ權利者ノ請求書ヲ添ヘ農林大臣ニ差出スヘシ

第十一條 會計規則第七十三條ノ規定ニ依リ送付スヘキ歳入徴收額計算書類ハ歳入徴收官ヨリ直ニ會計検査院ニ差出スヘシ

第十二條 歳入徴收官ハ毎年度徴收増減計算書ヲ調製シ翌年度五月二十日迄ニ之ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第三章 支出

第十三條 場所長ハ法令ノ範圍ニ於テ豫算各項定額内ノ金額ヲ流用スルコトヲ得

第十四條 場所長ハ第一豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ其ノ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ詳記シタル要求書ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第十五條 場所長ハ年度開始前前渡ノ資金ヲ交付セムトスルトキハ其ノ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ詳記シタル請求書ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第十六條 會計規則第八十一條但書ノ事項ニ付テハ支出官其ノ顛末ヲ詳記シ農林大臣ニ報告スヘシ

第十七條 會計規則第六十六條ノ規定ニ依ル支出済額報告書ハ翌月十日迄ニ之ヲ送付スヘシ

第十八條 會計規則第七十四條ノ規定ニ依リ送付スヘキ支出計算書類ハ支出官ヨリ直ニ會計検査院ニ差出スヘシ

第十九條 支出官ハ會計法第二十七條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ定額ノ繰越ヲ要スルトキハ繰越計算書ヲ調製シ翌年度四月十日迄

第一章 總則

六一

ニ之ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第二十條 支出官ハ毎年度經費決算報告書ヲ調製シ翌年度五月二十日迄ニ之ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第四章 國有財産

第二十一條 場所長ハ毎年一回國有財産ノ實地検査ヲ行フヘシ増減變更ノ場合亦同シ

第二十二條 國有財産法施行令第三十五條ノ規定ニ依リ送付スヘキ國有財産増減計算書ハ場所長ヨリ直ニ會計検査院ニ差出スヘシ

第二十三條 場所長ハ國有財産臺帳ノ總括各一通及毎年度間ニ於ケル國有財産増減報告書三通ヲ調製シ翌年度六月二十日迄ニ之ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第二十四條 場所長ハ每五年三月三十一日現在ニ於ケル國有財産現在額報告書三通ヲ調製シ其ノ年七月二十日迄ニ之ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第五章 物品

第二十五條 物品ノ出納ハ出納命令官ノ命令書ニ依リ物品會計官吏之ヲ行フヘシ

第二十六條 物品會計官吏買入其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ廳ノ管理ニ屬シタル物品ヲ證憑書類ニ照シ調査納入シ直ニ之ヲ保管スヘシ

第二十七條 出納命令官ハ適宜物品取扱主任ヲ命シ其ノ廳ニ屬スル物品ノ受拂及保管ヲ爲サシムヘシ

第二十八條 物品取扱主任、公務旅行者ハ其ノ故意怠惰ニ依リ交付ヲ受ケタル物品ヲ亡失毀損シタルトキハ辨償ノ責ニ任スヘシ



第一章 總則

- 第二十九條 物品ノ交付又ハ修繕ヲ要スルモノアルトキハ物品取扱主任ヨリ請求書ヲ出納命令官ニ差出スヘシ
- 第三十條 物品會計官吏物品ヲ交付スルトキハ領收書ヲ徴スヘシ
- 第三十一條 物品取扱主任其ノ物品ヲ返納セムトスルトキハ返納書ヲ出納命令官ニ差出スヘシ但シ遠隔ノ場所ニ在ル物品ハ之ヲ遞送セズ返納書ト共ニ處分見込ヲ具申セシムヘシ
- 第三十二條 物品會計官吏返納ノ物品ヲ受ケタルトキハ第二十六條ノ手續ヲ爲シ返納人ニ領收證ヲ交付スヘシ
- 第三十三條 物品取扱主任交替シタルトキハ前任者ヨリ物品ヲ後任者ニ引繼キ品名數量ヲ記シタル物品ノ受授ノ報告書ヲ調製シ雙方連署ノ上之ヲ物品會計官吏ニ差出スヘシ
- 物品會計官吏前項ノ報告書ヲ受ケタルトキハ帳簿ニ照査シ出納命令官ノ閱覽ニ供スヘシ
- 第三十四條 物品取扱主任ハ毎年度間ニ於ケル物品ノ受入、拂出ノ總數量及其ノ殘數量並使用ノ適否ヲ調査シ其ノ調書ヲ作製シテ之ヲ出納命令官ニ差出スヘシ

第六章 出納官吏

- 第三十五條 場所長ハ部下ノ官吏ニ出納官吏ヲ命スヘシ
- 場所長ハ出納官吏ヲ命シタルトキハ之ヲ農林大臣ニ報告スヘシ
- 第三十六條 出納官吏ハ會計規則第四百二十二條又ハ物品會計規則第七十五條ノ規定ニ依リ調製スル出納計算書ニ證書種類ヲ添ヘ場所長ニ差出シ場所長ハ直ニ之ヲ會計検査院ニ提出スヘシ
- 第三十七條 會計検査院法ニ依リ計算ノ検査及責任解除ノ委託ヲ受

ケタル出納ニ付テハ出納官吏ハ出納簿ヲ以テ出納計算書ニ充テ證書種類ヲ添ヘ出納計算書提出期限内ニ場所長ノ検査ヲ受クヘシ場所長検査ヲ執行シタルトキハ出納簿ノ末尾ニ検査済ノ旨及其ノ年月日ヲ記入シ署名捺印スヘシ

第三十八條

場所長ハ前條ノ検査ヲ執行シタルトキハ左ノ事項ニ付直ニ検査成績報告書ヲ調製シ之ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

- 一 出納官吏官職氏名及其ノ出納管理期
- 二 出納簿ト證書及現在金品ト符合ノ保證
- 三 事實ニ適合セスト認メタル事項

第三十九條

會計検査院法ニ依ル再審事項アリト認メタルトキハ場所長ハ其ノ事項ヲ詳記シタル申報書ニ關係書類ヲ添ヘ農林大臣ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ提出スヘシ

第七章 帳簿様式

第四十條 本規程ニ關シ必要ナル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式ハ大臣官房會計課長之ヲ定ム

●會計事務規程第四十條ニ依ル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式

大正十四年四月一日農會乙第一五號  
會計課長發農務局長宛

大正十四年四月一日當省訓令第一號會計事務規程第四十條ニ依ル帳

簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式ハ別冊ノ通指定致置候條爲念及通知候也

(別冊)

- 帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式
- 一、現金收入監査簿
- 一、諸拂戻金支拂請求書
- 一、歳入調定回議(第一章米穀事務所會計事務規程ニ依ル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式參照)
- 一、恩給法納金調定回議
- 一、納入告知書(第三章書面ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲ス場合ノ様式參照)
- 一、歳入増減計算書(第二章歳入増減計算書様式參照)
- 一、第一豫備金支出要求書(第二章第一、第二豫備金(其ノ他ノ要求書様式參照)第一章米穀事務所會計事務規程ニ依ル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式參照)
- 一、經費請求書(第一章米穀事務所會計事務規程ニ依ル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式參照)
- 一、經費戻入調書(同上參照)
- 一、俸給支出仕譯書
- 一、恩給法納金支出仕譯書
- 一、雇員給料支出仕譯書
- 一、返納告知書發行臺帳
- 一、小切手整理簿
- 一、月末現計銀行對照表(第三章小切手振出(濟額突合ノ件參照))
- 一、經費整理簿
- 一、概算支出金整理簿
- 一、資金前渡金整理簿
- 一、繰越計算書

第一章 總則

一、會計法第十一條ニ依リ翌年度ニ亙ル契約ヲ締結スル件要求書

(第二章第一、第二豫備金(其ノ他ノ要求書様式參照))

- 一、經費決算報告書(第二章經費決算報告書、特別會計決定計算書(様式改正並特別會計計算書ニ關スル件參照))
- 一、政府保管有價證券受拂簿
- 一、備品出納簿索引(第七章農務省物品(會計規程様式參照))
- 一、備品出納簿(同上參照)
- 一、消耗品出納簿(同上參照)
- 一、郵便切手受拂簿(同上參照)
- 一、物品調査書(同上參照)
- 一、物品出納検査成績報告書(同上參照)
- 一、備品管守簿索引(同上參照)
- 一、備品管守簿(同上參照)
- 一、備品貸付人別簿(同上參照)
- 一、消耗品受拂簿(同上參照)
- 一、物品請求書(第一章米穀事務所會計事務規程ニ依ル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式參照)
- 一、物品請求書内譯書
- 一、役務賃料請求書(同上參照)
- 一、物品返納證(第七章農務省物品(會計規程様式參照))
- 一、出納官吏帳簿金概檢定書











小切手整理簿ノ一

第一章  
總則

年 月 日	調製枚數	前月ヨリ 繰越	計	交付枚數	殘高

小切手整理簿ノ二

小切手番號	調製月日	振出月日	銀行 對照	備考

六九

返納告知書原符

第 號	昭和 年度
農 林 省 所 管	米 穀 需 給 調 節 計 特 別 會 計
米穀需給調節費	
金	
但	
發行月日	昭和 年 月 日
納 期	昭和 年 月 日
返納月日	昭和 年 月 日
返納人	拂込店 日本銀行

返納告知書發行臺帳(省略)  
註 本會計ニ於テハ昭和八年五月以降本臺帳ヲ省略シ便宜支出官事務規程第七號書式返納告知書ニ左ノ原符ヲ付シ之ニ代フ

第一章  
總則

六八



概算支出金整理簿

(何々款) (何々項) (何々目)

第一章  
總則

年月日	摘要	番 號	概算額	精 算 額				未精 算額
				支拂額	戻入額	歳入 納付額	計	
			円	円	円	円	円	円
備 考 一本簿ハ概算支出年月及各目ニ口座ヲ設ケ概算渡ノ小切手ヲ振出 シノトキ及其ノ精算書ノ提出ヲ了リタルトキ之ヲ記入スルモノ トス 二本簿ハ月計ヲ附スルモノトス								

資金前渡金整理簿

(資金前渡官吏)  
(官 氏 名)

七一

年月日	摘 要	番 號	資 金 前渡額	支拂額	戻入額	歳 入 納付額	残 額
			円	円	円	円	円
備 考 本簿ハ資金前渡ヲ受ケタル官吏別及各項各目ノ口座ヲ設ケ資金前 渡ノ小切手ヲ振出シ及資金前渡官吏計算證明ヲ提出ノ際之ヲ記入 スルモノトス							

経 費 整 理 簿

(何々款) (何々項) (何々目)

第一章  
總則

年月日	摘 要	支 拂 年月日	豫 算 額	約 束 及 増 減	残 額	備 考
備 考 一本簿ハ各項各目ノ口座ヲ設ケ支拂豫算書、更定計算書及支拂關 係書類ニ依リ之ヲ記入スルモノトス 二本簿ニハ月計及月次累計ヲ附スルモノトス						

七〇











第一章 總則

ノ旨ヲ米穀部長ニ報告スベシ

第四條 米穀事務所ニ適宜左ノ職員ヲ置キ米穀部長之ヲ命ズ

- 一 分任收入官吏
- 二 資金前渡官吏
- 三 分任歳入歳出外現金出納官吏
- 四 分任物品會計官吏
- 五 分任米穀會計官吏
- 六 物品取扱主任
- 七 米穀取扱主任

第五條 會計規則第九十二條第二項ノ検査員、第三百三十七條ノ立會員及第四百六十六條ノ代務員並物品會計規則第十五條ノ代務員ハ所長之ヲ命ズベシ

第六條 本規程ニ關シ必要ナル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ書類ノ様式ハ米穀部長之ヲ定ム

第二章 豫算

第七條 米穀事務所ノ歳出豫算額ハ毎年度米穀部長之ヲ配付ス但シ米穀部長ニ於テ配付ノ必要ナシト認ムル費目ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 歳出豫算ニ増額又ハ減額ヲ要スルモノアルトキハ歳出豫算増減額請求書ヲ米穀部長ニ提出スベシ

米穀部長前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ之ヲ審理査定シテ適宜歳出豫算ヲ増額シ又ハ減額ス

第九條 所長ハ歳出豫算定額中各目ノ流用又ハ費途ノ轉用ヲ爲スコ

第十七條 所長經費ノ約束ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ費目、金額及事由ヲ知ルニ足ルベキ書類ヲ米穀部長ニ提出シ之ガ約束ヲ請求スベシ

前項ノ規定ハ其ノ約束額ニ増減又ハ不用額ヲ生ジタルモノアル場合合ニ之ヲ準用ス

第十八條 所長ハ毎月經費約束額報告書ヲ翌月五日迄ニ米穀部長ニ提出スベシ

第十九條 所長ハ物品ノ納付、役務ノ完了等ニ因リ支拂義務確定シタルモノニ付權利者ノ請求ヲ受ケタルトキハ關係書類ヲ米穀部長ニ提出シ之ガ支拂ノ請求ヲ爲スベシ但シ關係書類中第十七條ノ規定ニ依リ提出済ノモノハ之ヲ省略スルコトヲ得

米穀部長前項ノ支拂ノ請求ヲ受ケ小切手ヲ振出シタルトキハ所長ニ支出済通知書ヲ送付ス

米穀部長前項支出済ノモノニ付歳出科目ノ更正ヲ爲シタルトキハ科目更正通知書ヲ所長ニ送付ス

第二十條 所長ハ支拂義務確定シタルモ當該年度内ニ米穀部長ニ支拂ノ請求ヲ爲スニ至ラザルモノアルトキハ支出未済繰越計算書ヲ調製シ翌年度四月十日迄ニ之ヲ米穀部長ニ提出スベシ

第五章 定額戻入

第二十一條 所長ハ支出済トナリタル歳出金ニシテ定額ニ戻入ヲ要スルモノアルトキハ關係書類ヲ米穀部長ニ提出シ之ガ請求ヲ爲スベシ

米穀部長前項ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ返納告知ヲ爲シ戻入

第一章 總則

トヲ得ズ

第三章 收入

第十條 歳入徴收分掌官歳入ヲ測定シ納入告知ヲ爲サムトスルトキハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外十五日以内ニ於テ其ノ納期ヲ定ムベシ

第十一條 歳入徴收分掌官歳入ヲ測定シ納入告知ヲ爲シタルトキハ歳入測定済報告書ヲ翌日迄ニ歳入徴收官ニ提出スベシ

第十二條 歳入徴收分掌官歳入ヲ測定シ納入告知ヲ爲シタルトキハ七日以内ニ契約書副本二通及收入證明上必要ナル證憑書類ノ原本ヲ歳入徴收官ニ提出スベシ但シ當該官吏ノ保證アル際本ヲ以テ原本ニ代フルコトヲ得

第十三條 納入告知書ニ於テ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ納入スベキ旨ヲ指定シタル場合ト雖納入ノ請求アリタルトキハ分任收入官吏現金ヲ領收スルコトヲ得

第十四條 亡失其ノ他ノ事故ニ因リ納入告知書再發ノ請求アリタルトキハ納入告知書發行者其ノ手續ヲ爲スベシ

第十五條 歳入徴收分掌官ハ翌月五日迄ニ歳入測定済月計表ヲ歳入徴收官ニ提出スベシ

第十六條 所長ハ歳入金ノ下戻ヲ要スルモノアルトキハ諸拂戻金支拂請求書ヲ調製シ權利者ノ請求書ヲ添ヘ米穀部長ニ提出スベシ

第四章 支出

アリタルトキハ戻入済通知書ヲ、歳入ニ組入レタルトキハ歳入組入済通知書ヲ所長ニ送付ス

第六章 米穀證券

第二十二條 米穀證券請求書ノ提出アリタルトキハ所長ハ其ノ法規又ハ米穀受渡ノ事實ニ違フコトナキカヲ調査シ遲滞ナク之ヲ米穀部長ニ提出スベシ

米穀買入ニ關スル契約書副本及證明上必要ナル證憑書類ハ當該買入事務完了ノ後之ヲ取纏メテ米穀部長ニ提出スベシ但シ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 所長ハ證券發行後誤拂其ノ他ノ事由ニ因リ證券ノ追加發行ヲ要スルモノアルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ前條第一項ノ手續ニ準ジ米穀部長ニ之ガ請求ヲ爲スベシ

第二十四條 發行済ノ證券ニ付過拂アルコトヲ發見シタルトキハ所長ハ其ノ金額、受取人及事由ヲ詳記シ證憑書類ヲ添ヘ其ノ旨ヲ米穀部長ニ報告スベシ

第七章 物品

第二十五條 物品ハ左ノ種別ニ依リ之ヲ取扱フベシ

- 一 備品
- 二 消耗品(糖、空俵等ノ副産品ヲ含ム)
- 三 米穀

第二十六條 物品ノ出納ハ出納命令分掌官ノ命令書ニ依リ分任物品會計官吏又ハ分任米穀會計官吏之ヲ行フベシ但シ保管轉換、贈與、賣拂等ニ依ル拂出ニ付テハ決議書ヲ以テ命令書ニ代フルコトヲ得



第二十七條 出納命令分掌官ハ物品ノ出納アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ出納命令官ニ報告スベシ

第二十八條 分任物品會計官吏又ハ物品取扱主任ハ物品ノ請求、修繕等ノ必要アルトキハ請求書ヲ作り之ヲ所長ニ提出スベシ

第二十九條 物品取扱主任(物品取扱主任ナキトキハ分任物品會計官吏)ハ公務旅行者ノ請求ニ依リ郵便切手類ノ概算渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ概算渡ヲ受ケタル者ハ歸廳後三日以内ニ明細書ヲ調製シ精算ノ手續ヲ爲スベシ

第三十條 物品取扱主任(物品取扱主任ナキトキハ分任物品會計官吏)物品ヲ使用セムトスル者ヨリ請求ヲ受ケタルトキハ帳簿ニ記入捺印セシメ現品ヲ交付スベシ但シ領收證書ヲ徴シタルトキハ帳簿ニ相當ノ記入ヲ爲スベシ

物品取扱主任(物品取扱主任ナキトキハ分任物品會計官吏)物品ノ返付ヲ受ケタルトキハ帳簿ニ其ノ旨ヲ記入シ領收證書ヲ徴シタルモノハ之ヲ返付スベシ

第三十一條 前條第一項ノ場合ヲ除クノ外分任物品會計官吏物品ヲ交付スルトキハ領收證書ヲ徴スベシ

第三十二條 生産物品アルトキハ物品取扱主任(物品取扱主任ナキトキハ分任物品會計官吏)ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ出納命令分掌官ニ報告スベシ

出納命令分掌官前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ評價ノ上受入ヲ命ズベシ

ノ責ニ任ゼザルモノトス

第三十八條 故意又ハ怠惰ニ因リ物品ヲ亡失又ハ毀損シタル者ハ代品又ハ代價ヲ以テ之ヲ辨償スベシ

第三十九條 物品ノ亡失又ハ毀損アリタルトキハ各保管者ハ遲滯ナク其ノ事實ヲ所長ニ報告スベシ

第四十條 所長ハ前條ノ事實ヲ審査シ損害價格百圓ヲ超ユルモノ又ハ故意若ハ怠惰ニ因リ亡失又ハ毀損シタルモノト認ムルトキハ其ノ旨ヲ米穀部長ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ代價ヲ辨償セシムベキトキハ辨償金額算定ノ基礎ヲ附記スベシ

第四十一條 物品ノ亡失又ハ毀損ニ因ル損害價格百圓以内ニシテ故意又ハ怠惰ニ因ラズト認ムルモノハ所長之ヲ處分シ遲滯ナク其ノ旨ヲ米穀部長ニ報告スベシ

第四十二條 所長ハ毎年度三月三十一日ニ於テ分任米穀會計官吏ノ保管ニ係ル米穀ニ付市價ニ準ジ評價ヲ行ヒ翌年度四月三十日迄ニ之ヲ米穀部長ニ報告スベシ

第四十三條 分任物品會計官吏ハ計算證明規程第六十四條ノ書式ニ準ジ出納計算書ヲ調製シ證書類ヲ添ヘ翌年度四月三十日迄ニ主任物品會計官吏ニ送付スベシ但シ證書類中物品ノ出納ニ關スル命令書及領收證書ハ出納命令分掌官ノ保證書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十四條 主任物品會計官吏又ハ主任米穀會計官吏交替シタルトキハ分任物品會計官吏又ハ分任米穀會計官吏ハ其ノ交替當日迄ニ

第三十三條 分任物品會計官吏圖書ヲ貸付セムトスルトキハ借覽者ヨリ圖書借覽證書ヲ徴スベシ

圖書ノ貸付期間ハ三十日以内トス但シ公務旅行者ノ爲携帶ヲ要スル圖書ニ付テハ其ノ出張期間内トス

借覽中ノ圖書ハ之ヲ轉貸スルコトヲ得ズ

分任物品會計官吏圖書ノ返付ヲ受ケタルトキハ其ノ圖書借覽證書ヲ返付スベシ

第三十四條 物品取扱主任物品ヲ返納セムトスルトキハ物品ト共ニ返納書ヲ出納命令分掌官ニ提出スベシ但シ遠隔ノ地ニ在ル物品ハ之ヲ遞送セズ返納書ト共ニ處分見込ヲ具申スベシ

分任物品會計官吏返納ノ物品ヲ受ケタルトキハ返納人ニ領收證書ヲ交付スベシ

第三十五條 物品取扱主任交替シタルトキハ前任者ヨリ物品ヲ後任者ニ引繼ギ品名及數量ヲ記載シタル物品受授ノ報告書ヲ調製シ雙方連署ノ上之ヲ分任物品會計官吏ニ提出スベシ

分任物品會計官吏前項ノ報告書ヲ受ケタルトキハ帳簿ニ照査シ出納命令分掌官ノ閱覽ニ供スベシ

第三十六條 物品取扱主任(物品取扱主任ナキトキハ分任物品會計官吏)ハ毎年度間ニ於ケル物品ノ受入及拂出ノ總數量、其ノ殘數量並其ノ使用ノ適否ヲ調査シ其ノ調査ヲ作製シテ之ヲ出納命令分掌官ニ提出スベシ

第三十七條 物品取扱主任ハ其ノ保管スル物品ニ付保管ノ責ニ任ズ但シ使用者ニ交付シタル物品ニ付テハ監督ヲ怠リタル場合ノ外其

取扱ヒタル出納ニ付交替後三十日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スベシ

分任物品會計官吏交替シタルトキハ前任者ハ其ノ交替當日迄ニ取扱ヒタル出納ニ付交替後三十日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スベシ

第四十五條 分任物品會計官吏會計檢査院ノ要求ニ依リ特ニ計算ヲ證明スルトキハ主任物品會計官吏ヲ經由スベシ

第四十六條 第三十一條、第四十三條、第四十四條第二項及前條ノ規定ハ分任米穀會計官吏ニ、第三十二條及第三十四條乃至第三十七條ノ規定ハ米穀取扱主任ニ之ヲ準用ス

第八章 現金

第四十七條 出納官吏其ノ保管ニ係ル現金ヲ亡失シ又ハ其ノ行爲ニ因リ政府ニ損失ヲ生ゼシメタルトキハ所長ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ米穀部長ニ報告スベシ

第四十八條 分任收入官吏ハ出納官吏事務規程第二十四條第一項ノ現金拂込任課書ヲ調製シ翌月三日迄ニ之ヲ主任收入官吏ニ提出スベシ但シ其ノ月ニ於テ現金ノ出納ヲ爲サザリシトキハ其ノ旨ヲ報告スルヲ以テ足ル

第四十九條 資金前渡官吏ハ計算證明規程第十八條ノ前渡資金出納計算書ニ證書類ヲ添ヘ翌月十日迄ニ所長ヲ經由シ之ヲ米穀部長ニ提出スベシ

第五十條 資金前渡官吏誤拂過渡ヲ發見シタルトキハ遲滯ナク回收ノ手續ヲ爲スベシ

第五十一條 分任歳入歳出外現金出納官吏ハ毎月歳入歳出外現金預金受拂報告書ヲ調製シ翌月五日迄ニ米穀部長ニ提出スベシ



第一章 總則

第五十二條 分任收入官吏ハ毎年度計算證明規程第五十條及第五十一條ノ現金出納計算書、證憑書類及檢定書ヲ翌年度四月十五日迄ニ主任收入官吏ニ提出スベシ

第五十三條 主任收入官吏又ハ主任歳入歳出外現金出納官吏交替シタルトキハ分任收入官吏又ハ分任歳入歳出外現金出納官吏ハ其ノ交替當日迄ニ取扱ヒタル出納ニ付交替後十五日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スベシ

分任收入官吏交替シタルトキハ前任者ハ其ノ交替當日迄ニ取扱ヒタル出納ニ付交替後十五日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スベシ

第五十四條 第五十二條及前條第二項ノ規定ハ分任歳入歳出外現金出納官吏ニ之ヲ準用ス

第五十五條 第四十五條ノ規定ハ分任收入官吏及分任歳入歳出外現金出納官吏ニ之ヲ準用ス

第九章 政府保管有價證券

第五十六條 政府保管有價證券取扱主任官ノ保管ニ係ル國債ガ政府ノ所得ニ歸シタルトキハ所長ハ其ノ旨ヲ米穀部長ニ報告スベシ

第五十七條 所長ハ毎年十二月三十一日ニ於ケル保證擔保充用國債現在高ヲ翌年一月十日迄ニ米穀部長ニ報告スベシ

註 本規程ハ大正十三年九月食第三三三五號食糧局出張所會計事務規程(大正十三年十二月米穀事務所設置)ヲ改正セルモノナリ

●米穀事務所會計事務規程ニ依ル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式

大正十四年一月二十九日農務局長發東京大阪各米穀事務所宛

改正 大正一四年四月

米穀事務所會計事務規程ニ依ル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式別冊ノ通改正致候條此段及通知候也

註

大正十三年十月食局第三九九七號食糧局出張所會計事務規程ニ依ル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式ハ本規程ニ依リ廢止セラレタリ

昭和八年十月米部第二三六五號ノ改正ニ伴ヒ之ニ關聯アル本省使用ノ諸用紙モ之ニ準ジテ取扱フ旨決議濟ナリ

(別冊)

- 米穀事務所會計事務規程ニ依ル帳簿ノ種類及帳簿其ノ他ノ様式
- 第一號書式 歳入調定簿
- 第二號書式 經費整理簿
- 第三號書式 物品出納簿
- 第四號書式 米穀出納簿
- 第五號書式 備品貸付人別簿

- 第六號書式 圖書目錄簿
- 第七號書式 圖書貸付簿
- 第八號書式 消耗品受拂簿
- 第九號書式 郵便切手受拂簿
- 第十號書式 政府保管有價證券受拂簿
- 第十一號書式 收入金調定濟報告書(昭和八年十月米部第二三三五號改正)
- 第十二號書式 收入金徵收額調書(同上改正)
- 第十三號書式 收入調定濟月計表
- 第十四號書式 經費豫算増減額請求書
- 第十五號書式 經費約東濟額報告書(第三章經費約東濟額日報及突合表ノ件參照)
- 第十六號書式 諸拂戻金支拂要求書
- 第十七號書式 現金拂込仕譯書
- 第十八號書式 物品出納命令書
- 第十九號書式 荷渡指圖書原符
- 第二十號書式 荷渡通知書
- 第二十一號書式 荷渡指圖書
- 第二十二號書式 米穀出庫證原符
- 第二十三號書式 米穀出庫證
- 第二十四號書式 物品請求書(昭和八年十月米部第二三六五號改正)
- 第二十五號書式 物品返納書
- 第二十六號書式 役務賃料請求書(同上改正)
- 第二十七號書式 圖書借覽證

第一章 總則

- 第二十八號書式 機械器具及備品受入報告
- 第二十九號書式 機械器具及備品拂出報告
- 第三十號書式 削除(大正十四年四月)
- 第三十一號書式 米穀受入票(同上改正)
- 第三十二號書式 米穀拂出日計票(第十章米穀受入及拂出日計簿様式參照)
- 第三十三號書式 米穀拂出票(民間倉庫寄託ノ分)
- 第三十四號書式 米穀拂出票(政府倉庫保管ノ分)
- 第三十五號書式 米穀現在高報告
- 第三十六號書式 物品現在調書
- 第三十七號書式 出納官吏帳簿金檢定書
- 第三十八號書式 歳入歳出外現金預金受拂報告(大正十四年四月改正)
- 第三十九號書式 經費請求書(昭和八年十月米部第二三六五號追加)
- 第四十號書式 經費戻入金調書(同上追加)



























第十六號書式(用紙美濃界紙)

諸拂屋金支拂要求書

昭和 年度 歳入 昭和 年 月 日 收入 済

何々(款) 何々(項) 何々(目)

何府縣何郡何村何番地(現住所)

一金何圓也 債主 何 某

但シ何々(歳入ノ目的)何々(事由及計算ノ基)所ヲ詳記ス(シ)過(謬)納等ノ爲拂屋ヲ要スル分別紙正當債主(又ハ代理人)ノ拂屋請求書何葉添附ス

右ノ通拂屋相成度候也

昭和 年 月 日 「何」米穀事務所長 官 氏 名 印

農林省米穀局長殿

備考

- 一 要求金額二厘以上ノキハ合計ヲ附ス(シ)
- 二 拂下、貸下ニ關スルモノハ其ノ契約締結物件引渡シ契約解除又ハ契約變更ノ年月日ヲ但書中ニ記載ス(シ)
- 三 正當債主事故アリテ請求又ハ拂屋金受取方代理人ヲ以テスルトキハ正當債主何某代理ト肩書ヲ爲シ其ノ委任狀ヲ添附ス(シ)
- 四 債主二人以上ナルトキハ拂屋金受取人ヲ定メ其ノ委任狀ヲ添附ス(シ)
- 五 正當債主死亡セシ者ハ其ノ相續人(相續人未了年ナルトキハ母又ハ後見人)ノ請求書ニ市區町村長ノ證明書ヲ添附ス(シ)
- 六 事務雜ニ涉ルモノハ關係書類ノ寫ヲ添附ス(シ)

第十四號書式(用紙美濃界紙)

昭和 年度 經費豫算増(減)額請求書

科 目 豫算額 支出約(毎月) 殘額 請求増(減)額 備考

何々(款)

何々(項)

何々(目)

事由

何々

右請求候也

昭和 年 月 日

「何」米穀事務所長 官 氏 名 印

農林省米穀局長殿

備考

事由ハ増(減)額請求ノ理由及金額算出ノ基因並費途ノ區別共各日毎ニ詳細記載ス(シ)

第十七號書式(用紙美濃列四切洋紙)

昭和 年度

昭和 年 月 分現金拂込仕譯書

摘要	金額	備考
前月迄拂込未済		
本月中現金領収額		
計		
本月中現金拂込高		
差引翌月へ越		

昭和 年 月 日

「何」米穀事務所

分任收入官吏 官 氏 名 印

歳入徴收官農林省米穀局長殿

録一簿 彙 三

第十八號書式(用紙半紙列半截洋紙)

物品出納命令書

年度	第 號	物品 請求人	納期日	名品		代價	由事
				量數	價單		
年 月 日							

備考

一 二品以上ヲ同時ニ受入、交付若ハ拂出ヲ要スル場合ニ於テハ品名ノ區ニ「何」何々外

二 運送、保管轉換賣拂等ニ依リ物品ヲ交付又ハ拂出ス場合ニ於テハ現品受取人ノ區ニ證明ヲ要セズ別ニ領收書ヲ徴シ本書ニ添附シ其ノ年月日ヲ記入ス(シ)

録一簿



第十九號書式 (用紙薄美濃判半截)

何米穀事務所長 物品出納命令分掌官 年 月 日締結ニ係ル第	分任米穀會計官吏 號契約書ノ履行トシテ下記ノ荷渡指圖書發行相成可然哉	主任										
(荷渡指圖書) 發行第 號 荷 渡 指 圖書 倉庫御中												
農林省米穀局主任米穀會計官吏何官何某所屬 分任米穀會計官吏 官 氏 名 園 下記ノ貨物本書ト引換ニ買受人へ荷渡相成度候也												
買受人												
米												
摘要 見本番號 産 年 銘 柄 等 級 記 號 倉 所 倉 番 元 數 通帳頁數 入庫番號 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>船名</td> <td>火險</td> <td>單</td> <td>價</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災金</td> <td>總</td> <td>價</td> <td>円</td> </tr> </table>			船名	火險	單	價	円		災金	總	價	円
船名	火險	單	價	円								
	災金	總	價	円								
備考 本書ハ荷渡指圖書作成ノ 際複寫スルモノトス												

第二十號書式 (用紙薄美濃判半截)

(荷渡指圖書) 發行第 號 第 號	發 送 通 知 書 何 倉 庫 御 中 農林省米穀局主任米穀會計官吏何官何某所屬 分任米穀會計官吏 官 氏 名 園 下記ノ貨物荷渡指圖書ト引換ニ買受人へ引渡相成度通知候也	買受人										
米												
摘要 見本番號 産 年 銘 柄 等 級 記 號 倉 所 倉 番 元 數 通帳頁數 入庫番號 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>船名</td> <td>火險</td> <td>單</td> <td>價</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災金</td> <td>總</td> <td>價</td> <td>円</td> </tr> </table>			船名	火險	單	價	円		災金	總	價	円
船名	火險	單	價	円								
	災金	總	價	円								
備考 本書ハ荷渡指圖書作成ノ 際複寫スルモノトス												



第二十一號書式 (用紙美濃判半紙)

(荷渡指圖書) 發行場所 \_\_\_\_\_ 發

第 \_\_\_\_\_ 號

荷 渡 指 圖 書

何 \_\_\_\_\_ 倉 庫 御 中

農林省米穀局主任米穀會計官吏何官何某所屬  
分任米穀會計官吏 官 氏 名 印

下記ノ貨物本書ト引換ニ買受人ノ荷渡相成度候也

買 受 人 \_\_\_\_\_ 殿

米

見本番號	産 年 銘	柄 等 級	記 號
倉 所	倉 番	元 數	通帳頁數
船 名	火 險	單 價	入庫番號
	災 金	總 價	
			円

内		渡	
月 日	個 數	殘	備 考

備考  
一民間倉庫ニ寄託出スル場ニ於テハ依ル本式ノトス

第二十二號書式 (用紙美濃判半紙)

所 物品出納命令分掌官 \_\_\_\_\_ 長

分任米穀會計官吏 \_\_\_\_\_ 主任

昭 和 年 月 日 締結ニ係ル第 \_\_\_\_\_ 號契約ノ履行トシテ下記ノ米穀拂出相成可然哉

(出庫票) 發行場所 \_\_\_\_\_ 發

第 \_\_\_\_\_ 號

米 穀 出 庫 證

農林省米穀局主任米穀會計官吏何官何某所屬  
分任米穀會計官吏 官 氏 名 印

下記ノ貨物本書ト引換ニ買受人ノ荷渡可致候也

買 受 人 \_\_\_\_\_ 殿

米

見本番號	産 年 銘	柄 等 級	記 號
倉 所	倉 番	元 數	

備考  
一本書ハ米穀拂出票作成ノ際複寫スルモノトス

現品搬出期限 月 日







第 號	返納人	返納人	量 數	品 名	品 質	右現品領收候也		考 備
						年 月 日	分任物品會計官吏	

第 號	借 用 日 月 年	品 名	品 質	代 價	右物品返納致候也		受現品 月日入品
					年 月 日	分任物品會計官吏	
				右物品受人記帳スレシ		出納命令分掌官	
				物品返納致候也		物品取扱主任	

物品返納書

第二十五號書式(用紙半紙列洋紙)

第二十六號書式

役務請求書原符 賃料	第 號	供 給 人	項 目	金 額	件 名	備 考
				円		

支出済通知	第 號	債 主	項 目	金 額	件 名	支出済
				円		支出係

昭 和 年 度 第 號	債 主	振出月日	支拂店名	支拂日	支拂金額	支拂係
請求所長 番 第 號	米穀需給調節費	日 本 銀 行	支 拂 日	年 月 日	円	原簿係
請求所長 小切手 番 第 號	米穀需給調節費	支 拂 日	支 拂 日	年 月 日	円	支拂係
上記ノ料金を支拂ヲ爲スベシ						
支 出 官						
物件調理済						
取扱主任						
昭和 年 月 日						

役務請求書	第 號	請 求 人	期 限	昭 和 年 月 日	取 扱 主 任
賃料	昭 和 年 度 第 號	請 求 所 長	米 穀 需 給 調 節 費	支 拂 日	支 拂 金 額
		請 求 所 長 番 第 號	米 穀 需 給 調 節 費	年 月 日	円
上記請求ノ件處理スベシ					
所 長					
物件調理済					
取扱主任					
昭和 年 月 日					







備考  
受拂ノ有無ニ拘ラス月末現在高ヲ本書式ニ依リ直ニ報告スルモノトス

場	昭和何年何月末米穀現在高報告
所倉庫名	
産年	
種類	
個數	
備	
考	

第三十五號書式(用紙美濃罨紙)

備考  
物品ノ狀況及使用ノ適否ヲ検査シ其ノ要領ヲ備考ノ區ニ記載スルモノトス

右ハ年月日現在保管ノ物品書面ノ通相違無之候也  
昭和年月日 「何」米穀事務所物品取扱主任 官 氏 名 圖

品名	數量	備	考	品名	數量	備	考
	數量	備	考		數量	備	考
消耗品							

第三十六號書式(用紙半紙罨紙)  
物品現在調書

第三十三號書式(用紙美濃判半裁)

農林省米穀局長殿

「何」米穀事務所長

下記ノ通米穀ノ拂出ヲ了シ候條此段及報告候也

(荷渡指圖書) 發行場所 發 米 穀 拂 出 票 昭和 年 月 日

倉庫 保管

買受人

米

摘要	見本番號	産年	銘柄	等級	記號
備考					
一民間倉庫寄託ノ米穀ヲ拂出シタル場合ハ本書式ニ依リ即日報告スルモノトス	倉所	倉番	元數	通帳頁數	入庫番號
	船名				

第三十四號書式(用紙美濃判半裁)

農林省米穀局長殿

「何」米穀事務所長

下記ノ通米穀ノ拂出ヲ了シ候條此段及報告候也

(出庫證) 發行場所 發 米 穀 拂 出 票 昭和 年 月 日

第 號 「何」米穀事務所長

買受人

米

摘要	見本番號	産年	銘柄	等級	記號	現品搬出月日
備考						
一政府倉庫ニ保管ノ米穀ヲ拂出シタル場合ハ本書式ニ依リ即日報告スルモノトス	倉所	倉番	元數			











第二章 豫算及決算

● 合情忠誠之基  
● 八四冊  
● 豫算及決算之基  
● 出納指掌  
● 大正十二年五月三十一日

● 合情忠誠之基  
● 八四冊  
● 豫算及決算之基  
● 出納指掌  
● 大正十二年五月三十一日



## 第二章 豫算及決算

### ●歳入歳出豫算概定順序

明治二十二年三月二十七日  
閣令第十二號

- 改正 明治二十六年第二號
- 第一條 歳入ノ事務管理廳ハ毎年度歳入概算書ヲ調製シ前年度五月三十一日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ
  - 第二條 歳入概算書ハ經常ト臨時トニ大別シ更ニ之ヲ款項目ニ區分シ前年度ノ豫算ニ比シ増減ノ理由ヲ説明スヘシ
  - 第三條 各省大臣ハ毎年度歳出概算書ヲ調製シ前年度五月三十一日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ
  - 第四條 歳出概算書ハ各省ノ所管經費ヲ經常ト臨時トニ大別シ更ニ

### ●米穀需給調節歳入歳出概計書様式

昭和何年度農林省所管  
米穀需給調節歳入歳出概計書

第二章 豫算及決算

之ヲ款項ニ區分シ前年度ノ豫算ニ比シ増減ノ理由ヲ説明スヘシ

- 第五條 大藏大臣ハ各廳ノ歳入概算書及歳出概算書ヲ檢案シ歳入出ヲ對照調理シ歳入出總概算書ヲ調製シ前年度六月三十日マテニ之ヲ閣議ニ提出スヘシ
- 第六條 歳入出總概算書ハ歳入出共ニ經常ト臨時トニ大別シ更ニ之ヲ款項ニ區別シ前年度ニ比シ増減ノ理由ヲ説明スヘシ
- 第七條 内閣ニ於テハ前年度七月十五日マテニ歳入出總概算書ヲ決定スヘシ
- 第八條 各省大臣ハ内閣ニ於テ決定シタル各省所管經費毎項ノ概算以内ニ於テ節約ヲ旨トシ毎年度ノ各省豫定經費要求書ヲ調製シ前年度八月三十一日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ
- 第九條 歳入概算書及歳出概算書ノ様式ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ
- 第十條 明治二十三年度豫算ニ限り前各條ノ期限ヲ一箇月間延スコトヲ得



















運搬費	區分										手入	合計
	内地米	燻蒸米	乾燥米	何々	小計	朝鮮玄米	燻蒸	何々	小計	合計		
	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
△	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
○	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

荷役費	區分										手入	合計
	内地米	倉替	併替併直	看貫	何々	小計	朝鮮玄米	併替併直	何々	小計		
	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
○	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

數量増加ニ依ル増○圓  
數量増加ニ依ル増○圓  
數量増加ニ依ル増○圓











(別紙二) 昭和何年度借入金利子算出内課

區分	借入金額	借入月日	利		利子額	備考
			起算日	返済又ハ利拂日		
借入金残額ノ内	〇		昭和何年何月何日	昭和何年何月何日		何圓ノ内返済
同	〇		昭和何年何月何日	昭和何年何月何日		同上ノ内返済
同	〇		昭和何年何月何日	昭和何年何月何日		
同	〇		昭和何年何月何日	昭和何年何月何日		
同	〇		昭和何年何月何日	昭和何年何月何日		
同	〇		昭和何年何月何日	昭和何年何月何日		
同	〇		昭和何年何月何日	昭和何年何月何日		
同	〇		昭和何年何月何日	昭和何年何月何日		
同	〇		昭和何年何月何日	昭和何年何月何日		
計	〇					

(別紙二) 昭和何年度米穀證券割引差額算出内課

借換證券別	借換高	割引		割引歩合	金額	備考
		發行日	償還日			
前年度ヨリ繰越額中前年度新規發行ノ分ノ内	〇	昭和何年何月何日	昭和何年何月何日	日歩何厘	〇	繰越額何圓
前年度ヨリ繰越額中借換發行ノ分	〇	昭和何年何月何日	昭和何年何月何日	同	〇	
昭和何年何月何日發行ノ分	〇	昭和何年何月何日	昭和何年何月何日	同	〇	
同	〇	昭和何年何月何日	昭和何年何月何日	同	〇	
同	〇	昭和何年何月何日	昭和何年何月何日	同	〇	
同	〇	昭和何年何月何日	昭和何年何月何日	同	〇	
同	〇	昭和何年何月何日	昭和何年何月何日	同	〇	
同	〇	昭和何年何月何日	昭和何年何月何日	同	〇	
計	〇				〇	

● 歳入概算書及歳出概算様式

明治二十二年三月乾第八二六號  
大藏大臣發本省大臣宛

本年本月閣令第十二號第九條歳入概算書及歳出概算書ノ様式別紙ノ通相定候條此段及御通達候也  
(別紙)

明治何年度歳入概算書

廳	名
---	---

歳入概算説明

本年度ニ於テハ明治何年何月何日法律又ハ勅令ニ據リ何々ノ規則ヲ改定シ何年何月何日以降之ヲ實施スヘキヲ以テ何々ノ項ヲ設置シ又ハ何々ノ事由ニ據リ何々ヲ加ヘ或ハ删除ス

第何款 何々  
第何項 何々

増、、、、、、圓

何年何月何日法律ニ據リ新タニ本項ヲ設置シタルカ爲メノ皆増ヲ見ル

減、、、、、、圓















